



第5次賀茂地区障害者計画
第7期賀茂地区障害福祉計画
第3期賀茂地区障害児福祉計画

令和6年3月

下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町

目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的と位置づけ	5
3 計画の対象者	6
4 計画の期間	6
5 計画の策定方法	6
第2節 賀茂地区の障害のある人の現状	7
1 統計データからみる障害のある人の現状	7
2 住民アンケート調査結果からみる障害のある人の現状	18
3 ヒアリング調査結果からみる障害福祉事業所等の現状	31
第3節 計画の基本的な考え方	37
1 目指す姿	37
2 基本理念	37
3 基本目標	38
第4節 計画の推進	39
1 賀茂地区全体の連携	39
2 推進体制の確立	39
3 計画の周知	39
4 計画の進捗管理、点検及び評価	39
第2章 第5次賀茂地区障害者計画	41
施策体系	43
基本目標1 障害のある人への理解と交流を深める	44
1 障害に対する理解の促進	45
2 福祉に関する人材育成と活動支援	47
3 福祉教育の推進	50
基本目標2 保健・医療・福祉の体制整備に努める	51
1 健康づくりと障害の早期発見・早期対応	52
2 保健・医療・地域リハビリテーションの充実	55
基本目標3 地域での自立した生活を実現する	57
1 相談・情報提供サービスの充実	58
2 総合的な福祉サービスの充実	60
3 障害のある人の人権を守る取組の推進	64
基本目標4 可能性を広げ、社会参加を促進する	66
1 教育・保育・療育体制の充実	67

2	障害のある人の就労と活動の場の確保	70
3	情報バリアフリー化の推進	72
4	スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進	73
	基本目標5 人にやさしいまちをつくる	75
1	バリアフリーのまちづくり	76
2	防災・防犯体制の整備及び感染症対策の推進	78
	第3章 第7期賀茂地区障害福祉計画・第3期賀茂地区障害児福祉計画	81
	第1節 サービスの体系	83
	第2節 令和8年度までに達成を目指す成果目標	84
1	施設入所者への地域生活への移行	84
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	84
3	地域生活支援拠点等の整備	85
4	福祉施設から一般就労等への移行	86
5	障害児通所支援の地域支援体制等の整備	88
6	相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保	90
7	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	92
	第3節 自立支援給付の見込み	93
1	訪問系サービス	93
2	日中活動系サービス	101
3	療養介護	111
4	短期入所（ショートステイ）	112
5	居住系サービス	114
6	計画相談支援	118
7	地域相談支援	119
	第4節 障害のある児童へのサービスの見込み	122
1	障害児通所支援	122
2	障害児相談支援	127
3	発達障害のある人への支援	128
	第5節 地域生活支援事業	130
1	必須事業	130
2	任意事業	140
	資料編	143
1	障害福祉サービス事業所位置図	145
2	市町別障害福祉サービス事業所設置数、利用状況（令和4年度）	146
3	用語解説	147
4	賀茂地区障害者自立支援協議会設置要綱及び構成員名簿	158
5	障害者計画等策定・推進協議会規約及び推進協議会・運営委員会名簿	161
6	障害者（児）絵画ギャラリー	166

第1章 総論



第1節 計画策定の概要

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

わが国では、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの意思で様々なことを決定し、地域のなかで制限されることのない生活を送れるよう、法の整備・改正を進めてきました。

平成23年の障害者基本法の改正では、日常生活や社会生活のなかで障害のある人がその障害や社会的障壁によって受ける制限を取り除くために、可能な限り合理的な配慮を行うように定められました。

平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、平成30年4月には改正障害者総合支援法が施行されました。また、平成25年には、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るため「障害者優先調達推進法」が施行されました。

また、雇用の分野においては、障害のある人への雇用に関する差別禁止を推進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を制定しました。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。

こうしたなか、障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（第4次）」が平成30年4月に策定され、障害の有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援施策の推進が図られています。また、平成30年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、新たに「市町村障害児福祉計画」を定めることとなりました。

その後も、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」と示されています。

(2) 静岡県の動き

静岡県では、平成15年3月に障害者基本法に基づく「第1次静岡県障害者計画」（ふじのくに障害者プラン21）が策定されました。また、平成19年3月には「第2次静岡県障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「第2期静岡県障害福祉計画」を一体のものとして「ふじのくに障害者プラン21」が策定され、総合的な障害者施策の推進が行われてきました。

その後、国の障害保健福祉制度が急激に変革するなかで、平成25年7月には「第3次静岡県障害者計画」（ふじのくに障害者しあわせプラン）が策定され、また「障害福祉計画」については、3か年を計画期間として第2期から第5期まで計画の改定が進められてきました。

そして現在、令和3年3月には「第6期静岡県障害福祉計画・第2期静岡県障害児福祉計画」、令和4年3月には「第5次静岡県障害者計画」が策定され、運用されてきました。

この他に、平成25年に制定された「障害者差別解消法」に基づき、県条例「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定され、平成29年4月から施行されました。

(3) 賀茂地区の動き

賀茂地区では、平成18年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき、市町村障害福祉計画を策定、また障害のある人等の生活を広域連携によってサポートしていくために、賀茂地区（1市5町）が連携して、合同で計画策定を行いました。

また、この計画策定を受け、それまで下田市、賀茂郡がそれぞれ別々に策定していた障害者計画についても、広域でのより一層の連携を図り、障害のある人等の柔軟な施策推進のため、平成19年度を初年度とした「第1次賀茂地区障害者計画」を合同で策定し、「ともに暮らし、ともに活動できるまち」を賀茂地区の目指す姿として掲げ、「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」・「エンパワメント」を基本理念とし、障害のある人の自立と社会参加の推進に取り組んできました。

その後、当初の基本理念を維持しながら、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を合同で策定し、それぞれの市町の状況に応じて施策を進めてきました。

この度、「第4次賀茂地区障害者計画」、「第6期賀茂地区障害福祉計画」、「第2期賀茂地区障害児福祉計画」が最終年度を迎えることから、国の指針や県の施策・計画等と整合を図りながら、令和8年度を最終年度とする「第5次賀茂地区障害者計画」、「第7期賀茂地区障害福祉計画」、「第3期賀茂地区障害児福祉計画」を策定しました。

2 計画の目的と位置づけ

(1) 計画策定の目的

賀茂地区では、今後の障害者施策の基本理念、基本方針並びに今後の施策展開の基本方向について定める「第5次賀茂地区障害者計画」、障害のある人をはじめとする、何らかの障害等により支援を必要とする人への福祉サービスの整備目標を定める「第7期賀茂地区障害福祉計画」及び「第3期賀茂地区障害児福祉計画」を一体的に推進していくため、これらの3本の計画を一体として策定します。

(2) 計画の位置づけ

「第5次賀茂地区障害者計画」（以下「第5次障害者計画」という。）は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」として、また、「第7期賀茂地区障害福祉計画」（以下「第7期障害福祉計画」という。）は、障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」として、「第3期賀茂地区障害児福祉計画」（以下「第3期障害児福祉計画」という。）は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。

①市町村障害者計画

- ・障害者基本法第11条第3項を根拠法とします。
- ・賀茂地区（1市5町）における障害者施策の基本的方向を示すとともに、地域内の住民、企業、関係機関・団体等にとっては、今後の取組の指針を示すものです。
- ・国の定める「障害者基本計画」、静岡県が定める「第5次静岡県障害者計画」との整合性を図り、計画を策定しました。

②市町村障害福祉計画

- ・障害者総合支援法第88条を根拠法とします。
- ・賀茂地区（1市5町）において展開する障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保の目標、種類ごとの必要量の見込みを示すものです。
- ・国の定める基本指針に即し、静岡県の定める「第6期静岡県障害福祉計画」との整合性を図り、計画を策定しました。

③市町村障害児福祉計画

- ・児童福祉法第33条の20を根拠法とします。
- ・賀茂地区（1市5町）において計画期間に展開する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保の目標、種類ごとの必要量の見込みを示すものです。
- ・国の定める基本指針に即し、静岡県の定める「第2期静岡県障害児福祉計画」との整合性を図り、計画を策定しました。

3 計画の対象者

本計画の支援の対象は、身体障害、知的障害、精神障害のある人（各障害者手帳所持者）に限らず、難病疾患のある人や高次脳機能障害、発達障害等、障害のある人で、日常生活や社会生活で支援を必要とする人が対象となります。

また、本計画の推進にあたっては、障害のある人等を中心に、その家族、介助者、援助者、ボランティア、地域社会を形成する住民全てが対象となります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年です。また、計画を一体的に推進するために、「第5次賀茂地区障害者計画」、「第7期賀茂地区障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」の3計画において計画期間を同一とします。

なお、計画期間中において、関連計画の見直しや社会経済情勢の変化等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の策定方法

(1) 住民アンケート調査、団体・事業者調査の実施

計画の見直しにあたって、障害のある人の実態や現状のニーズ、障害のある人の暮らしを支える地域についての情報を得るため、住民アンケート調査を実施しました。

また、障害のある人を支援する団体・事業者の活動・運営状況や課題等を収集するため、団体・事業者への簡易アンケート調査を実施しました。

(2) 策定委員会での協議・検討

当事者団体関係者、地域住民代表、関係団体代表、福祉関係者、行政職員等によって構成される「賀茂地区障害者自立支援協議会」及び「賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会」にて、計画内容の審議を行いました。

第2節 賀茂地区の障害のある人の現状

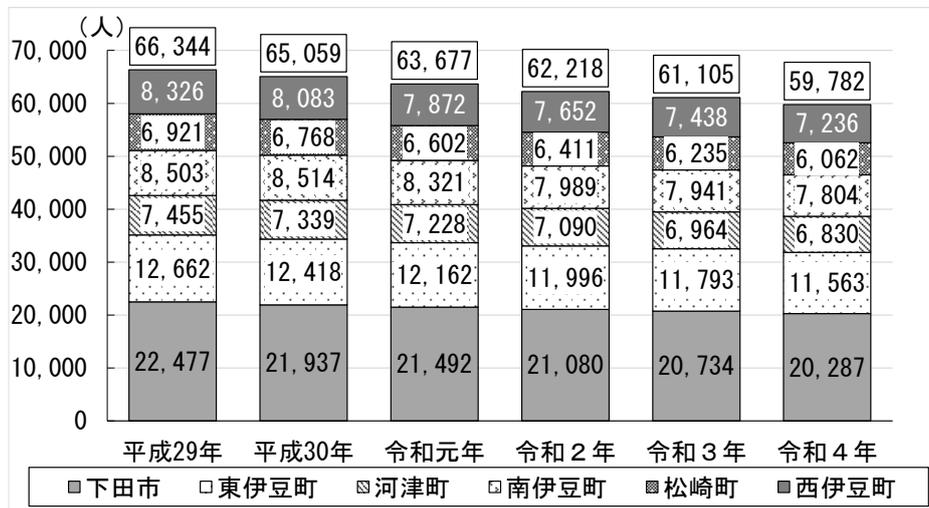
1 統計データからみる障害のある人の現状

(1) 賀茂地区の概要

①総人口の推移

賀茂地区の総人口の推移をみると、各市町で減少が続いており、毎年1,100～1,400人前後減少しています。令和4年には59,782人となっており、平成29年から令和4年までの間で6,562人減少しています。

■賀茂地区の総人口の推移



資料：各市町データ（各年4月1日現在）

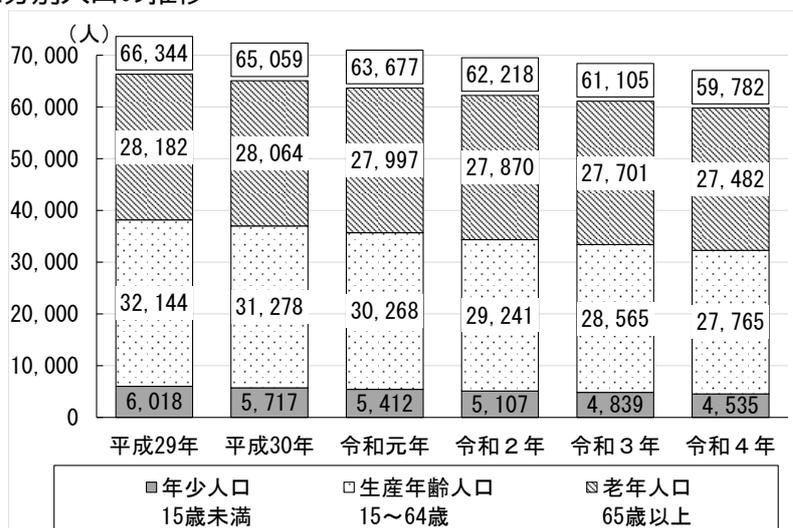


②年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、各年齢区分においても減少傾向にあります。令和4年においては、年少人口が4,535人、生産年齢人口が27,765人、老年人口が27,482人となっています。年少人口については、平成30年から令和2年までは5,000人台、令和3年以降は4,000人台で推移しており、平成29年から令和4年の間に1,483人減少しています。生産年齢人口については、平成29年から令和元年まで30,000人台、令和2年以降は20,000人台で推移しており、平成29年から令和4年の間に4,379人減少しています。老年人口については、令和元年以降27,000人台で推移しており、平成29年から令和4年の間に700人減少しています。

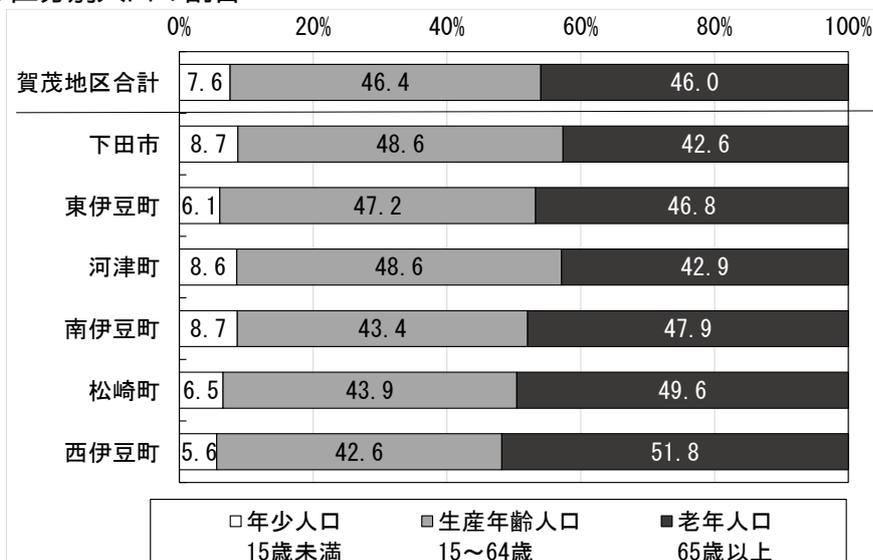
令和4年4月1日現在の年齢3区分別人口の割合をみると、賀茂地区全体の年少人口は7.6%、生産年齢人口は46.4%、老年人口が占める割合（＝高齢化率）は46.0%となっています。なお、高齢化率が最も高いのは西伊豆町で、51.8%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：各市町データ（各年4月1日時点）

■年齢3区分別人口の割合



資料：各市町データ（令和4年4月1日時点）

(2) 身体障害のある人の状況

賀茂地区の身体障害者手帳所持者数は、令和3年度が2,773人、そのうち18歳未満が26人、18歳以上が2,747人となっています。手帳所持者の総数は、平成24年度の2,837人から、64人減少しています。

令和3年度末現在の障害種別で見ると、肢体不自由が1,331人と最も多く、次いで内部障害が961人、聴覚平衡機能障害が222人などとなっています。また、等級別にみると、「1級（圏域内+圏域外）」が1,055人と最も多く、次いで「4級（圏域内+圏域外）」が640人、「3級（圏域内+圏域外）」が404人と続いています。なお、重度（1・2級）が全体の半数以上を占めています。

■賀茂地区の身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末）

単位：人

年度		平成24年度						平成29年度						令和3年度						
年齢	項目	市町	総数	視覚障害	聴覚平衡機能障害															
18歳未満	実数	下田市	11	0	3	0	5	3	8	0	2	0	1	5	13	1	2	0	4	6
		東伊豆町	12	0	0	0	10	2	10	0	0	0	7	3	7	1	0	0	5	1
		河津町	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		南伊豆町	2	0	0	0	2	0	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
		松崎町	5	1	2	0	1	1	6	1	2	0	1	2	4	0	2	0	1	1
		西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
		賀茂地区計	33	1	5	0	19	8	27	1	4	0	11	11	26	2	4	0	11	9
		圏域外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	33	1	5	0	19	8	27	1	4	0	11	11	26	2	4	0	11	9	
	横構成比	100.0%	3.0%	15.2%	0.0%	57.6%	24.2%	100.0%	3.7%	14.8%	0.0%	40.7%	40.7%	100.0%	7.7%	15.4%	0.0%	42.3%	34.6%	
縦構成比	1.2%	0.4%	1.9%	0.0%	1.3%	1.0%	0.9%	0.4%	1.6%	0.0%	0.7%	1.2%	0.9%	0.9%	1.8%	0.0%	0.8%	0.9%		
18歳以上	実数	下田市	833	78	64	17	437	237	892	62	66	15	463	286	844	55	61	15	416	297
		東伊豆町	368	37	23	2	211	95	486	49	29	3	255	150	531	46	33	4	252	196
		河津町	330	25	27	5	178	95	287	19	17	4	148	99	248	23	16	5	108	96
		南伊豆町	380	32	40	11	215	82	368	30	33	9	189	107	374	31	29	9	176	129
		松崎町	409	24	47	4	216	118	364	25	38	5	192	104	316	29	25	4	171	87
		西伊豆町	450	31	62	10	218	129	462	27	68	8	209	150	400	20	53	7	177	143
		賀茂地区計	2,770	227	263	49	1,475	756	2,859	212	251	44	1,456	896	2,713	204	217	44	1,300	948
		圏域外	34	11	2	1	17	3	35	11	2	1	18	3	34	8	1	1	20	4
	合計	2,804	238	265	50	1,492	759	2,894	223	253	45	1,474	899	2,747	212	218	45	1,320	952	
	横構成比	100.0%	8.5%	9.5%	1.8%	53.2%	27.1%	100.0%	7.7%	8.7%	1.6%	50.9%	31.1%	100.0%	7.7%	7.9%	1.6%	48.1%	34.7%	
縦構成比	98.8%	99.6%	98.1%	100.0%	98.7%	99.0%	99.1%	99.6%	98.4%	100.0%	99.3%	98.8%	99.1%	99.1%	98.2%	100.0%	99.2%	99.1%		
総数	実数	下田市	844	78	67	17	442	240	900	62	68	15	464	291	857	56	63	15	420	303
		東伊豆町	380	37	23	2	221	97	496	49	29	3	262	153	538	47	33	4	257	197
		河津町	333	25	27	5	179	97	287	19	17	4	148	99	249	23	16	5	108	97
		南伊豆町	382	32	40	11	217	82	371	30	33	9	191	108	374	31	29	9	176	129
		松崎町	414	25	49	4	217	119	370	26	40	5	193	106	320	29	27	4	172	88
		西伊豆町	450	31	62	10	218	129	462	27	68	8	209	150	401	20	53	7	178	143
		賀茂地区計	2,803	228	268	49	1,494	764	2,886	213	255	44	1,467	907	2,739	206	221	44	1,311	957
		圏域外	34	11	2	1	17	3	35	11	2	1	18	3	34	8	1	1	20	4
	合計	2,837	239	270	50	1,511	767	2,921	224	257	45	1,485	910	2,773	214	222	45	1,331	961	
	横構成比	100.0%	8.4%	9.5%	1.8%	53.3%	27.0%	100.0%	7.7%	8.8%	1.5%	50.8%	31.2%	100.0%	7.7%	8.0%	1.6%	48.0%	34.7%	
縦構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

資料：各市町データ（各年度末現在）

■賀茂地区の等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	市町	総数	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	
重度	1級	下田市	326	24	3	1	109	189
		東伊豆町	224	25	0	0	68	131
		河津町	102	10	1	0	32	59
		南伊豆町	133	8	0	0	39	86
		松崎町	100	14	0	0	30	56
		西伊豆町	145	7	1	0	33	104
		賀茂地区計	1,030	88	5	1	311	625
		圏域外	25	8	0	0	13	4
		合計	1,055	96	5	1	324	629
		構成比	38.0%	45.5%	2.2%	2.3%	24.1%	66.1%
	2級	下田市	110	9	19	1	78	3
		東伊豆町	60	7	5	0	46	2
		河津町	35	8	4	0	19	4
		南伊豆町	49	9	8	1	23	8
		松崎町	63	10	10	0	43	0
		西伊豆町	65	4	15	1	44	1
		賀茂地区計	382	47	61	3	253	18
		圏域外	4	0	0	0	4	0
		合計	386	47	61	3	257	18
構成比	13.9%	22.3%	27.4%	6.8%	19.1%	1.9%		
中度	3級	下田市	117	1	7	10	60	39
		東伊豆町	94	1	7	3	59	24
		河津町	34	1	1	5	13	14
		南伊豆町	65	1	2	5	41	16
		松崎町	47	0	8	3	28	8
		西伊豆町	43	3	5	3	25	7
		賀茂地区計	400	7	30	29	226	108
		圏域外	4	0	1	0	3	0
		合計	404	7	31	29	229	108
		構成比	14.6%	3.3%	13.9%	65.9%	17.1%	11.3%
	4級	下田市	218	4	16	3	123	72
		東伊豆町	107	5	8	0	65	29
		河津町	50	2	3	0	25	20
		南伊豆町	86	3	10	3	49	21
		松崎町	80	4	3	1	48	24
		西伊豆町	98	0	15	3	49	31
		賀茂地区計	639	18	55	10	359	197
		圏域外	1	0	0	1	0	0
		合計	640	18	55	11	359	197
構成比	23.1%	8.5%	24.7%	25.0%	26.7%	20.7%		

第2節 賀茂地区の障害のある人の現状

軽度	5級	下田市	41	10	0	0	31	0
		東伊豆町	28	8	0	0	20	0
		河津町	16	1	0	0	15	0
		南伊豆町	21	6	0	0	15	0
		松崎町	12	0	0	0	12	0
		西伊豆町	19	2	0	0	17	0
		賀茂地区計	137	27	0	0	110	0
		圏域外	0	0	0	0	0	0
		合計	137	27	0	0	110	0
		構成比	4.9%	12.8%	0.0%	0.0%	8.2%	0.0%
	6級	下田市	45	8	18	0	19	0
		東伊豆町	25	1	13	0	11	0
		河津町	12	1	7	0	4	0
		南伊豆町	20	1	10	0	9	0
		松崎町	18	1	6	0	11	0
		西伊豆町	31	4	17	0	10	0
		賀茂地区計	151	16	71	0	64	0
		圏域外	0	0	0	0	0	0
		合計	151	16	71	0	64	0
構成比		5.4%	7.6%	31.8%	0.0%	4.8%	0.0%	
総数	圏域内	賀茂地区計	2,739	203	222	43	1,323	948
		構成比	98.8%	7.3%	8.0%	1.6%	47.7%	34.2%
	圏域外	賀茂地区計	34	8	1	1	20	4
		構成比	1.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.7%	0.1%
	全域	賀茂地区計	2,773	211	223	44	1,343	952
		構成比	100.0%	7.6%	8.0%	1.6%	48.4%	34.3%

資料：各市町データ（令和3年度末現在）

(3) 知的障害のある人の状況

賀茂地区の療育手帳所持者数は、令和3年度が589人、そのうち18歳未満が72人、18歳以上が517人となっています。なお、平成24年度の463人から、126人増加しています。また、賀茂地区内で生活している所持者数は平成29年度の532人から令和3年度には528人へと減少していますが、賀茂地区外の施設利用者は平成29年度の44人から令和3年度には61人へと増加しています。

等級別でみると、重度(A)が232人、中軽度(B)が357人となっています。

令和3年度末現在の知的障害と身体障害の重複障害者数をみると、重度(A)が71人、中軽度(B)が19人の合計90人となっており、年齢別でみると、18歳未満が5人、18～64歳が70人、65歳以上が15人となっています。

■賀茂地区の療育手帳所持者数の推移

単位：人

年齢	年度		平成24年度			平成29年度			令和3年度		
	項目	市町	総数	重度(A)	中軽度(B)	総数	重度(A)	中軽度(B)	総数	重度(A)	中軽度(B)
18歳未満	実数	下田市	14	3	11	34	4	30	31	6	25
		東伊豆町	30	7	23	24	5	19	11	3	8
		河津町	9	4	5	13	2	11	10	1	9
		南伊豆町	9	2	7	7	1	6	6	1	5
		松崎町	10	2	8	12	4	8	8	4	4
		西伊豆町	5	3	2	9	4	5	6	1	5
		賀茂地区計	77	21	56	99	20	79	72	16	56
		圏域外	1	1	0	1	0	1	0	0	0
	合計	78	22	56	100	20	80	72	16	56	
構成比	100.0%	28.2%	71.8%	100.0%	20.0%	80.0%	100.0%	22.2%	77.8%		
18歳以上	実数	下田市	100	49	51	132	60	72	146	62	84
		東伊豆町	86	38	48	105	40	65	97	35	62
		河津町	48	22	26	54	20	34	59	20	39
		南伊豆町	47	25	22	55	28	27	60	29	31
		松崎町	45	23	22	47	24	23	52	27	25
		西伊豆町	19	4	15	40	11	29	42	12	30
		賀茂地区計	345	161	184	433	183	250	456	185	271
		圏域外	40	26	14	43	25	18	61	31	30
	合計	385	187	198	476	208	268	517	216	301	
構成比	100.0%	48.6%	51.4%	100.0%	43.7%	56.3%	100.0%	41.8%	58.2%		
総数	実数	下田市	114	52	62	166	64	102	177	68	109
		東伊豆町	116	45	71	129	45	84	108	38	70
		河津町	57	26	31	67	22	45	69	21	48
		南伊豆町	56	27	29	62	29	33	66	30	36
		松崎町	55	25	30	59	28	31	60	31	29
		西伊豆町	24	7	17	49	15	34	48	13	35
		賀茂地区計	422	182	240	532	203	329	528	201	327
		圏域外	41	27	14	44	25	19	61	31	30
	合計	463	209	254	576	228	348	589	232	357	
構成比	100.0%	45.1%	54.9%	100.0%	39.6%	60.4%	100.0%	39.4%	60.6%		

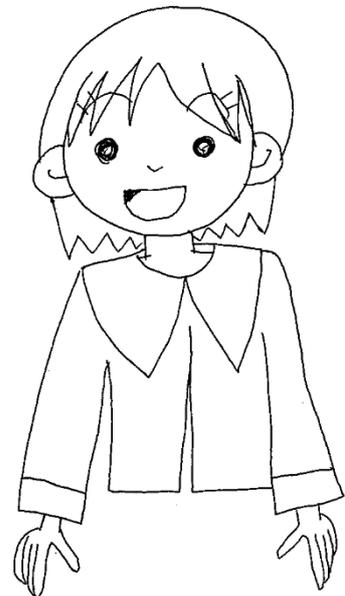
資料：各市町データ（各年度末現在）

■賀茂地区の知的障害と身体障害の重複者数

単位：人

年齢	知的等級	総数	身体1級	身体2級	身体3級	身体4級	身体5級	身体6級
18歳未満	重度(A)	4	1	1	2	0	0	0
	中軽度(B)	1	0	0	0	0	1	0
	総数	5	1	1	2	0	1	0
18～64歳	重度(A)	56	23	13	10	9	0	1
	中軽度(B)	14	3	2	1	3	4	1
	総数	70	26	15	11	12	4	2
65歳以上	重度(A)	11	2	3	4	1	0	1
	中軽度(B)	4	0	2	0	1	0	1
	総数	15	2	5	4	2	0	2
総数	重度(A)	71	26	17	16	10	0	2
	中軽度(B)	19	3	4	1	4	5	2
	総数	90	29	21	17	14	5	4

資料：各市町データ（令和3年度末現在）



(4) 精神障害のある人の状況

賀茂地区の精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移をみると、令和3年度は563人で、平成24年度の297人から、266人増加しています。

等級別にみると、1級が58人、2級が345人、3級が160人となっています。

自立支援医療（精神通院）公費負担利用者数の推移をみると、令和3年度においては825人となり平成29年度からの4年間で102人増加しています。市町別にみると、下田市が310人と最も多く、次いで東伊豆町が166人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

市町	平成24年度				平成29年度				令和3年度			
	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級
下田市	82	6	65	11	139	11	100	28	185	18	127	40
東伊豆町	41	7	21	13	66	8	42	16	78	11	48	19
河津町	7	1	5	1	19	5	13	1	29	4	20	5
南伊豆町	91	10	42	39	113	9	50	54	154	14	61	79
松崎町	30	8	16	6	45	9	27	9	56	8	36	12
西伊豆町	38	5	29	4	54	4	47	3	54	3	46	5
賀茂地区計	289	37	178	74	436	46	279	111	556	58	338	160
圏域外	8	3	1	4	9	2	4	3	7	0	7	0
合計	297	40	179	78	445	48	283	114	563	58	345	160
構成比	100.0%	13.5%	60.3%	26.3%	100.0%	10.8%	63.6%	25.6%	100.0%	10.3%	61.3%	28.4%

※平成24年度の実績値は全体を把握できていない可能性があるため、参考値として表示

資料：各市町データ（各年度末現在）

■自立支援医療（精神通院）公費負担利用者数の推移

単位：人

居住地	市町	平成24年度	平成29年度	令和3年度
		総数	総数	総数
圏域内	下田市	23	279	310
	東伊豆町	128	144	166
	河津町	-	42	68
	南伊豆町	85	103	122
	松崎町	48	54	73
	西伊豆町	55	84	74
	賀茂地区計	339	706	813
圏域外	下田市	-	8	6
	東伊豆町	-	-	-
	河津町	-	2	2
	南伊豆町	1	1	2
	松崎町	0	0	0
	西伊豆町	1	6	2
	賀茂地区計	2	17	12
合計		341	723	825

※平成24年度は、実績値を把握できていない市町があるため、参考値として表示

資料：各市町データ（各年度末現在）

(5) 障害支援区分

障害支援区分をみると、賀茂地区の合計は375人となっています。区分6が104人と最も多く、次いで区分3が82人、区分4が68人となっています。中度（区分3・4）と重度（区分5・6）がそれぞれ4割以上を占めています。

また、居住地は圏域外が75人となっており、全体の2割以上となっています。

■障害支援区分

単位：人

居住地	市町	総数	軽度		中度		重度	
			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
圏域内	下田市	102	4	17	19	19	14	29
	東伊豆町	50	1	4	19	9	5	12
	河津町	29	0	5	8	5	4	7
	南伊豆町	38	3	3	5	9	8	10
	松崎町	38	2	6	11	5	5	9
	西伊豆町	43	0	10	7	4	7	15
	賀茂地区計	300	10	45	69	51	43	82
圏域外	下田市	21	3	1	3	5	3	6
	東伊豆町	23	0	2	4	5	6	6
	河津町	5	0	0	1	0	1	3
	南伊豆町	5	0	0	1	2	1	1
	松崎町	6	0	0	0	0	1	5
	西伊豆町	15	0	1	4	5	4	1
	賀茂地区計	75	3	4	13	17	16	22
合計		375	13	49	82	68	59	104
構成比		100.0%	3.5%	13.1%	21.9%	18.1%	15.7%	27.7%

資料：各市町データ（令和3年度末現在）

(6) 難病患者

指定難病、小児慢性特定疾患医療費受給者数をみると、令和3年度は、指定難病医療費受給者が430件、小児慢性特定疾患医療費受給者が23件となっています。市町別でみると、下田市が132件で最も多くなっています。

指定難病医療費受給者数は、平成30年度から令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度は430人となっています。

小児慢性特定疾患医療費受給者は、令和元年度と令和2年度では34件となっており、令和3年度において23件と減少しています。市町別でみると、下田市・南伊豆町で6件と最も多く、次いで河津町で5件となっています。

指定難病別医療費受給者数の推移をみると、神経・筋疾患が最も多く、令和3年度において161人となっています。免疫疾患については、平成30年度の58人から令和2年度の77人と19人増加しましたが、令和3年度においては75人とほぼ横ばいで推移しています。市町別でみると、神経・筋疾患は、下田市で50人と最も多くなっています。

■指定難病、小児慢性特定疾患医療費受給者数の推移

単位：件

分類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定難病医療費受給者	401	416	448	430
小児慢性特定疾患医療費受給者	41	34	34	23

資料：静岡県健康福祉部（各年度末現在）

■市町別指定難病、小児慢性特定疾患医療費受給者数

単位：件

分類	賀茂地区計	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
指定難病医療費受給者	430	132	94	59	54	42	49
小児慢性特定疾患医療費受給者	23	6	1	5	6	3	2

資料：静岡県健康福祉部（令和3年度末現在）

■指定難病別医療費受給者数の推移

単位：人

種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
血液疾患	8	9	7	8
免疫疾患	58	67	77	75
呼吸疾患	14	16	21	19
循環器疾患	11	9	9	8
消化器疾患	63	60	62	58
骨・関節疾患	34	35	41	38
染色体異常疾患	1	1	1	1
皮膚疾患	22	24	22	19
腎・泌尿器疾患	7	10	12	10
免疫・皮膚系疾患	4	4	5	5
内分泌疾患	11	12	12	13
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0
視覚系疾患	14	11	13	12
神経・筋疾患	151	154	162	161
代謝異常疾患	3	4	4	3
小計	401	416	448	430
【県指定特定疾患】				
橋本病	1	0	0	0
突発性難聴	3	0	1	1
スモン	1	1	1	3
小計	5	1	2	4
合計	406	417	450	434

資料：静岡県健康福祉部（各年度末現在）

■市町別指定難病別医療費受給者数

単位：人

種別	賀茂地区計	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
血液疾患	8	3	2	2	0	0	1
免疫疾患	75	24	16	13	8	7	7
呼吸疾患	19	8	4	2	2	1	2
循環器疾患	8	4	0	3	0	0	1
消化器疾患	58	15	9	6	11	9	8
骨・関節疾患	38	12	10	3	6	3	4
染色体異常疾患	1	0	1	0	0	0	0
皮膚疾患	19	10	5	1	1	0	2
腎・泌尿器疾患	10	4	3	1	0	0	2
免疫・皮膚系疾患	5	1	1	1	1	1	0
内分泌疾患	13	1	5	2	1	3	1
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	12	0	1	4	3	2	2
神経・筋疾患	161	50	35	20	21	16	19
代謝異常疾患	3	0	2	1	0	0	0
小計	430	132	94	59	54	42	49
【県指定特定疾患】							
橋本病	0	0	0	0	0	0	0
突発性難聴	1	0	0	1	0	0	0
スモン	3	2	1	0	0	0	0
小計	4	2	1	1	0	0	0
合計	434	134	95	60	54	42	49

資料：静岡県健康福祉部（令和3年度末現在）

2 住民アンケート調査結果からみる障害のある人の現状

(1) 調査の実施概要

○調査対象：

①手帳所持者…障害者手帳等をお持ちの方

②一般住民…障害者手帳等をお持ちでない賀茂圏域に在住の方

○調査期間：令和4年11月28日～12月12日

○調査方法：郵送配付・回収

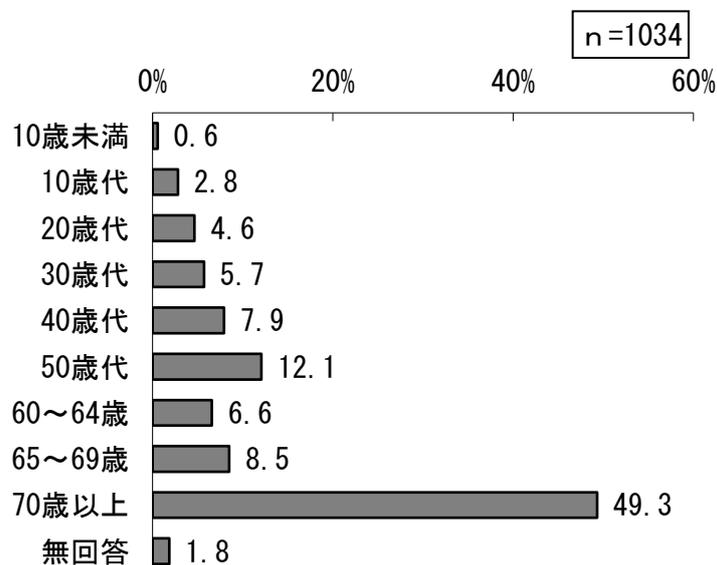
○配付・回収：

	配付数	回収数	回収率
①手帳所持者	2,000 票	1,034 票	51.7%
②一般住民	1,000 票	456 票	45.6%

(2) 手帳所持者の回答

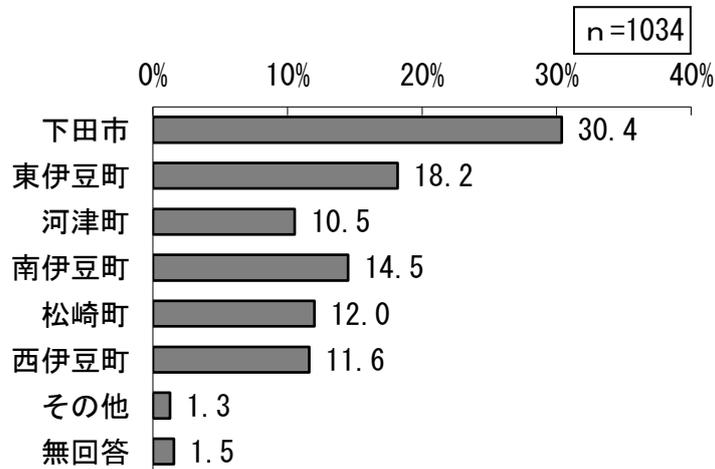
問1 あなたの年齢を教えてください。（令和4年10月1日現在でお答えください。）

- 年齢について、「70歳以上」が49.3%と最も割合が高く、次いで「50歳代」が12.1%、「65～69歳」が8.5%となっています。



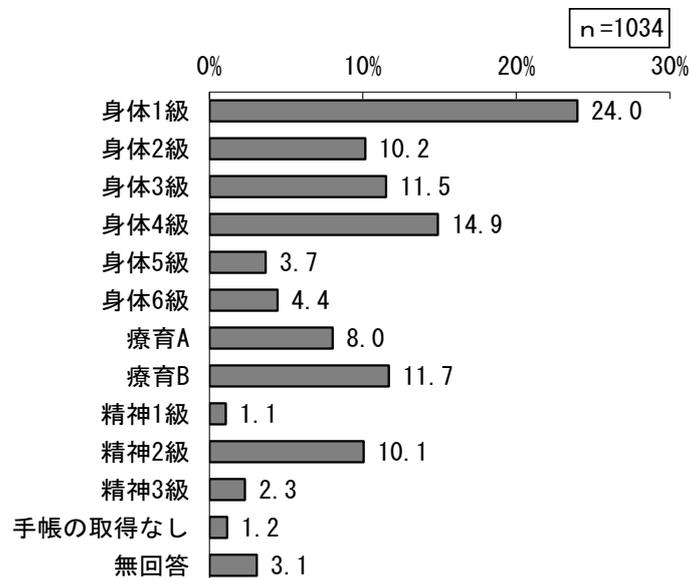
問3 あなたのお住まいを教えてください。(○は1つだけ)

- 居住地区について、「下田市」が30.4%と最も割合が高く、次いで「東伊豆町」が18.2%、「南伊豆町」が14.5%となっています。
- 「その他」には、伊豆の国市、裾野市等が記述されています。



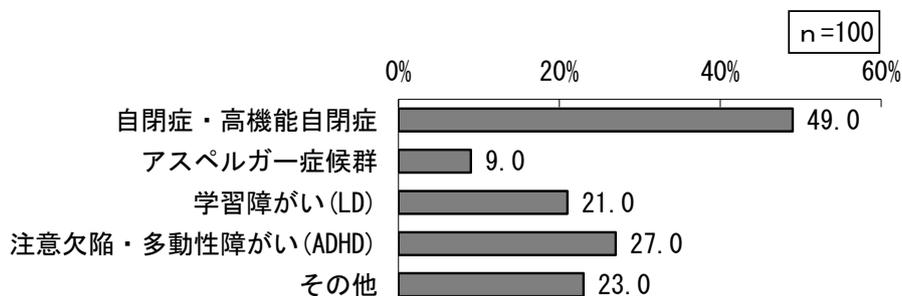
問4 お持ちの障害者手帳に記載された障害の程度はどれですか。(○はいくつでも)

- 障害の程度について、「身体1級」が24.0%と最も割合が高く、次いで「身体4級」が14.9%、「療育B」が11.7%となっています。



問4-6 発達障害の方にお聞きします。以下のどれにあてはまりますか。(○はいくつでも)

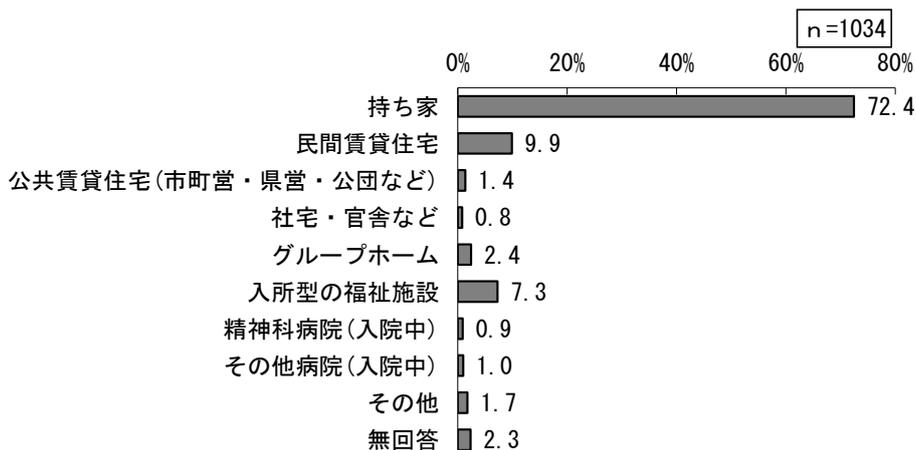
- あてはまる症状について、「自閉症・高機能自閉症」が 49.0%と最も割合が高く、次いで「注意欠陥・多動性障がい (ADHD)」が 27.0%、「その他」が 23.0%となっています。



※この設問の回答があったもののみ集計

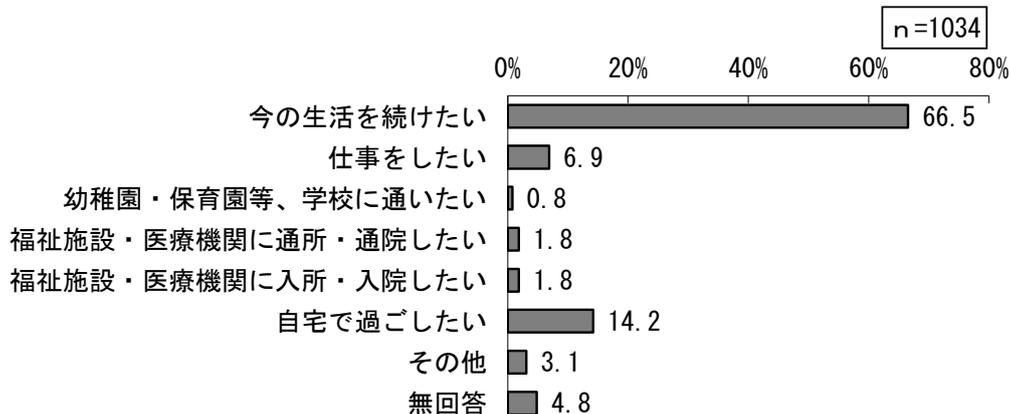
問7 あなたは現在、どこで暮らしていますか。(○は1つだけ)

- どこで暮らしているかについて、「持ち家」が 72.4%と最も割合が高く、次いで「民間賃貸住宅」が 9.9%、「入所型の福祉施設」が 7.3%となっています。



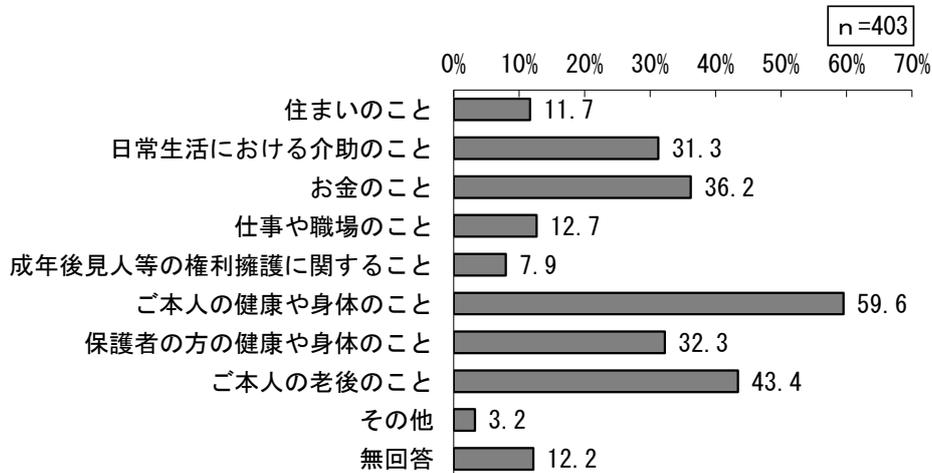
問8 あなたが望んでいる日常生活はどれですか。(○は1つだけ)

- 希望する日常生活について、「今の生活を続けたい」が 66.5%と最も割合が高く、次いで「自宅で過ごしたい」が 14.2%、「仕事をしたい」が 6.9%となっています。



問9 ご本人が生活していく上で今後心配になることは何ですか。(〇はいくつでも)

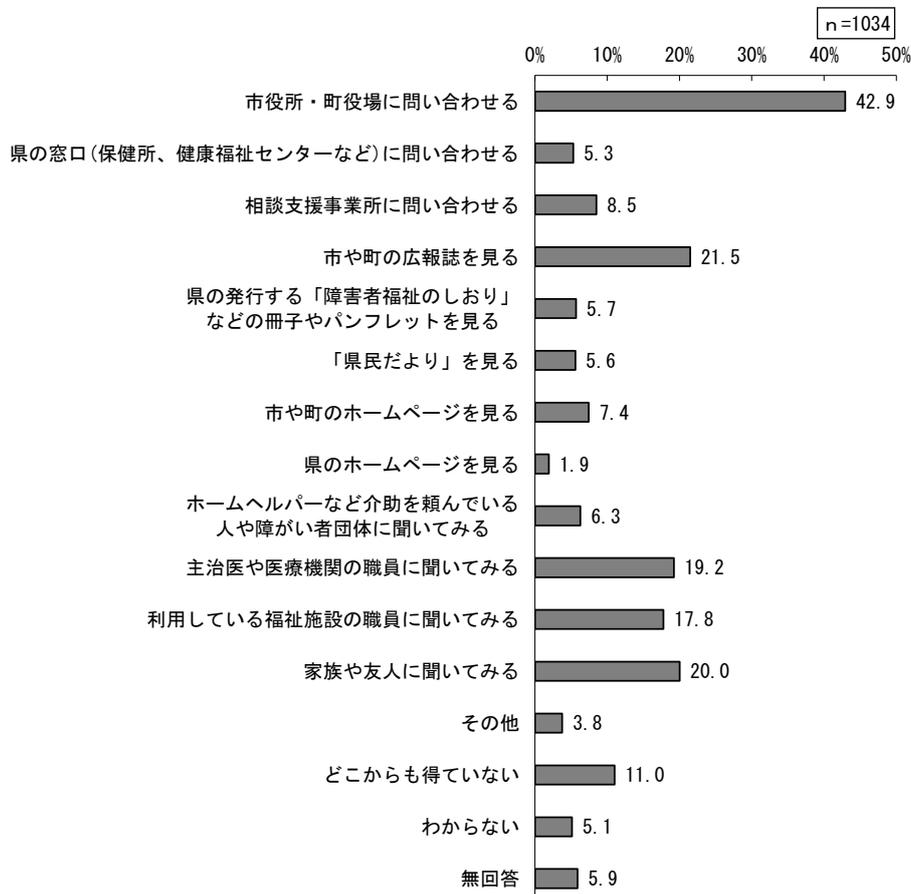
- 介助者の立場として、障害のある人に対して今後心配になることについて、「ご本人の健康や身体のこと」が59.6%と最も割合が高く、次いで「ご本人の老後のこと」が43.4%、「お金のこと」が36.2%となっています。



※調査対象者の介助者等のみに限定

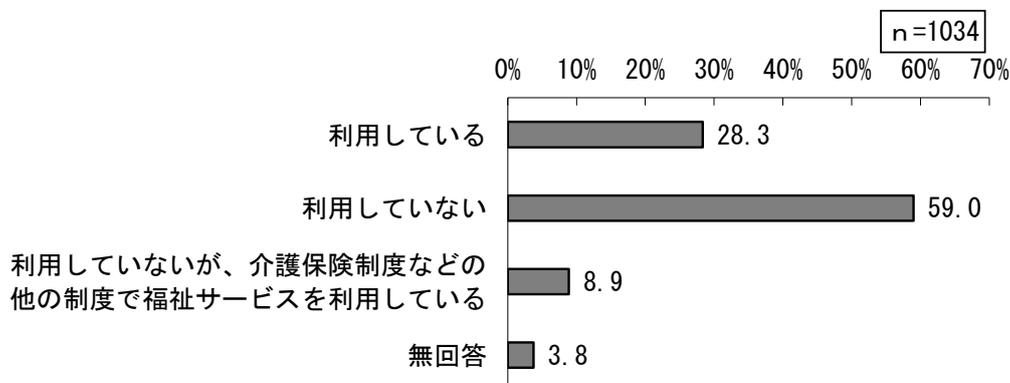
問12 あなたは、ふだん障害福祉に関する情報をどこから得ていますか。(〇はいくつでも)

- 障害福祉に関する情報の取得先について、「市役所・町役場に問い合わせる」が42.9%と最も割合が高く、次いで「市や町の広報誌を見る」が21.5%、「家族や友人に聞いてみる」が20.0%となっています。



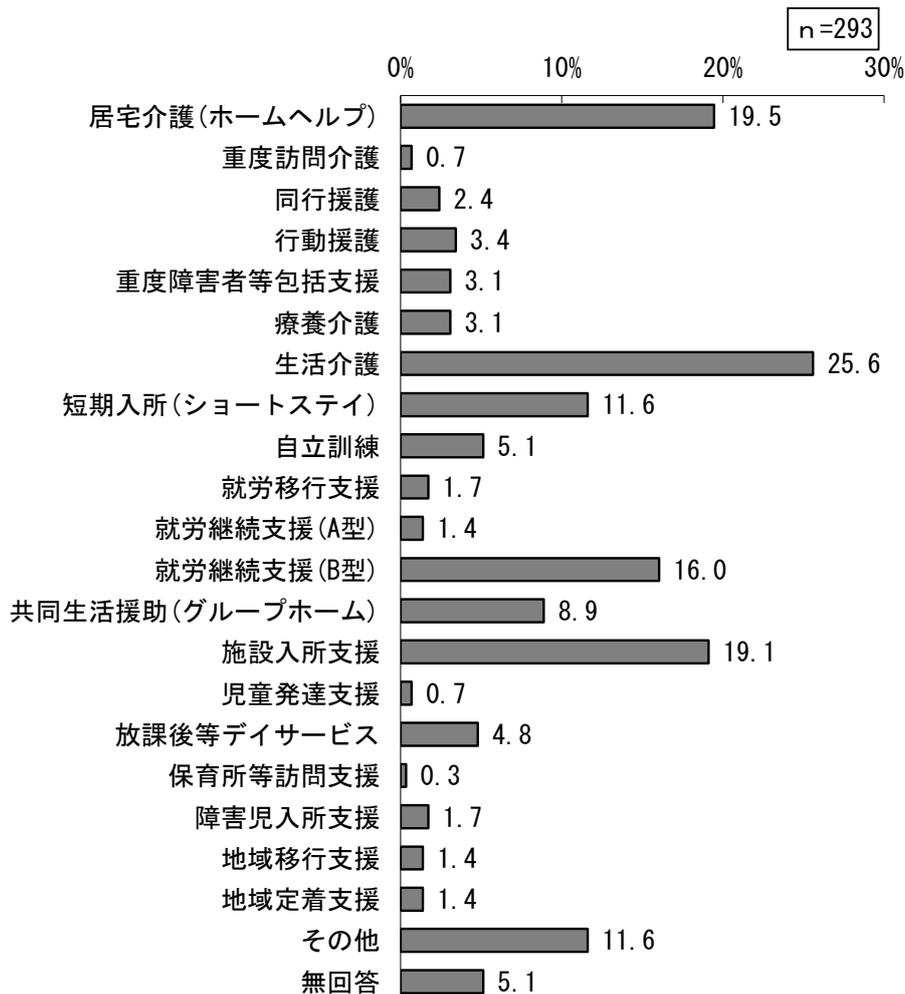
問13 あなたは現在、障害福祉サービス等を利用していますか。(○は1つだけ)

- 障害福祉サービス等の利用について、「利用していない」が59.0%と最も割合が高く、次いで「利用している」が28.3%、「利用していないが、介護保険制度などの他の制度で福祉サービスを利用している」が8.9%となっています。



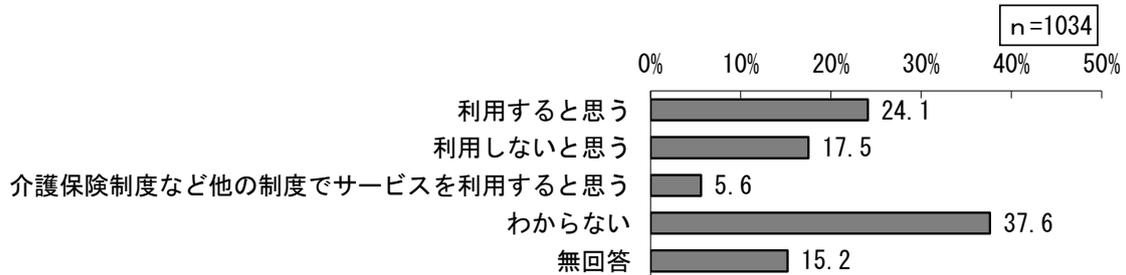
問13-1 問13で「1 利用している」と答えた方にお聞きします。現在利用しているサービスはどれですか。(○はいくつでも)

- 現在利用している障害福祉サービスについて、「生活介護」が25.6%と最も割合が高く、次いで「居宅介護(ホームヘルプ)」が19.5%、「施設入所支援」が19.1%となっています。



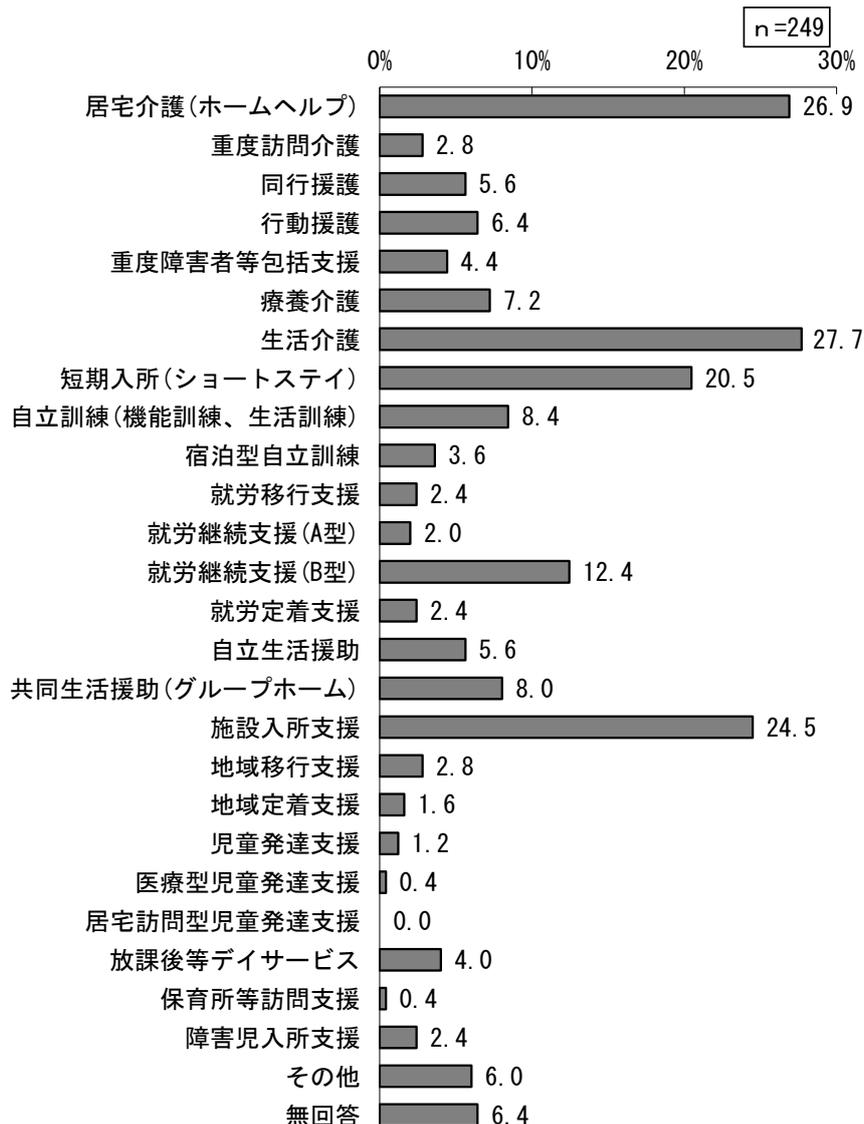
問14 あなたは、今後（おおむね3年以内に）、障害福祉サービス等を利用しますか。
（○は1つだけ）

- 今後障害福祉サービス等を利用するかについて、「わからない」が37.6%と最も割合が高く、次いで「利用すると思う」が24.1%、「利用しないと思う」が17.5%となっています。



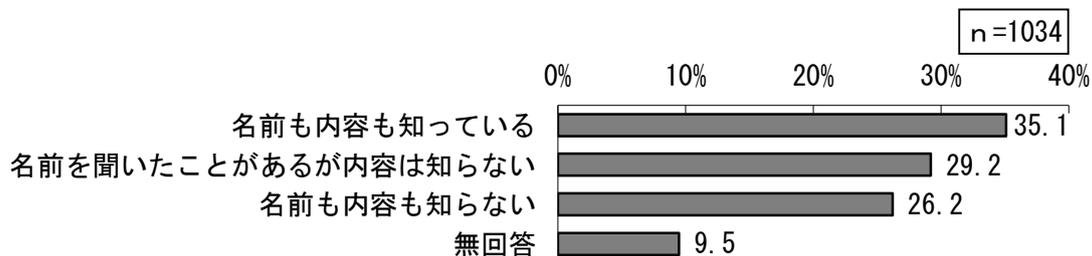
問14-1 問14で「1 利用すると思う」と答えた方にお聞きします。利用すると思うサービスはどれですか。（○はいくつでも）

- 利用すると思うサービスについて、「生活介護」が27.7%と最も割合が高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が26.9%、「施設入所支援」が24.5%となっています。



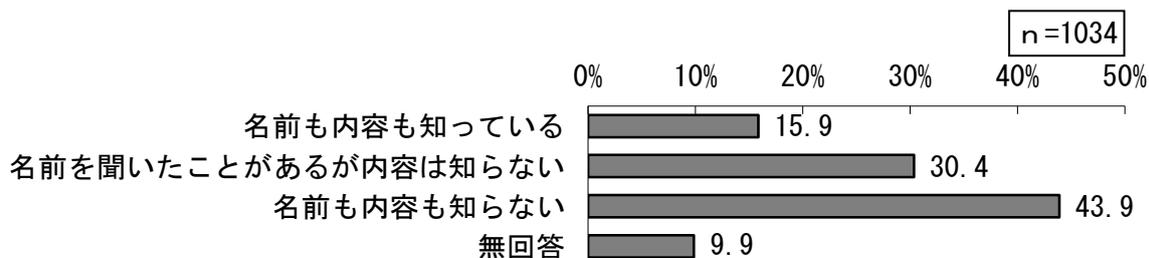
問15 成年後見制度を知っていますか。(○は1つだけ)

- 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」が 35.1%と最も割合が高く、次いで「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が 29.2%、「名前も内容も知らない」が 26.2%となっています。



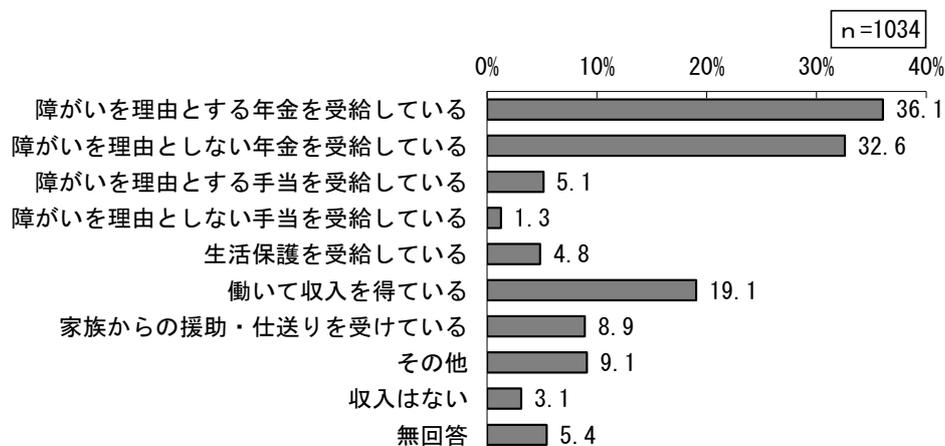
問16 日常生活自立支援事業を知っていますか。(○は1つだけ)

- 日常生活自立支援事業について、「名前も内容も知らない」が 43.9%と最も割合が高く、次いで「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が 30.4%、「名前も内容も知っている」が 15.9%となっています。



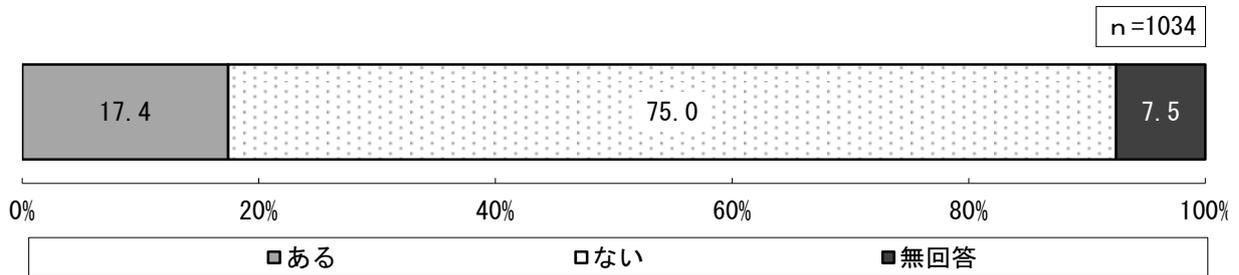
問17 あなたの主な収入はどれですか。(○はいくつでも)

- 主な収入について、「障がい者を理由とする年金を受給している」が 36.1%と最も割合が高く、次いで「障がい者を理由としない年金を受給している」が 32.6%、「働いて収入を得ている」が 19.1%となっています。



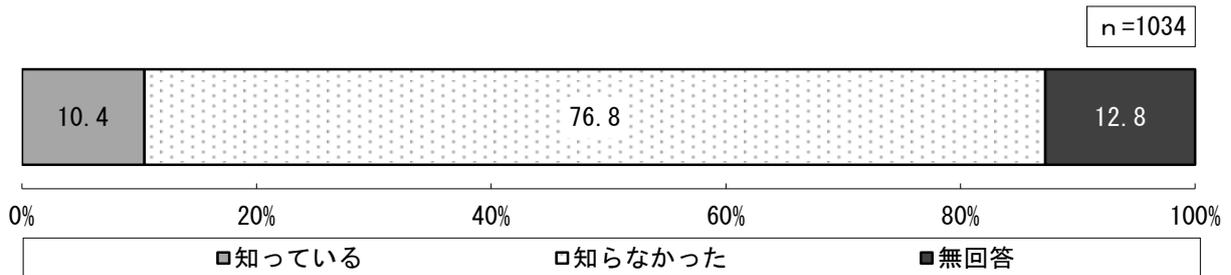
問20 生活をしている中で、差別を受けたことはありますか。(○は1つだけ)

○ 差別を受けたことがあるかについて、「ある」が17.4%、「ない」が75.0%となっています。



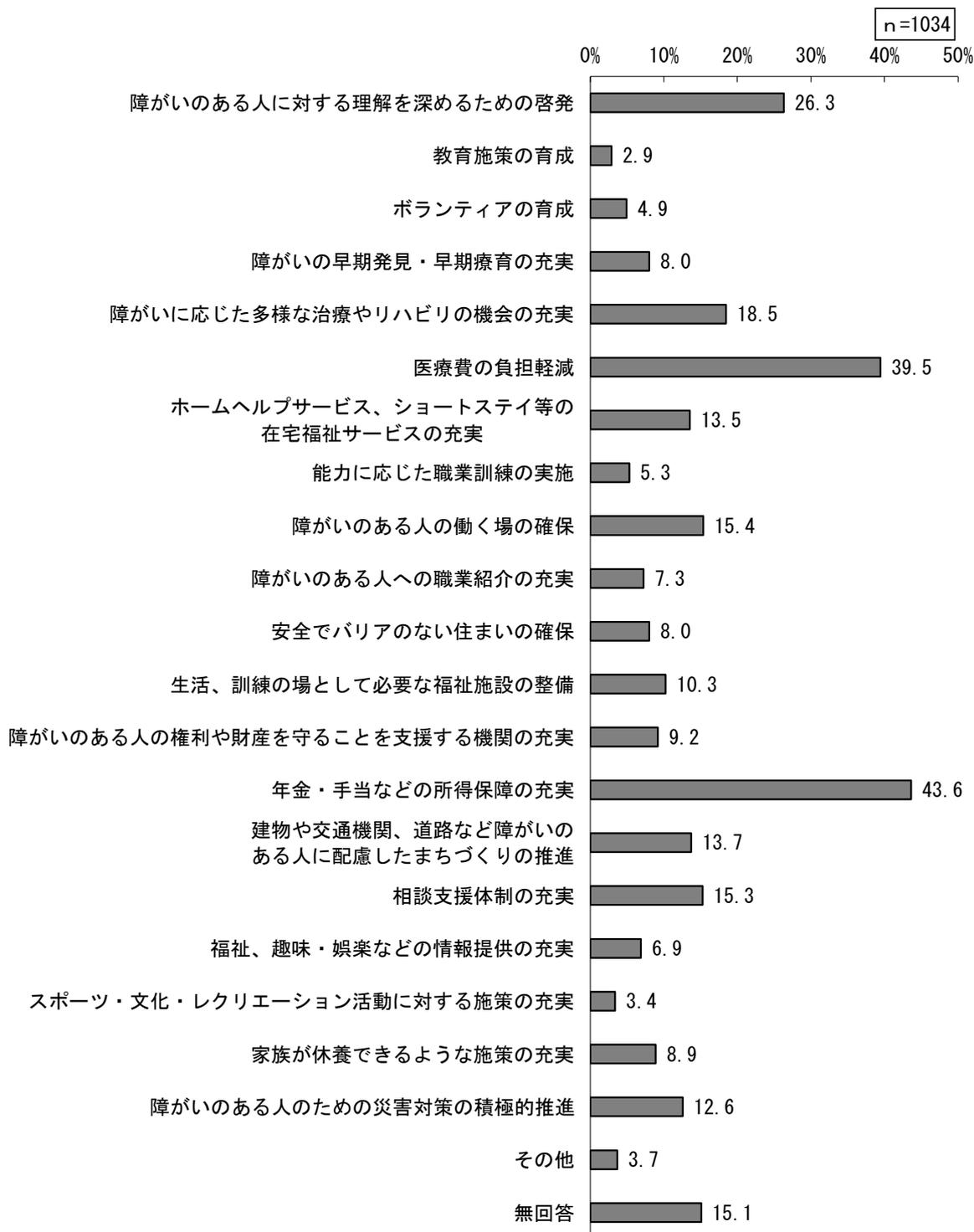
問21 平成28年4月から、障害を理由として、不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対し、合理的な配慮を行うなどが定めた「障害者差別解消法」が施行されました。あなたは「障害者差別解消法」を知っていますか。(○は1つだけ)

○ 「障害者差別解消法」について、「知っている」が10.4%、「知らなかった」が76.8%となっています。



問35 今後、行政に力を入れてほしいことはどのようなことですか。(〇は5つまで)

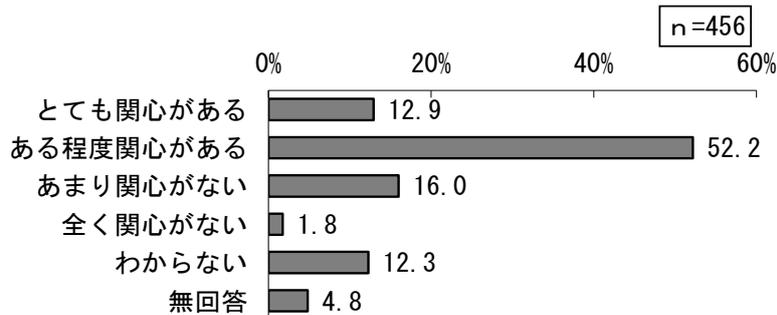
○ 行政に力を入れてほしいことについて、「年金・手当などの所得保障の充実」が43.6%と最も割合が高く、次いで「医療費の負担軽減」が39.5%、「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発」が26.3%となっています。



(3) 一般住民の回答

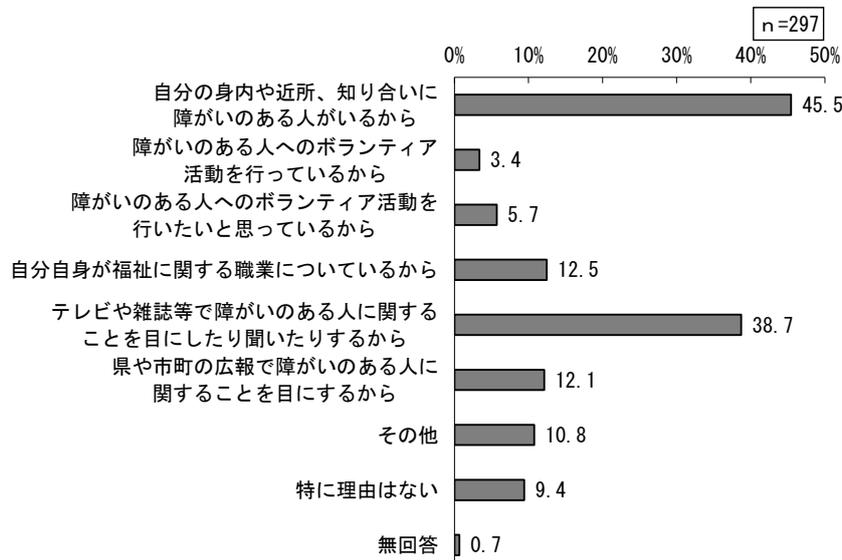
問9 あなたは、障害のある人に対して関心がありますか。(○は1つだけ)

- 障害のある人に対する関心について、「ある程度関心がある」が52.2%と最も割合が高く、次いで「あまり関心がない」が16.0%、「とても関心がある」が12.9%となっています。
- なお、「ある程度関心がある」と「とても関心がある」を合わせて65.1%となっており、回答者の6割以上が障害のある方に関心を持っていると回答しています。



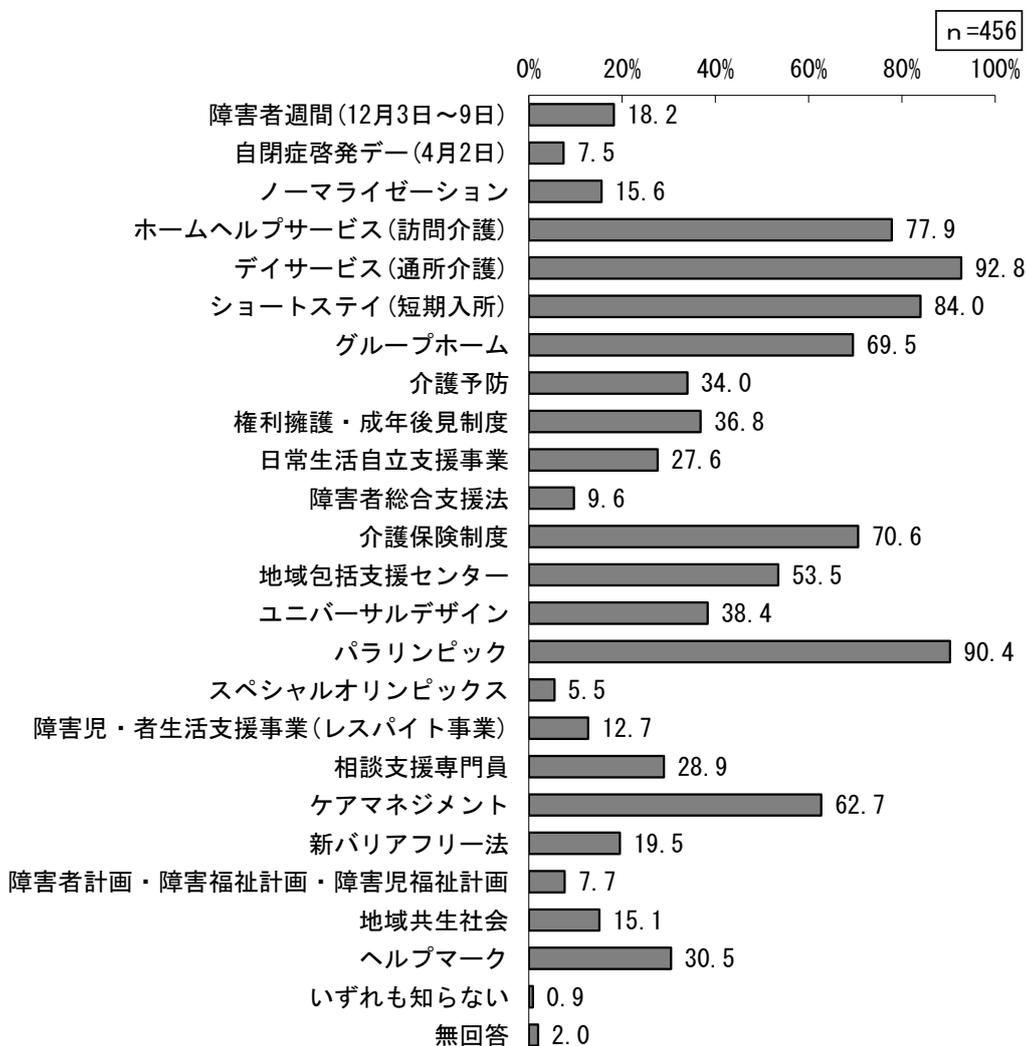
問9-1 問9で「1 とても関心がある」または「2 ある程度関心がある」と答えた方にお聞きします。関心がある理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 関心がある理由について、「自分の身内や近所、知り合いに障害のある人がいるから」が45.5%と最も割合が高く、次いで「テレビや雑誌等で障害のある人に関することを目にしたり聞いたりするから」が38.7%、「自分自身が福祉に関する職業についているから」が12.5%となっています。



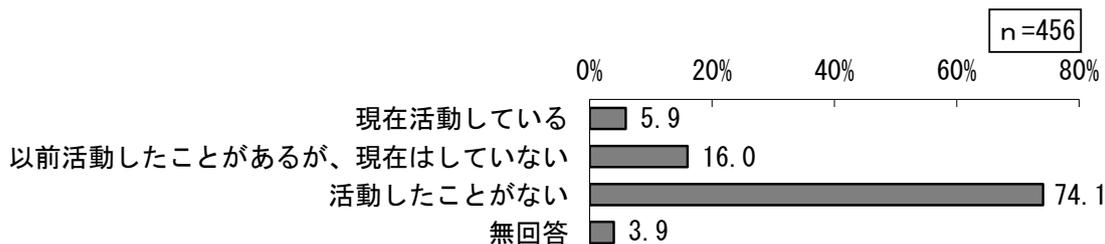
問12 次にあげる言葉などで、あなたが知っているものはどれですか。(○はいくつでも)

- 知っている言葉について、「デイサービス（通所介護）」が92.8%と最も割合が高く、次いで「パラリンピック」が90.4%、「ショートステイ（短期入所）」が84.0%となっています。



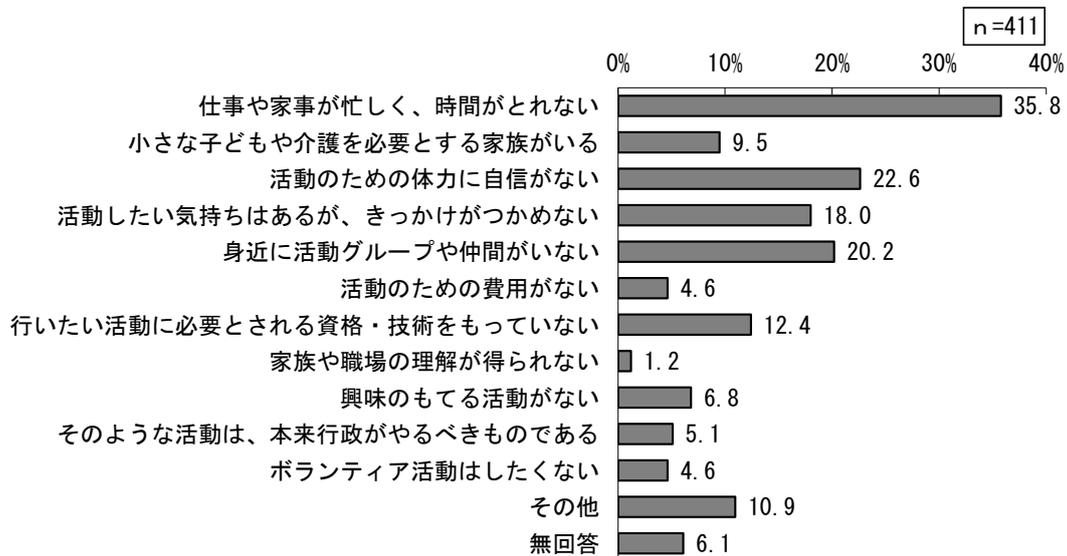
問18 あなたは、障害のある人のお世話をするなど、福祉関係のボランティア活動をしたことがありますか。(○は1つだけ)

- 福祉関係のボランティア活動の参加経験について、「活動したことがない」が74.1%と最も割合が高く、次いで「以前活動したことがあるが、現在はしていない」が16.0%、「現在活動している」が5.9%となっています。



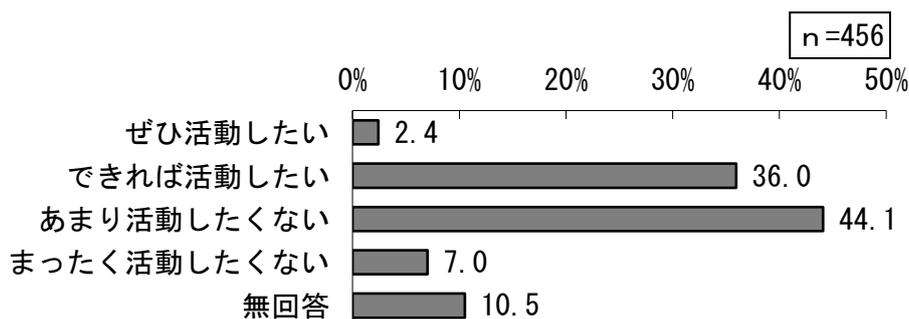
問18-2 問18で「2 以前活動したことがあるが、現在はしていない」または「3 活動したことがない」と答えた方にお聞きします。活動していない理由は何ですか。
(○はいくつでも)

- 活動していない理由について、「仕事や家事が忙しく、時間がとれない」が 35.8%と最も割合が高く、次いで「活動のための体力に自信がない」が 22.6%、「身近に活動グループや仲間がない」が 20.2%となっています。



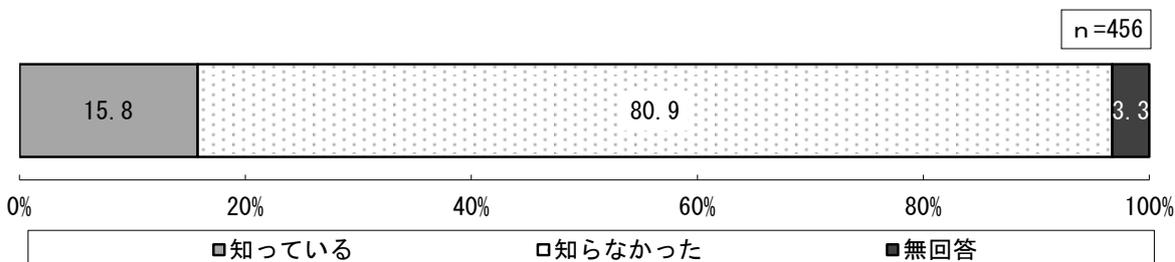
問19 今後、あなたは福祉関係のボランティア活動をしたしたいと思いますか。また、現在活動中の方は、今後も活動を続けていきたいと思いませんか。(○は1つだけ)

- 福祉関係のボランティア活動をしたいか(続けたいか)について、「あまり活動したくない」が 44.1%と最も割合が高く、次いで「できれば活動したい」が 36.0%、「まったく活動したくない」が 7.0%となっています。



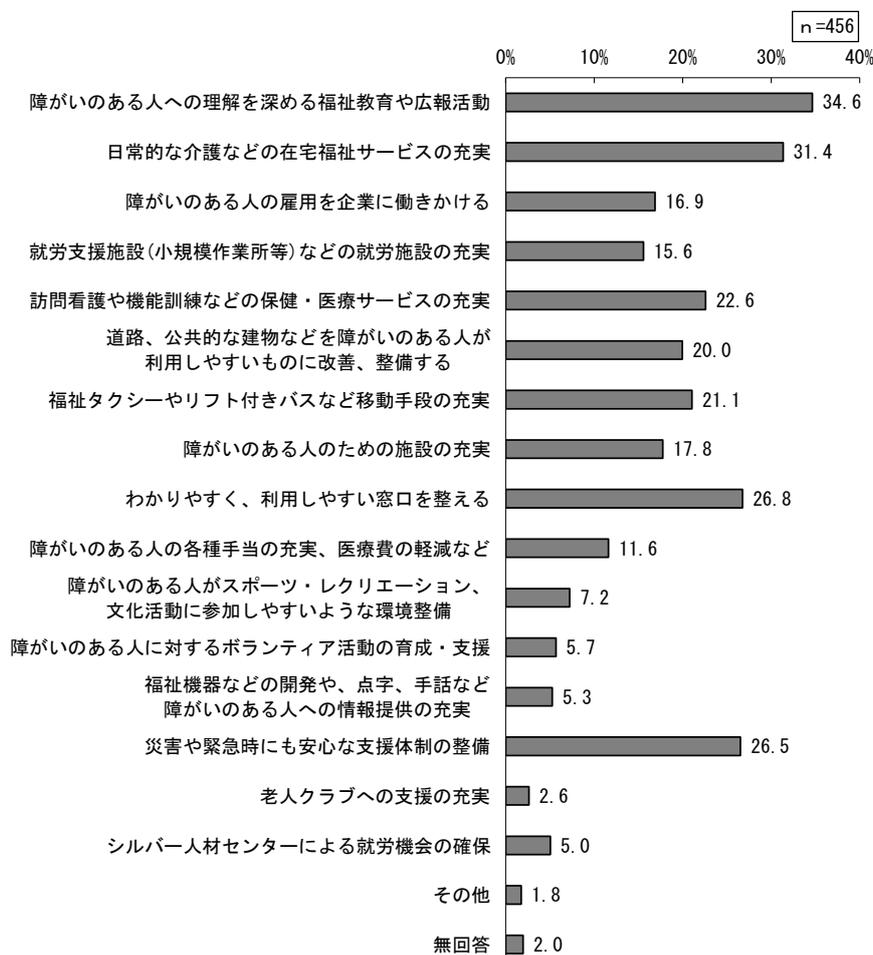
問22 平成28年4月から、障害を理由として、不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対し、合理的な配慮を行うなどを定めた「障害者差別解消法」が施行されました。あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。（○は1つだけ）

- 「障害者差別解消法」の認識について、「知っている」が15.8%、「知らなかった」が80.9%となっています。



問23 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるためには、どのような活動が重要だと思いますか。（○は3つまで）

- 障害のある人にとって住みやすいまちをつくるために重要な活動について、「障がいのある人への理解を深める福祉教育や広報活動」が34.6%と最も割合が高く、次いで「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」が31.4%、「わかりやすく、利用しやすい窓口を整える」が26.8%となっています。



3 ヒアリング調査結果からみる障害福祉事業所等の現状

(1) 調査の実施概要

- 調査対象：
 - ①活動団体…賀茂圏域内で障害者支援を行っている活動団体
 - ②障害福祉事業所…賀茂圏域内に設置されている障害福祉事業所
- 調査期間：令和4年12月9日～12月23日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

	配付数	回収数	回収率
①活動団体	6票	6票	100.0%
②障害福祉事業所	22票	22票	100.0%

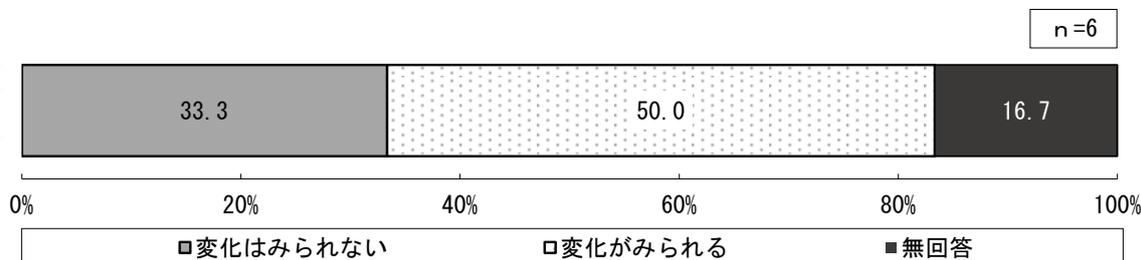
(2) 活動団体の回答

問3 貴団体が活動する上での課題（人材確保、活動場所、近隣住民からの理解など）について、ご記入ください。

- 会員が高齢化し減少している。新規会員を募りたいが、誘うことができない。
- 会員が自由に入出入りしたり、相談したりする場所が欲しいが、そのための資金がない。
- 「広報しもだ」の音訳のため、市の施設等を利用しているが、「広報しもだ」の発行日が一定でないため、定期的な活動が難しい。また、他の部屋でカラオケや楽器の練習などが行われ、音声の録音に支障が出ることもある。
- 地域資源をよく知る地域の方々とどうつながりを持つか、障害もひきこもりも生活困窮も、本人の課題ではなく地域の課題だという認識を持ってもらうためにはどう伝えていけばよいか、を常に考えている。特に、一緒に活動する市民ボランティア（サポーターと呼んでいる）の確保に苦慮している。
- 役員が高齢化している。担い手がない。
- 会員が増えない（特に若い人）。また、会員の高齢化や役員の担い手の不足。

問4 直近の3年程度で、障害者やその家族の活動への意識や社会への参加意識に変化がみられますか。また、変化がみられる場合は、その概要をご記入ください。

○直近の3年程度で活動への意識や参加意識の変化はあったかについて、「変化は見られない」が33.3%（2団体）、「変化がみられる」が50.0%（3団体）となっています。

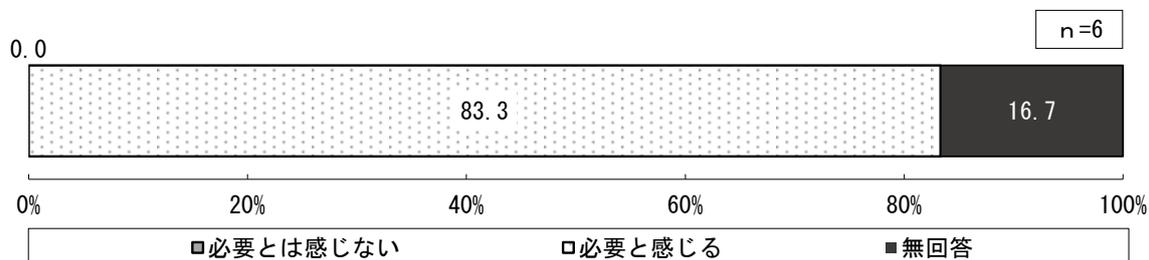


<「変化がみられる」の内容>

- 常に参加している会員は精神疾患や当事者とのつきあい方を勉強している。
- これまでの音声テープの利用者が、高齢化や機器の故障等により減少している。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、活動を全面的に中止した。

問5 今後の活動にあたって、他団体や行政機関等との連携が必要と感じますか。また、必要性を感じる場合は、連携したい団体・機関等をご記入ください。

○今後の活動で他団体や行政機関等との連携が必要かについて、「必要とは感じない」が0.0%、「必要と感ずる」が83.3%（5団体）となっています。



<「必要と感ずる」の内容>

- 各市町の福祉担当課、訪問看護師（精神疾患の患者の家族への、家族会の広報。）
- 民生委員、地域活動支援センター等（音声テープを必要としている人への情報提供。）
- 社会福祉協議会、就労継続支援事業所、民生委員、各種ボランティア団体、病院、一般企業。
- 福祉事務所、社会福祉協議会（スポーツ、文化活動の促進のため。）
- 行政機関、社会福祉協議会

問6 障害者・障害児施策について、今後、期待していることはありますか。

- 精神障害者の通所施設、就労系事業所、グループホームが少ない。また、在宅生活支援のための各種サービスの体制整備。
- 広報誌の音声録音以外の活動をしたい。そのため、障害のある人への参加呼び掛け。
- 子どもへの福祉教育（障害者支援）、障害者雇用をしている企業への経済的支援。また、障害のある人がSOSを出しやすい地域づくり。
- グループホームやシェアハウス等の整備。(親亡き後の対策のため。)…同様の意見2件。

問7 上記までの設問のほか、障害者支援についてのご意見、ご提案がありましたら、ご記入ください。

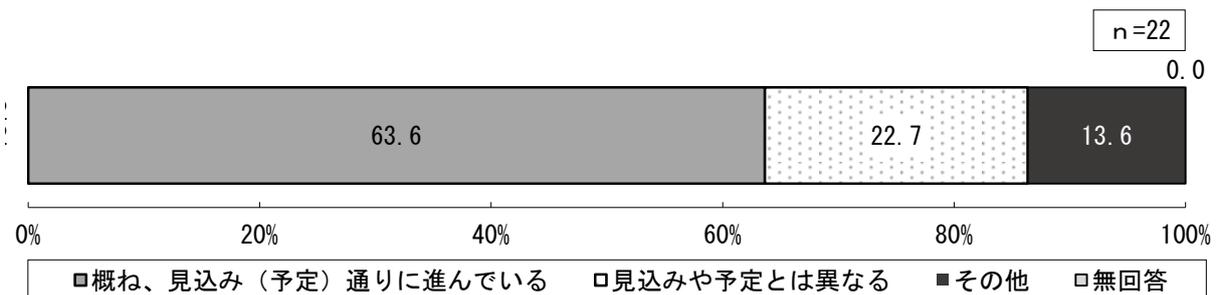
- 移動・外出時の費用の補助、精神障害者の入院時の医療費助成の充実。(各市町で支援に差がみられる。)
- 下田市の新市庁舎に、録音室が設置されれば、音声録音に利用したい。
- 「個人の問題は地域の課題」ととらえ、「地域の課題は地域で解決しよう」という意識が浸透し、住民同士が助け合える地域社会となること。
- 団体活動ではなく、個人活動への援助。(高齢化の進行により、団体活動の維持が困難。)

(3) 障害福祉事業所の回答

問3 貴事業所に関する事業の現状と今後の予定、課題について、ご記入ください。

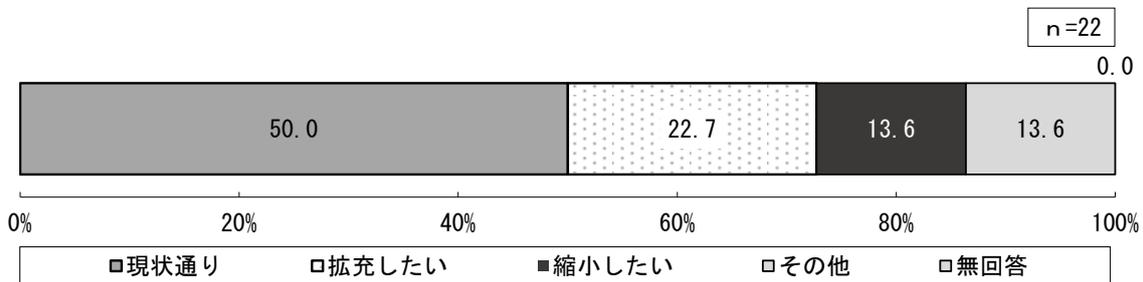
<事業の現状>

- 事業の現状について、「概ね、見込み(予定)通りに進んでいる」が63.6%(14事業所)、「見込みや予定とは異なる」が22.7%(5事業所)、「その他」が13.6%(3事業所)となっています。



<事業の今後（概ね5年間）>

○事業の今後について、「現状通り」が50.0%（11事業所）、「拡充したい」が22.7%（5事業所）、「縮小したい」が13.6%（3事業所）、「その他」が13.6%（3事業所）となっています。



<現状あるいは今後に向けた課題>

- 放課後デイサービスの職員のスキルアップや人材確保により、看護師が対応している業務を担える人材の確保。また、居宅介護は、ヘルパーの確保。
- 利用者の活動内容の拡充と工夫。
- 放課後デイサービスの希望が増えており、事業所の新設が必要。なお、児童発達支援事業所を新設予定。新設に向けて、運営に必要な有資格者の確保が必要。また、活動できる広い場所を確保できれば、活動の幅が広がる。
- 精神障害のある利用者が増えている。工賃アップのため収入を増やしたいが、新型コロナウイルス感染症の流行により、イベントの中止、営業時間の短縮があり、収益が上がっていない。
- 職員の研修参加。送迎車両の老朽化。
- 育児休業や介護休業に対する対応策。
- 重症心身障害児・者が利用できる施設の確保。障害児のリハビリ、計画作成者の増加。
- 駐車場の確保。
- 短期入所や生活介護のニーズが増えた後の施設・設備の確保。
- 営業収支の確保。…同様の意見3件。
- 施設の老朽化、修繕費の確保。…同様の意見2件。
- 施設への送迎手段の確保。…同様の意見2件。
- 新型コロナウイルス感染症流行後の地域との交流、イベントの開催。…同様の意見2件。
- 物価高、燃料費高騰の対策。…同様の意見3件。
- 人材の不足、確保、育成。…同様の意見16件。

問4 上記の課題を改善するため、貴事業所自身の取組、市・町や関係者への要望や期待について、ご記入ください。

<事業所の取組>

- 職員による声かけ。
- 施設内・外部研修の開催と参加。（人材の育成）

- 障害児福祉サービスの認知度向上により、障害のある児童の保護者が働きやすく、相談しやすい環境の整備。同じ地域で、就学前から就労までを確保。
- 需要に応じた、放課後デイサービスの整備。
- 障害者相談事業所への働きかけ。職員の育成、スキルアップ。
- 就労継続支援の工賃の向上に向け、イベントへの参加。
- 法人の収益の確保。(人材確保はその後。)
- 外部研修への参加。顔の見える関係性の構築。
- 経費の節減、地域との交流。
- 計画相談支援について、児童の計画は対応し、成人の計画は状況に応じて対応。
- 伊豆医療相談員等、関係機関と重症心身障害児者の現状の把握。
- 在宅の利用者の計画相談支援に柔軟に対応。
- 同行支援に関する資格保有者の確保。
- 職員の技術向上のための自己研鑽、研修の促進。
- 相談支援専門員確保のための、委託費の確保。
- ふじのくに型福祉サービス(共生型サービス)を申請している施設の活用。
- 人材の確保。…同様の意見9件。

<行政機関への要望>

- 人材の紹介、働きやすい環境の整備。…同様の意見2件。
- 障害福祉サービスの拡充(GH・入所サービス・在宅サービス等)。研修の開催(企業、家族、福祉サービス事業所向け)。
- 安心して相談できる場の整備。
- 障害福祉サービス事業所の増加。
- 障害者支援の研修会の案内、開催。
- 感染症流行に配慮した、イベントの開催。
- 家庭内暴力、ヤングケアラーの実態把握。短期入所施設の空き状況、地域生活支援拠点の活動状況の把握、情報交換。
- 事業所、地域企業、当事者、家族をつなぐ役割の維持。
- 研修の開催、相談支援専門確保のための対策、障害福祉サービス事業所の拡充。
- ボランティアに関する情報提供。公共施設利用費の助成。
- 光熱費の補助。
- 地域の活性化や人材確保への積極的な参加。育児休業や介護休業時の臨時職員採用に関する補助金の創設。
- 重症心身障害児を受けいられる医療機関の確保。サービス利用者の移動支援。
- 報酬基本額の増額。(人材確保のため。)
- 柔軟な条例構築。道路や交通機関の整備。
- 基幹相談支援センター等の配置。社会資源の拡大。介護保険サービスとの共生。
- 自宅以外の居場所となる施設の確保に向けた、居場所・施設とのつながりの確保。

問5 障害福祉サービス事業所又は障害者雇用を中心とした企業という立場を超えて、これから賀茂地区（1市5町）が病気や障害の有無に関わらず、すべての住民が安心して暮らすことのできるまちとなるために、ご意見、ご提案がありましたら、ご記入ください。

- 賀茂地区全体での障害福祉サービスの必要性の検討。関係車両の公園等への駐車許可証の発行。
- 障害者への偏見解消に向けた対策、理解を深める機会の設置。
- 障害者個別の相談や支援体制の構築。
- 各市町職員による賀茂地区内の事業者の活動内容の理解促進。
- 成年後見人の確保・育成。そのための費用負担。
- 賀茂地区全体の課題解決に向けた、本計画の活用。
- 障害の有無、年齢に関わらず、誰もが暮らしやすい地域の創出。地域住民への理解促進。
- 各事業所の相談員を中心とした連携。各分野における自立支援協議会の会議の実施。スクールソーシャルワーカーの人材の確保、教職員の負担軽減。
- 福祉事業者・学校・企業、行政による、賀茂地区内での若年層の雇用の確保。
- 住民向けの事業所の存在、実施内容の情報発信。
- 障害のある人の一般就労の確保。過疎化の抑止。
- 職員向けの講習・研修、障害福祉サービスの情報発信等の充実。障害者が暮らしやすい環境整備、賀茂地区の環境に応じた支援制度の導入。若年層の移住促進・流出防止など。
- 行政同士の垣根の解消。住民主導の活動の促進。賀茂地区単位での会議を年に1度開催。
- 障害福祉サービス不足の解消、事業者支援のための支援。
- 地域の人口増加・維持に向けた、医療の充実、若年層の就労の確保など。

第3節 計画の基本的な考え方

1 目指す姿

目指す姿

～ともに暮らし、ともに活動できるまち～

基本理念

「共生社会」…理解し合い、ともに暮らせる地域づくり

「自立支援」…一人ひとりの特性に応じた、活躍の場

「支援体制整備」…障害のある人や家族の生活を支援する体制づくり

本計画では、近年福祉分野全体で目指している「地域共生社会」の実現に向けて、地域で暮らす、活動するすべての人々がお互いに個性を尊重し合いながら共生する、「ともに暮らし、ともに活動できるまち」を目指します。

2 基本理念

目指す姿の実現に向けて、一貫したビジョンに基づいて取組を推進するため、障害者福祉における基本的な考え方である「共生社会」・「自立支援」・「支援体制整備」を基本理念に掲げ、障害者施策を展開していきます。

(1) 共生社会

障害の有無に関わらず、身近な地域の中でお互いに支え合い、助け合える「共生社会」の構築・充実を目指します。

(2) 自立支援

障害のある人が持っている個性や特徴、可能性を生かし、可能な範囲で社会に参加できるよう、「自立支援」に向けた教育・就労・社会参加等の機会充実を目指します。

(3) 支援体制整備

障害のある人やその家族の生活、活動等を支援し、安心して、さらに希望の持てる生活を送れるよう、「支援体制整備」を推進します。

3 基本目標

「共生社会」・「自立支援」・「支援体制整備」の基本理念のもと、「ともに暮らし、ともに活動できるまち」の実現のため、以下の5つの基本目標に沿って施策の展開に取り組んでいきます。

(1) 障害のある人への理解と交流を深める

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における障害に対する理解を深めることが重要となります。そのため、地域住民全体への啓発の推進や障害のある人とない人との交流の促進、障害に関する学習機会の充実、ボランティア活動等の充実に努めます。

(2) 保健・医療・福祉の体制整備に努める

障害の原因となりうる疾病の予防に向けて健康づくり・健康診査の受診促進とともに、疾病・障害の早期発見・早期対応に努めます。また、保健・医療・福祉の連携を強め、一人ひとりの状態に合った医療、リハビリテーションの体制整備を推進します。

(3) 地域での自立した生活を実現する

障害のある人の希望・状況に沿った住まいを確保し、地域の中で自立した生活を送れる体制を整備します。そのため、障害のある人一人ひとりのニーズに合った福祉サービスの提供、関連情報の提供を推進するとともに、人権を守り、安心して生活できる環境の確保・充実に努めます。

(4) 可能性を広げ、社会参加を促進する

障害のある子どもたちが、一人ひとりの能力・可能性を最大限に発揮できるよう、療育・教育体制の充実に努めるとともに、心身の機能や状態に適した就労機会の確保・拡充を図ります。また、学習、スポーツ、趣味等の様々な活動に積極的に参加できるよう、活動機会の充実と活動拠点となる施設等のバリアフリー化を推進します。

(5) 人にやさしいまちをつくる

障害の有無に関わらず、誰もが安心・安全かつ快適に生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した福祉のまちづくりを推進していきます。さらに、防災・防犯体制の整備や感染症対策の推進を図ります。

第4節 計画の推進

1 賀茂地区全体の連携

伊豆半島の南部に位置する賀茂地区（1市5町）においては、サービスの対象である障害のある人が広範囲に居住しています。従って、様々な施策の実施やサービスの提供にあたっては、広域的な連携により、効率的に実施することが求められています。本計画においても、賀茂地区全体の地域のつながりによる連携をより深め、施策・サービスの充実に努めていきます。

2 推進体制の確立

(1) 庁内における体制整備

障害者施策は、福祉や保健・医療等の分野だけでなく、住宅、交通、まちづくり、教育といった生活環境全般に及びます。また、障害のある人それぞれの障害の程度や種別、ライフステージに応じたきめ細かな対応が必要となります。したがって、全庁的な取組が不可欠となることから、各市町において、担当部署の連携・協力による障害者施策推進のための庁内推進体制の整備を図ります。また、「賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会」を、賀茂地区全体の本計画の推進における中心組織として位置づけます。

(2) 関係機関との連携強化

各施策を効果的に実施していくうえで、地域社会と福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障害者関係団体、事業者等の関係機関との連携が必要となります。「賀茂地区障害者自立支援協議会」において、市町間の情報共有を行うとともに、これらの関係機関との連携強化を図っていきます。

(3) 地域住民の参画促進

本計画の推進においては、地域住民の理解と協力を得ることが不可欠となることから、関係機関と連携しながら、地域住民の主体的な参画を促進していきます。

3 計画の周知

本計画を推進するにあたって、障害に関する理解や、正しい知識の習得を促進していくことが必要です。障害の有無に関わらず人々がともに暮らす地域社会の実現のために、広報紙や各市町のホームページ等を活用して、本計画の積極的な周知を図っていきます。

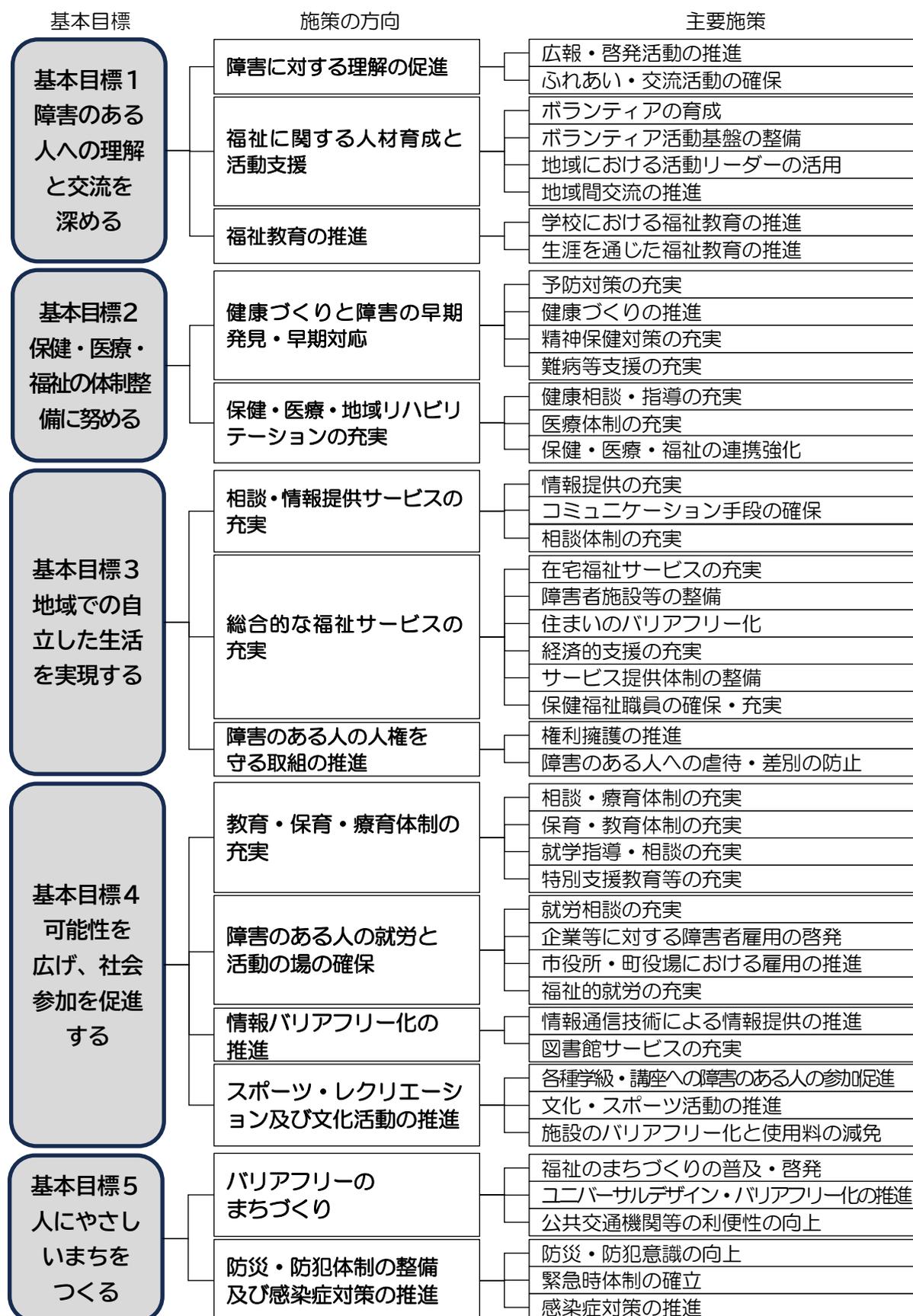
4 計画の進捗管理、点検及び評価

計画の達成状況の点検・評価については、PDCAサイクルによる進行管理のもと、各施策・サービスの進捗状況や推進上の課題、改善方策の検討を行います。また、施策の進捗状況やサービス見込み量等の達成状況については、「賀茂地区障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を行い、その結果に基づいて、施策・サービスの充実にについて検討し、実施に取り組みます。

第2章 第5次賀茂地区障害者計画



施策体系



基本目標1 障害のある人への理解と交流を深める

【施策の体系】

施策の方向	主要施策
1 障害に対する理解の促進	(1) 広報・啓発活動の推進
	(2) ふれあい・交流活動の確保
2 福祉に関する人材育成と活動支援	(1) ボランティアの育成
	(2) ボランティア活動基盤の整備
	(3) 地域における活動リーダーの活用
	(4) 地域間交流の推進
3 福祉教育の推進	(1) 学校における福祉教育の推進
	(2) 生涯を通じた福祉教育の推進

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心した生活を送るためには、地域全体が障害に対して理解を深めることが重要です。2021年に開催された東京パラリンピック以降、障害のある人の活躍や活動への注目は高まっています。

その一方で、障害のある人へのアンケート調査では、差別を受けていると感じている人は17.4%、行政に期待する施策では「障害のある人に対する理解を深めるための啓発」が26.3%となっており、障害のある人の4人に1人は、さらなる理解の促進を期待しています。また、一般住民へのアンケート調査では、「あまり関心がない」「全く関心がない」「わからない」を合わせると30.1%となり、住民の3割が障害のある人に関心を持っていない状況となっています。さらに、ボランティア活動への参加意欲を持っている住民は合わせて38.4%と4割以下にとどまっています。

これらの現状を踏まえ、障害に関する広報手段の多様化や啓発活動の一層の推進、福祉に関わる活動・ボランティアへの参加促進、学校等における福祉教育の機会を増やします。また、コロナ禍により活動の自粛や停滞がみられたことから、様々な機会を通じて障害のある人や障害に対する地域住民の意識啓発を行い、地域住民がお互いの存在を認識し尊重し合う、こころ豊かで明るい地域づくりを推進していきます。

1 障害に対する理解の促進

(1) 広報・啓発活動の推進

各市町の広報誌、各種のお知らせ、啓発用冊子、ホームページ等を通じた広報・啓発活動を充実するとともに、「障害者週間（毎年12月3日から12月9日）」等を活用したキャンペーン等を広域的に連携しながら実施します。また、福祉に関する表彰制度を活用し、地域で推進されている福祉活動について広く周知します。

【主な施策・取組】

①広報・啓発活動の推進

- ◆ 地域住民が障害福祉に関連する情報を収集しやすいよう、広報誌等を有効に活用し、わかりやすい記事の掲載、充実した情報発信に努めます。また、障害の有無に関わらず、幅広い住民が障害福祉に関心を持ち、理解・アクセスしやすいよう情報発信方法の改善に努めていきます。

②啓発キャンペーンの推進

- ◆ 「障害者週間」等を活用し、障害福祉に関する行事やイベントを障害者団体や県等、関係機関と連携して開催し、啓発を行います。

③各種情報提供の推進

- ◆ 障害福祉施設等への視察研修や、民生委員・児童委員協議会、家族会などへの参加により、各種団体・関係者との障害者福祉に関する情報の共有及び連携強化を促進します。

④各種表彰制度の活用

- ◆ 市町や社会福祉協議会の福祉実践活動功労者表彰制度等を活用し、地域で福祉実践活動を行っている個人や団体の活動を住民へ広報し、福祉実践活動の推進を図ります。

(2) ふれあい・交流活動の確保

障害の有無に関わらず誰もが地域の行事や活動等へ参加しやすくなるよう、地域での各種・行事・活動の運営支援、内容等の周知を行うとともに、活動場所となる施設の整備を推進します。

【主な施策・取組】

①地域行事等への参加促進

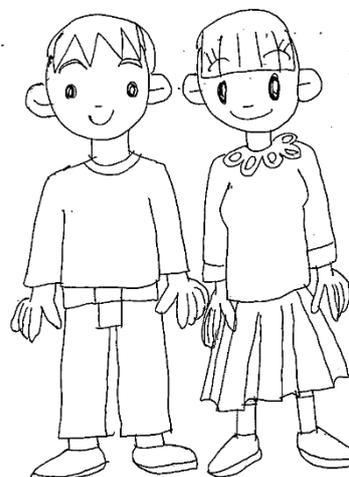
- ◆ 障害の有無によらず、誰もが地域行事に参加できるよう、各種行事の体制整備及び参加の促進に努めます。

②交流・ふれあいの場の創出

- ◆ 社会福祉協議会と協力し、地域で開催されるイベントにおいて、障害のある人と地域住民との交流が促進されるよう調整を図ります。また、広報誌などを活用した効果的な情報の発信・周知に努めます。

③コミュニティ施設の整備

- ◆ 障害のある人が気軽に活動に参加できるよう、公民館や文化・スポーツ施設、集会所等、コミュニティ施設について、段差の解消や多機能トイレ、障害者用駐車場の設置等、バリアフリー化を推進します。



2 福祉に関する人材育成と活動支援

(1) ボランティアの育成

障害のある人の多様なニーズに対応できるよう、簡単なサポートから専門的な支援まで、幅広いボランティアの養成及び確保を図ります。また、より多くの人たちがボランティア活動への関心を高め活動に参加できるよう、ボランティア活動についての学習機会や体験機会、活動情報の提供等、ボランティア参加へのきっかけづくりや活動の活性化を図ります。

【主な施策・取組】

①ボランティア養成講座等の充実

- ◆ ボランティア養成講座等の開設や継続実施及び充実を図ります。また、広報紙やポスターの掲示を行い、より多くの人々の参加を図ります。
- ◆ 社会福祉協議会と連携し、ガイドヘルパーや手話奉仕員、点訳奉仕員等の専門ボランティア養成講座の広域的な取組を図ります。

②ボランティア登録制度の推進

- ◆ 社会福祉協議会や関係団体等と連携し、支援を必要とする人と、支援をしたい人とのニーズが合致し、効果的なボランティア活動が行われるよう、登録制度の充実を推進します。
- ◆ 個人・団体への研修を推進し活動の範囲を超えた広いボランティア意識の醸成、ボランティアネットワークの強化を図ります。
- ◆ 広報紙や各種イベント等を通じて登録制度の周知を行い、新規登録者の増加を図ります。

③ボランティア体験機会の提供

- ◆ 教育委員会、社会福祉協議会、福祉施設、関係団体等と連携・協力し、小・中学生を中心としたボランティア体験の場や機会の拡大に努めます。

④障害のある人によるボランティア活動の促進

- ◆ 障害のある人のニーズへの対応と、障害のある人自身の活躍機会の増加を目指し、障害のある人自身が中心となって行う清掃活動や障害者相談等のボランティア活動の実施を推進します。

(2) ボランティア活動基盤の整備

各市町のボランティアセンターの機能強化を図るとともに、障害のある人が生活スタイルに合わせ、多様なボランティアサービスを選択して利用できるよう、各市町及び賀茂地区におけるボランティアのネットワークづくりの促進、ボランティア活動を支援するアドバイザーの育成を図ります。

【主な施策・取組】

①ボランティアセンター等の充実

- ◆ ボランティア活動が有効に行われるよう、各市町の実情に応じてボランティアセンターの整備に努めます。また、社会福祉協議会における取組の強化を推進するとともに、ボランティア活動の情報提供、相談、担い手の育成、斡旋、連絡、調整の充実を図ります。

②ボランティアネットワークづくりの推進

- ◆ 賀茂地区内のボランティアセンター等のネットワーク化を推進するとともに、事業内容に応じて、広域的なボランティアの共同利用を推進します。

③ボランティアアドバイザーの養成・確保

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、ボランティアからの相談受付・指導に専門的に対応するアドバイザーの養成及び確保に努めます。

(3) 地域における活動リーダーの活用

地域において、住民同士がお互いに学び、意識啓発を図れるよう、民生委員・児童委員等の活動リーダーを中心とした、住民による福祉活動の活性化を図ります。

【主な施策・取組】

①地域における活動リーダー間の連携強化と情報共有

- ◆ 自治会の区長会や民生委員・児童委員の定例会の場を活用して、地域で活動する自治会や民生委員・児童委員等の連携強化を図るとともに、障害のある人の生活・活動状況、他地域での活動事例等の情報共有に努めます。
- ◆ また、社会福祉協議会と連携し、地域でのボランティア活動等を通じて、民生委員・児童委員相談支援事業所の存在や活動内容等についての周知に努めるとともに、住民による福祉活動への参加を図ります。

(4) 地域間交流の推進

障害者団体間の交流及び障害者団体と各市町との連携を強化します。また、賀茂地区内外で障害のある人の交流活動等への参加を促進します。

【主な施策・取組】

①障害者団体の交流促進

- ◆ 障害者団体による交流活動を支援するとともに、障害者団体同士の交流を促進します。
- ◆ 障害者団体と行政との連携を強化し、情報共有を行い、課題やニーズの把握・解決に努めます。
- ◆ それぞれの障害者団体の活動を一層充実したものとするため、社会福祉協議会と連携し、賀茂地区障害者団体組織の活動の支援を図ります。

②国・県等による交流・ふれあい事業への参加促進

- ◆ 国や県等が行う各種行事の開催案内について、チラシ配布やポスター掲示等を通して周知し、障害の有無に関わらず、多くの住民の参加を促進します。

3 福祉教育の推進

(1) 学校における福祉教育の推進

子どもの頃から障害をはじめとした福祉への理解・関心を深められるよう、小・中学校や社会福祉協議会、特別支援学校とともに福祉教育の推進を図ります。

【主な施策・取組】

①地域に根ざした福祉教育の推進

- ◆ 児童・生徒の発達段階に応じて、総合的な学習の時間などを活用し、社会福祉協議会とともにボランティア活動等の福祉教育を推進します。

②福祉教育実践校事業の推進

- ◆ 社会福祉協議会と連携して福祉教育実践校事業を推進することにより、児童・生徒の社会福祉への理解と関心の向上に努めます。
- ◆ 児童・生徒によるボランティア活動を推進し、子どもたちを通じて地域社会全体の福祉への関心の向上に努めます。

③児童・生徒のボランティア活動等の促進

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア体験学習の充実や、サマーショートボランティア等の取組を推進します。

④特別支援学校との交流

- ◆ 特別支援学校に在籍する子どもと、居住する市町の小・中学校の子どもがともに学び、交流を深め、同じ地域の一員として垣根のない連帯感を育むことができる機会の確保に努めます。

(2) 生涯を通じた福祉教育の推進

各市町の社会福祉協議会と連携し、障害者（児）福祉に関する講座の開催や福祉体験学習を推進します。また、受け入れ体制や開催日時への配慮に努め、多くの人が参加できるような機会を設けます。

【主な施策・取組】

①福祉講座等の充実

- ◆ より多くの人が福祉の学習機会の場に参加できるよう、開催場所、時間帯、子ども連れの受け入れ体制への工夫など、参加しやすい環境設定に配慮します。

②教育方法・内容の改善

- ◆ 県や障害者団体等との連携の促進、学習プログラムの開発に取り組み、学校教育や生涯学習における福祉学習の充実を図ります。

基本目標2 保健・医療・福祉の体制整備に努める

【施策の体系】

施策の方向	主要施策
1 健康づくりと障害の早期発見 ・早期対応	(1) 予防対策の充実
	(2) 健康づくりの推進
	(3) 精神保健対策の充実
	(4) 難病等支援の充実
2 保健・医療・地域リハビリテーションの充実	(1) 健康相談・指導の充実
	(2) 医療体制の充実
	(3) 保健・医療・福祉の連携強化

【現状と課題】

障害の原因には先天的なものと後天的なものがあります。そのうち、後天的な原因のひとつである脳血管疾患や心疾患等による後遺症は、その発症を日頃からの健康管理や健康づくりによって予防することが可能です。このことから、地域住民一人ひとりが自分の健康状態に関心を持ち、健康教育や健康相談・指導、健康診査等を積極的に活用できる環境を整えることが必要です。また、近年では、ライフスタイルや労働環境の変化等により、仕事や子育てだけでなく、様々な要因によってストレスを抱える人が増えていることから、身体健康だけでなくこころの健康づくりにも取り組んでいくことが必要です。ストレスを感じても、それをため込むことのないようストレスとうまく付き合えるよう支援していくことが求められています。

地域の保健・医療・福祉の体制は、社会情勢の変化、ニーズの変化に対応できるよう見直しをする必要があります。そのため、健康に関わる相談・指導の充実・整備、かかりつけ医の普及等、各種相談から始まり実際に医療を受け、さらには福祉サービスの利用に進む時まで、様々な機関と連携し、安心して医療・福祉を受けられる環境を整えていきます。

また、コロナ禍において活動の制限や自粛を行った事業・活動が依然停滞していることや、地域によって実施状況、活動状況に差がみられることから、地域全体での取組の推進、参加の促進に向けた対策の検討が必要です。

1 健康づくりと障害の早期発見・早期対応

(1) 予防対策の充実

健康診査事業を充実し、障害の予防と早期発見・早期対応に努めます。

【主な施策・取組】

①健康診査事業の充実

- ◆ ライフステージや生活スタイルに応じた各種健診体制を整備し、誰もが受診しやすい環境づくりを推進し、障害の早期発見、早期対応に努めます。

(2) 健康づくりの推進

地域住民の自主的な健康づくりを促進するため、関連計画に基づき、健康教育・健康相談の機会等を充実します。また、健康づくりに取り組む地域住民の自主的な活動について積極的な支援を図ります。

【主な施策・取組】

①健康増進計画の推進

- ◆ 障害の有無に関わらず、誰もが社会参加し、地域とのつながりを深め、多様な主体から健康づくりに取り組み、自分自身の健康状態を維持・改善・向上できるように、各市町の健康増進計画に基づき、健康づくりを推進します。

②健康教育、健康相談の充実

- ◆ 障害のある人それぞれが抱える問題について、気軽に相談できる体制整備と周知に努め、利用者の拡大を図ります。また、医療機関等との連携を強化します。

③運動を通じた健康づくりの推進

- ◆ 地域スポーツクラブ等の関係機関と連携してレクリエーション等を行うことで、障害のある人の健康づくりを推進します。また、地域資源を活用した健康教室の充実を図ります。

④地域における健康づくりの推進

- ◆ 住民団体・グループによる自主的な健康づくりの活動が促進されるよう、各団体への積極的な活動支援に努めます。そのうえで障害のある人の参加も推進し、障害の有無に関わらず、全住民がともに健康づくりに取り組める地域づくりを図ります。

(3) 精神保健対策の充実

ライフステージに応じて、誰もが身近な地域でこころの健康づくりを図ることができるよう支援するとともに、災害時等緊急時の支援体制、精神保健福祉相談の充実を図ります。また、精神障害のある人の活動の促進・支援に努めます。

【主な施策・取組】

①こころの健康づくりの推進

- ◆ 賀茂健康福祉センターやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携を図り、学校における児童・生徒を対象とした相談体制の充実に努めます。
- ◆ こころの健康づくりの意識向上を図るため、うつ・自殺予防対策をテーマにした研修会を実施します。

②災害時のこころのケアの体制づくり

- ◆ 災害時等における心的外傷後ストレス障害（PTSD）への対応・体制整備を推進します。
- ◆ 各市町及び賀茂健康福祉センターとの連携強化を前提に、研修会・訓練参加による専門知識の習得を図っていくことで、実践に即した体制整備に努めます。

③精神保健福祉相談の充実

- ◆ 精神保健福祉相談体制の充実を図るため、相談支援事業所における相談支援専門員の資質向上に向けた取組を推進します。

④精神障害のある人の活動の促進

- ◆ 地域活動支援センターの活動等を中心に、安定した地域生活継続に向けた様々なプログラムを企画し、日常生活の充実に努めます。

⑤訪問指導の推進

- ◆ 賀茂健康福祉センターと連携し、訪問指導の推進を図ります。

(4) 難病等支援の充実

難病患者の在宅生活を総合的に支援するため、賀茂健康福祉センターと協力しながら、難病に関する相談体制、医療、福祉や患者団体等に関する情報提供体制の整備を図ります。

【主な施策・取組】

①医療相談等の充実

- ◆ 賀茂健康福祉センターと連携しながら、専門医等により構成された訪問班による医療相談等の充実を図ります。
- ◆ 相談会の開催や電話による相談等、気軽に相談できる体制づくりを図ります。
- ◆ 在宅重症難病患者及び家族の精神的負担の軽減を図るため、同種の疾患患者及び家族の交流会を実施し、日常的相談や情報提供を行います。

②訪問指導の推進

- ◆ 賀茂健康福祉センターと協力し、難病等による寝たきり等の在宅患者等を対象に、専門医等により構成された診療班の診療、療養指導等の推進を図ります。

③情報提供の充実

- ◆ 賀茂健康福祉センターと協力し、広報紙等による、医療・福祉情報や患者団体の活動情報の周知を図ります。

2 保健・医療・地域リハビリテーションの充実

(1) 健康相談・指導の充実

障害のある人に対する健康相談の充実を図るとともに、重度の身体障害のある人に対し、訪問による相談や指導を推進します。また、専門職による重度障害のある人への訪問指導等を推進します。

【主な施策・取組】

①障害者（児）健康相談の充実

- ◆ 障害のある人の健康上の悩みや不安を軽減するため、定期的な健康相談を実施します。

②訪問事業の充実

- ◆ 在宅で重度の身体障害のある人、寝たきりの人等に対し、保健師等の専門職による訪問事業の充実を図ります。
- ◆ 実施においては、介護保険事業との調整を通して、高齢者の訪問事業との一体化を図ります。

(2) 医療体制の充実

障害のある人がいつでも安心して地域で医療が受けられるよう、かかりつけ医の普及や在宅医療の推進に努めます。また、広域的な連携のもと、救急医療や専門医療の充実を図ります。

【主な施策・取組】

①かかりつけ医の普及

- ◆ 医師会等関係機関と連携・協力し、かかりつけ医の普及に努めるとともに、病院や診療所との連携、在宅医療の促進を図ります。

②障害者（児）医療体制の整備

- ◆ 障害のある人が安心して医療サービスを受けられるよう、障害者歯科相談医の確保、精神科救急医療対策等、障害者医療体制の整備を強化します。

③自立支援医療費の支給

- ◆ 自立支援医療費の支給事務を円滑に行うとともに、医療機関と連携し、制度の周知を図ります。

(3) 保健・医療・福祉の連携強化

障害の軽減・重度化防止を図るとともに、障害のある人の自立を促進するため、広域的な連携を強化し、地域リハビリテーションのネットワークづくりを推進します。

また、障害のある人の健康づくりや生活全般にわたる総合的な支援を図るため、保健・医療・福祉の一体的な推進による地域ケアの仕組みを整備します。

【主な施策・取組】

①機能訓練事業の推進とネットワーク化

- ◆ 歩行訓練や生活訓練等、障害のある人の生活に必要な機能訓練事業の場を確保するとともに、広域的な事業連携を図ります。

②保健・医療・福祉の連携体制の強化

- ◆ 地域の相談支援専門員を中心に、保健・医療・福祉の連携体制の強化に努めます。また、福祉事業所間の連携においては、障害・介護保険事業間の連携に努め、制度の垣根を超えたサービスの提供体制構築を推進します。

基本目標3 地域での自立した生活を実現する

【施策の体系】

施策の方向	主要施策
1 相談・情報提供サービスの充実	(1) 情報提供の充実
	(2) コミュニケーション手段の確保
	(3) 相談体制の充実
2 総合的な福祉サービスの充実	(1) 在宅福祉サービスの充実
	(2) 障害者施設等の整備
	(3) 住まいのバリアフリー化
	(4) 経済的支援の充実
	(5) サービス提供体制の整備
	(6) 保健福祉職員の確保・充実
3 障害のある人の人権を守る取組の推進	(1) 権利擁護の推進
	(2) 障害のある人への虐待・差別の防止

【現状と課題】

障害のある人を対象に実施したアンケート調査において、今後のサービス利用について尋ねたところ、日中活動系の「生活介護」の割合が最も高く、次いで訪問系の「居宅介護（ホームヘルプ）」、居住系の「施設入所支援」の割合が高くなっています。また、障害のある人を介助する保護者による今後の心配事について、「ご本人の健康や身体のこと」が59.6%と半数を超え、次いで「ご本人の老後のこと」が43.4%、「お金のこと」が36.2%となっています。今後、障害のある人の成長・年齢の上昇とともに、その家族・介助者・支援者の年齢の上昇・高齢化が進んでいくことから、介助者がいない場合でも地域で安心して生活を継続できる支援体制を整えることが重要です。また、現在、施設に入所している人が地域に戻る際、障害のある人が生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせる場や支援体制の確保・整備が必要となります。

こうした現状を踏まえ、今後のサービス基盤整備については、それぞれの地域の特性や実情を考慮した事業所の設置・事業の実施を呼びかけ、地域間のバランスがとれたサービス提供体制の確保・整備を図るとともに、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、関係機関等と連携し、障害福祉サービスの充実や体制の構築に努めます。

1 相談・情報提供サービスの充実

(1) 情報提供の充実

個々の障害の特性に合わせた情報提供の充実を図ります。また、制度改正があった場合は周知を行い、障害のある人の特性に合わせて必要な情報が確実に伝わるよう努めます。

【主な施策・取組】

①制度の周知

- ◆ 各市町の広報紙及びパンフレットの配布等を通じ、障害福祉に関する制度の周知に努めます。また、より一層の啓発とソーシャルインクルージョン（全ての人が健康で文化的に暮らせるよう、社会の構成員として包み支え合う）の普及を図るため、情報発信手段について検討を進めます。

②障害特性に合わせた情報提供

- ◆ 広報紙等の点字版、テープ版の発行に努めるほか、翻訳事業等の継続や拡大読書器の設置、窓口への筆談器の設置等を通して、情報発信及び情報提供手段の充実を図ります。
- ◆ さらに、障害の状態に応じた、多様な情報伝達手段の確保を推進します。

(2) コミュニケーション手段の確保

視覚障害や聴覚障害等により情報の入手やコミュニケーションに支援を必要とする人に対し、個々の障害特性に合わせた支援を行います。

【主な施策・取組】

①手話通訳、点訳等の推進

- ◆ 視覚障害のある人や聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するため、福祉団体との広域的な事業連携により、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記者、ガイドヘルパー等の養成、確保を図ります。また、手話通訳者派遣事業の実施及び推進に努めます。

(3) 相談体制の充実

各市町の相談窓口と関係機関との連携強化を進めることにより、窓口における相談体制の充実を図るとともに、障害のある人等が自身の経験や知識を生かして他の障害のある人等の相談にあたるピアカウンセリングの推進等により、身近な地域における相談体制の整備を促進します。

また、障害のある人が身近な地域で日常的な相談を気軽にできるよう、地域における民生委員・児童委員の活動を促進します。

【主な施策・取組】

①総合相談体制の整備

- ◆ 総合的な相談体制整備に伴い、障害のある人への生活支援、情報提供等を行う相談支援事業を広域的に推進します。
- ◆ 関係機関及び各種相談窓口の相互の連携強化を通して相談体制のネットワーク化を促進し、各市町における相談機能の強化・充実を図ります。
- ◆ 相談体制の充実を図るため、賀茂地区自立支援協議会障害部会の機能拡大を推進します。また、上位会議との知識交流のほか、圏域内外の関係機関との連携強化等を進め、障害部会を起点とした相談支援事業の充実を図ります。
- ◆ 地域における不安や心配事を広く聞き取ることができるよう、民生委員や児童委員の活動を支援し、障害に関する相談対応の基盤強化に努めます。

②ピアカウンセリングの推進

- ◆ 賀茂健康福祉センターと連携し、ピアカウンセリング活動の推進に向け、ピアカウンセラーの養成講座等を実施することで、当事者による相談体制の整備を図ります。

2 総合的な福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

障害のある人の在宅生活を支援するため、優良なサービス提供事業者の参入促進、人材の確保・育成、サービスの質の向上、サービス評価、情報提供の充実等を図ります。

【主な施策・取組】

①ホームヘルプサービス（訪問系サービス）の充実

- ◆ 障害のある人の在宅生活を支援するため、サービス提供事業者と連携しながら、良質な介護サービスの提供に努めます。

②ホームヘルパーの養成

- ◆ 質の高いホームヘルパーを養成することを目的に、資質向上を目的とした研修について周知し、参加を奨励します。

③地域生活支援事業の充実

- ◆ 地域の実情やニーズに合ったサービスを提供するため、障害のある人の日中活動の場の確保や外出支援、相談支援等の地域生活支援事業の充実を図ります。

④事業者の参入促進

- ◆ 各市町が連携し、優良なサービス提供事業者の参入促進に努めます。
- ◆ また、障害福祉サービス提供事業者のみならず、介護保険サービス提供事業者に対しても事業の情報提供・積極的な事業への参入呼びかけを行いふじのくに型福祉サービスの推進に努めます。

⑤適正な評価の推進

- ◆ 利用者のニーズの把握や、サービス提供事業者への客観的な評価を行うため、各市町が連携したサービスの評価・検討を行う自立支援協議会運営の強化を図ります。

⑥福祉機器に関する情報提供

- ◆ 福祉関連施設等における福祉機器の展示の充実を図るとともに、福祉機器に関するカタログを窓口を設置する等、情報提供の充実に努めます。

⑦日常生活用具・補装具の給付

- ◆ サービスを必要としている障害のある人に対し、適切な用具を給付できるよう情報提供の充実を図るとともに、多様な事業者の参入促進を図ります。また、制度の周知を行い、利用促進を図ります。

(2) 障害者施設等の整備

障害のある人が生涯にわたり住み慣れた地域で支援を受けて生活・活動を続けていけるよう、事業者への参入の呼びかけを通して、「住まいの場」の設置・充実を促進します。

また、障害のある人のニーズやライフステージの変化に対応できるよう、施設の機能や役割について検討するとともに、民間事業者と連携しながら、広域的な視点をもった整備を推進します。

【主な施策・取組】

①「住まいの場」の整備促進

- ◆ 障害のある人が、住み慣れた場所での生活を継続できるよう、サービス提供事業者や居住環境整備にかかる関連業者とともに「住まいの場」の環境維持・向上、居住継続支援に努めます。
- ◆ 施設の設置にあたっては、利用者のニーズや賀茂地区内の福祉施設の立地状況を考慮した設置を事業者に呼びかけるとともに、自治体間と事業所で連携し、整備を図っていきます。

②日中活動の場の整備促進

- ◆ 障害の程度によらず「日中活動の場」を確保するため、障害福祉計画に基づいて、各施設の整備を図っていきます。
- ◆ 事業者と連携を図りながら、ニーズに基づいたサービス提供基盤の整備を促進していきます。

③グループホーム等居住型福祉施設の整備促進

- ◆ 障害のある人の地域共生に資する支援や、入所施設の待機者減少を図るため、グループホーム等の居住型福祉施設の整備を促進します。
- ◆ 新たな住まいの場として、事業者の新規参入や新規設置を積極的に進めていきます。また、設置にあたっては地域のニーズや各施設の立地状況を考慮し、住民全体が有効に活用できるよう、整備調整を図っていきます。

(3) 住まいのバリアフリー化

障害のある人にとって暮らしやすい住まいをつくるため、住宅改修への助成を図るとともに、制度の周知を図ります。

【主な施策・取組】

①住宅改修に関する助成制度の活用と周知

- ◆ 住宅改修費の助成制度について、パンフレット等への情報掲載や個別相談時の情報発信に努め、広く情報周知を図っていきます。

(4) 経済的支援の充実

各種年金・手当制度の活用と周知に努めるとともに、受給手続きの簡素化と受給対象者の拡大等、制度の充実を図り、必要に応じ国及び県への要請を行います。

【主な施策・取組】

①各種年金・手当制度の活用と周知

- ◆ 手帳交付時等にパンフレットの配布を行います。
- ◆ 広報紙や相談活動を通じて、各種年金・手当制度の周知と活用にも努めるとともに、相談に従事する職員の資質向上を図ります。

②制度充実の要請

- ◆ 受給手続きの簡素化、受給対象者の拡大等、制度の充実について国及び県に要請します。

(5) サービス提供体制の整備

障害のある人一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、提供体制を充実するとともに、様々な相談内容から適切な支援計画を作成し、サービス提供につなげていきます。

【主な施策・取組】

①総合相談体制の整備（再掲）

- ◆ 総合的な相談体制整備に伴い、障害のある人への生活支援、情報提供等を行う相談支援事業を広域的に推進します。
- ◆ 関係機関及び各種相談窓口の相互の連携強化を通して相談体制のネットワーク化を促進し、各市町における相談機能の強化・充実を図ります。
- ◆ 相談体制の充実を図るため、賀茂地区自立支援協議会障害部会の機能拡大を推進します。また、上位会議との知識交流のほか、圏域内外の関係機関との連携強化等を進め、障害部会を起点とした相談支援事業の充実を図ります。
- ◆ 地域における不安や心配事を広く聞き取ることができるよう、民生委員や児童委員の活動を支援し、障害に関する相談対応の基盤強化に努めます。

②地域ぐるみの福祉の推進

- ◆ 住民相互の支援活動を促進するとともに、住民参加型のサービス提供主体の育成及び活用体制について検討していきます。

③地域生活の拠点づくり

- ◆ 各市町の子育て支援センターや保健センター等を活用しながら、児童福祉・高齢者福祉等との一体的な推進を行います。
- ◆ 障害のある人の生活を地域全体で支えられるよう、地域生活支援拠点の充実を図り、機能強化を目指します。

(6) 保健福祉職員の確保・充実

各種保健・福祉サービスに従事する保健福祉専門職の確保を図ります。また、保健福祉関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等の機会を充実します。

【主な施策・取組】

①保健福祉関係職員の確保

- ◆ 各市町における保健師、社会福祉士等の資格を有する職員の確保を図ります。

②保健福祉関係職員の資質向上

- ◆ 保健福祉関係職員の資質向上を図るため、県と連携しながら、基礎から専門分野に至る幅広い知識・技術の習得に向けた研修等を実施します。

③相談支援体制の充実に向けた職員の資質向上

- ◆ 障害のある人やその家族について、障害以外に抱えている介護や経済問題など、多様な悩み事を包括的に相談対応し、支援につなげられるよう、職員の資質向上に努めます。

3 障害のある人の人権を守る取組の推進

(1) 権利擁護の推進

障害のある人の人権やその他の権利、生活が守られるよう、人権に関する啓発や教育を推進します。また、サービス利用等に伴う契約行為や、手続き場面において、障害のある人が不利益を被ることのないよう、相談窓口の整備と成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

【主な施策・取組】

①人権に関する啓発・教育の推進

- ◆ 学校教育や社会教育における人権教育を充実するとともに、様々な場や機会を活用して、人権に関する普及啓発を行います。
- ◆ 人権に関する研修会や講演会等への住民の参加を促進します。

②成年後見制度の利用促進

- ◆ 障害のある人の権利擁護の一環として、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図り、必要としている人が円滑にサービスを利用できるよう努めます。
- ◆ サービスを担う市民後見人の確保・養成に努めます。

③日常生活自立支援事業の利用促進

- ◆ 知的障害や精神障害、認知症等の障害や病気により判断能力が十分でない人が、必要な福祉サービスを利用するための手続き等支援を受けることができるよう、日常生活自立支援事業の促進を図ります。
- ◆ 実施主体である社会福祉協議会との連携を強化し、より円滑なサービス利用につながるよう努めます。

(2) 障害のある人への虐待・差別の防止

障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のため、普及啓発活動の促進及び関係機関の連携を推進します。また、障害のある人が一人の地域住民として安心して生活できるよう、差別の解消に向けて住民全体への周知を図っていきます。

【主な施策・取組】

①虐待防止に関する啓発の推進

- ◆ ポスターの掲示等による広報活動や福祉講座を通じ、障害のある人の虐待防止の理解促進を図ります。

②虐待防止のための連携強化

- ◆ 各市町に障害者虐待防止相談窓口を設置し、障害のある人の虐待の予防及び早期発見に向け、関係機関と協力しながら連絡体制を整備します。更に県との連携を図ることにより入所支援施設への支援強化にも努めていきます。

③差別解消に関する啓発の推進

- ◆ 障害のある人への差別解消とその根拠法について、住民や地域事業所の認識が高まるよう、広報紙への掲載やポスターの掲示等を行い、周知啓発に努めていきます。

基本目標4 可能性を広げ、社会参加を促進する

【施策の体系】

施策の方向	主要施策
1 教育・保育・療育体制の充実	(1) 相談・療育体制の充実
	(2) 保育・教育体制の充実
	(3) 就学指導・相談の充実
	(4) 特別支援教育等の充実
2 障害のある人の就労と活動の場の確保	(1) 就労相談の充実
	(2) 企業等に対する障害者雇用の啓発
	(3) 市役所・町役場における雇用の推進
	(4) 福祉的就労の充実
3 情報バリアフリー化の推進	(1) 情報通信技術による情報提供の推進
	(2) 図書館サービスの充実
4 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進	(1) 各種学級・講座への障害のある人の参加促進
	(2) 文化・スポーツ活動の推進
	(3) 施設のバリアフリー化と使用料の減免

【現状と課題】

学校や教育・療育の場においては、子どもの障害の有無に関わらず、一人ひとりの個性が尊重され、能力を最大限発揮できるような環境づくりが求められています。障害のある子どもについては、適切な治療や訓練を早期に行い、きめ細かな療育・教育を進めることで障害の軽減につながるが見込まれます。そのため、幼少期から個々の特性を見極め、一人ひとりに合った支援を継続していくことが必要です。

また、障害のある人の就労について、支援体制の充実に努めていますが、困難な状況が続いていることから、これまで取り組んできた障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）等との連携強化については、雇用の促進や仕事の選択肢の確保を進めていけるよう、これまで以上に強化していく必要があります。

さらに、障害のある人が生涯を通して生きがいや趣味をもち、地域の中でいきいきと暮らすことができるよう、本人の志向に応じたスポーツやレクリエーション、文化活動等、様々な活動に取り組める機会を増やし、より気軽に参加できる環境の整備が必要です。

1 教育・保育・療育体制の充実

(1) 相談・療育体制の充実

各市町で実施する乳幼児相談や育児相談等の窓口・情報のネットワーク化を進め、相談機会の充実・改善を図るとともに、賀茂健康福祉センター等と連携し、専門医による発達相談の充実に努めます。

また、各市町の保育所、幼稚園、認定こども園等との連携を密にし、障害の有無に関わらず子どもたちがともに遊び、学べるよう、保育所等における保育士等の障害に対する専門的知識の向上と保育内容の充実、施設の改善等、受け入れ体制を整備します。

さらに、障害のある乳幼児が地域において健やかに成長するため、関係機関による連携のもと、療育等支援事業や健診事後教室（療育教室等）の充実、保護者からの相談対応の充実に努めます。

【主な施策・取組】

①発達総合相談の充実

- ◆ 賀茂健康福祉センターと協力しながら、専門医による乳幼児発達相談に努めます。
- ◆ 相談を踏まえ、継続的に支援が受けられるよう、療育体制を整えます。

②地域療育支援

- ◆ 障害のある幼児や、発達において支援を要する幼児及びその保護者等に対して、相談・訓練等を提供していくとともに、事業所等と連携をしながら、地域において療育を受けられる体制の充実に努めます。

③健診事後教室（療育教室等）の充実

- ◆ 軽度の障害や発達の遅れが認められる幼児とその保護者に対し、個別指導または集団指導等の専門的な支援を充実します。

④子育ての場における相談の充実

- ◆ 保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等における相談体制を充実するとともに、県や専門医療機関等との連携強化を図ります。

(2) 保育・教育体制の充実

障害や発達に遅れのある子どもが、障害特性等に応じて適切な保育・教育を受けられるよう、保育・教育の専門職を中心に資質の向上を図るとともに、その状況に配慮した保育・教育環境の整備、必要な人員の確保を進めます。

【主な施策・取組】

①保育士等の資質向上

- ◆ 障害のある子どもの保育及び教育に必要な知識、技能の向上を図るため、研修会の開催を検討するとともに、関係職員の参加を推奨します。
- ◆ 職員同士の情報交換を促進するため、交流機会の創出等について検討していきます。

②保育所・幼稚園の整備

- ◆ 障害のある子どもの利用に配慮した、保育所・幼稚園・認定こども園等の施設整備の推進を図ります。

③支援体制の整備

- ◆ 保育所等における支援体制の整備、適正人員の配置に努めます。
- ◆ 障害のある子どもの教育・保育等に対する広い知識と経験を有する識者との連携、支援体制の整備を図ります。

(3) 就学指導・相談の充実

障害や発達に遅れのある子どもが、障害特性等に応じて適切な教育を受けられるよう、障害のある子どもとその保護者に対する就学指導・相談の充実を図ります。また、就学支援にあたっては、保健・医療や教育に関わる機関との連携を密に図るとともに、就学後も継続して相談に対応できるよう、体制の充実を図ります。

【主な施策・取組】

①就学指導・相談の充実

- ◆ 一人ひとりの障害に応じた適切な就学相談がなされるよう、就学指導・支援委員会の指導体制の充実を図ります。

②障害児教育相談の推進

- ◆ 地域療育システムを構築するとともに、障害のある子どもとその保護者等からの保育・教育相談に早期から応じられるよう、相談体制の整備・充実を図ります。

③就学期における療育相談体制の充実

- ◆ 様々な悩みや課題を抱える障害のある児童・生徒とその保護者を対象とした相談事業の充実を図ります。

(4) 特別支援教育等の充実

障害のある子どもの特性に応じ、必要な支援と教育を受けられる体制を整備していきま
す。また、可能な限り同世代の子どもたちが同じ環境で学ぶことを目指すとともに、個別
の教育的ニーズに対応できるような環境づくりを行います。

【主な施策・取組】

①教員の資質向上と適切な学習指導の推進

- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行えるよう、教職員の研修を
充実し、指導力の向上を図ります。
- ◆ 発達障害、不登校・不適応、精神疾患、非行、いじめ、養護問題等、個別の状
況に応じた対応ができるよう、小・中学校及び家庭相互の連携を図ります。

②障害に応じた適切な療育・教育の充実

- ◆ 障害のある児童・生徒の個々の特性に応じた教育環境を整備するため、関係機
関との連携を強化するとともに、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす教
育の充実を図ります。
- ◆ 障害のある児童・生徒がそれぞれの特性に応じて充実した学校生活を送ること
ができるよう、支援員の配置や施設整備について検討します。

③地域の小・中学校との交流

- ◆ 同じ地域で暮らす支援学校外の子ども達との交流を図ることにより、より多く
の体験を得る機会を確保し、同じ地域の一員として垣根のない連帯感を育て
いくことを目指します。

④発達障害のある児童への支援の充実

- ◆ 教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携強化によるネットワークの
構築を通して、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発
達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられる体
制づくりに努めます。

2 障害のある人の就労と活動の場の確保

(1) 就労相談の充実

公共職業安定所（ハローワーク）・障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害のある人を対象とした就労相談の体制充実を図ります。

【主な施策・取組】

①相談体制の充実

- ◆ 障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）・障害者就業・生活支援センター等と連携し、情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ◆ 各市町の窓口やホームページ等、多様な媒体を活用した、障害者雇用や就労助成制度等に関する情報提供及び相談体制の充実を図ります。

(2) 企業等に対する障害者雇用の啓発

公共職業安定所（ハローワーク）・障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について事業主への啓発に努め、雇用協力企業の確保及び拡大を行います。

【主な施策・取組】

①企業等への情報発信・啓発

- ◆ 公共職業安定所（ハローワーク）・障害者就業・生活支援センター等と連携・協力し、地域企業への障害に係る法制度や法定雇用率等、最新情報の発信と周知に努めます。これにより、地域内での障害者雇用の拡充を目指していきます。

②障害者雇用等に関する連絡協議体制の充実

- ◆ 障害のある人の就労のための連絡協議会にて、情報共有を行います。
- ◆ 公共職業安定所（ハローワーク）・障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害のある人の雇用促進や能力開発、職場定着までの支援等について十分に協議できるよう、連絡体制の充実を図ります。

(3) 市役所・町役場における雇用の推進

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の趣旨に基づき、行政機関における障害のある人の採用を推進するとともに、行政関連業務における就労の場の確保に努めます。

【主な施策・取組】

①行政機関の職員としての採用の推進

- ◆ 行政機関における雇用形態及び職域の工夫等を図り、障害者雇用を推進していきます。

(4) 福祉的就労の充実

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の趣旨に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等の調達を行います。これにより、一般の企業等で働くことが困難な障害のある人等に対し、個々の障害特性を考慮した就労機会の確保とともに、経済的な自立を支援します。

【主な施策・取組】

①障害者就労施設等への支援

- ◆ 障害者就労施設からの物品の購入や業務等の発注を進めることで、障害者就労施設を支援し、障害のある人の経済的な自立を支援します。

3 情報バリアフリー化の推進

(1) 情報通信技術による情報提供の推進

情報提供における時間的・質的格差をなくすため、インターネット等を活用した情報提供を推進するとともに、利便性向上に向けて改善を図ります。

【主な施策・取組】

①インターネットを活用した情報の提供

- ◆ 情報格差をなくすとともに、障害のある人の活動の幅を広げるため、インターネット等を活用した情報提供を推進します。また、誰にとっても使いやすくなるよう、各市町のホームページの改善を行います。

(2) 図書館サービスの充実

障害の有無に関わらず、誰もが気軽に図書館サービスを利用できるよう、点字本や大活字本等の配架や拡大読書器の配備、通路幅の設定等、図書館のバリアフリー化に努めます。また、図書館ネットワークシステムによる図書サービスの相互利用を推進します。

【主な施策・取組】

①図書館におけるサービスの充実

- ◆ 点字本、大活字本の配架や拡大読書器の配備、車いすの人にとっても利用しやすい通路幅や本棚の高さの設定等、図書館のバリアフリー化に努めることで、障害のある人にとっての利便性に配慮したサービスの充実を推進します。

②図書館のネットワークづくり

- ◆ 障害のある人にとっても利用しやすい図書館づくりを目指し、図書館ネットワークシステムによる図書サービスの相互利用を推進します。
- ◆ 駐車場のバリアフリー化等、ハード面での利便性向上を行います。

4 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

(1) 各種学級・講座への障害のある人の参加促進

障害のある人が、様々な活動の場へ参加するためのきっかけづくりを行います。講座の開設や生涯学習情報の提供を図るとともに、参加しやすい環境づくりを進め、障害の有無に関わらず様々な学級、講座への参加促進に努めます。

【主な施策・取組】

①障害のある人の学習機会保障

- ◆ 各市町の社会福祉協議会と協力し、障害のある人が、知識や専門性をより深めることができるような機会・講座について、市町共同による開催を企画・検討します。
- ◆ 全住民を対象とした学級・講座について、障害の有無にかかわらずだれでも参加できるよう、環境や発信方法への配慮とともに、全住民が等しく学べる機会の提供に努めます。

(2) 文化・スポーツ活動の推進

障害のある人が文化活動やスポーツ活動を通じて、いきいきとした生活が送れるよう各種活動への参加を促進します。また、地域で暮らす住民相互の理解や交流の輪が広がるよう、障害のある人の文化・スポーツ大会や行事等の開催・参加を支援します。

【主な施策・取組】

①文化・スポーツ交流大会等の周知

- ◆ 各市町の文化祭や体育祭等についての広報活動を行い、障害のある人の参加を促進します。また、社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の推進に向けて、文化作品展やスポーツ交流大会等の広域的な開催を促進します。

②スポーツ大会等への選手の派遣

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、各種障害者スポーツ大会への選手派遣のための活動支援を行います。

③障害者団体・グループへの加入促進

- ◆ 各市町の社会福祉協議会の協力のもと、障害者団体やグループについての周知を行い、加入を促進します。
- ◆ 文化活動やスポーツ活動の振興を図るとともに、広域的な文化・スポーツ活動グループの育成を図ります。

(3) 施設のバリアフリー化と使用料の減免

障害のある人の文化・スポーツ活動の場を確保するため、各市町の文化・スポーツ施設の相互利用を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人の公共施設使用時には、使用料の減免を実施します。

【主な施策・取組】

①文化・スポーツ施設のバリアフリー化の推進

- ◆ 各市町の文化・スポーツ施設の整備と広域的な相互利用を促進します。
- ◆ 障害のある人が利用しやすいよう、活動拠点となる施設について、出入口の改善や多機能トイレの整備等、バリアフリー化を推進します。

②公共施設の使用料の減免

- ◆ 障害のある人の文化・スポーツ活動等を促進するため、観光施設等や公共施設等の使用料減免を図ります。

基本目標5 人にやさしいまちをつくる

【施策の体系】

施策の方向	主要施策
1 バリアフリーのまちづくり	(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発
	(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
	(3) 公共交通機関等の利便性の向上
2 防災・防犯体制の整備及び感染症対策の推進	(1) 防災・防犯意識の向上
	(2) 緊急時体制の確立
	(3) 感染症対策の推進

【現状と課題】

障害のある人の地域社会参加の促進のためには、安心して安全に移動・活動できる環境を整備することが必要です。移動しやすい道路・駐車場、鉄道・駅周辺、活動しやすい公共施設・公園等、多くの人が利用する場所・施設を中心に整備を行い、障害の有無に関わらず快適に暮らせる環境を整備していくことが必要となります。また、ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り入れ、誰もが住みやすく快適な福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

また、平常時の移動・活動のほか、緊急時の防災・防犯体制を整え、避難時に支援が必要な人に対する救助体制を整えておくことも重要です。そのためには日頃からの協力体制が必要不可欠であり、避難行動要支援者に関する十分な情報把握が求められています。日頃から地域コミュニティの連携強化を図り、防災訓練等を通して地域の支援体制づくりの強化に取り組んでいきます。加えて、障害のある人の生活を支える地域の事業所に対して、日頃から十分な備えを講じるよう、指導・啓発していきます。

さらに、近年感染症の流行が障害のある人、その介助や支援をする人、事業所等にとっても大きな脅威となっていることから、日頃からの感染防止対策を推進するとともに、事業所等で感染が発生した場合の適切な対応を図っていきます。

1 バリアフリーのまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発

各市町の連携のもと、市町や県の事業を通じて、福祉のまちづくりに関する住民への啓発を図るとともに、福祉のまちを構築していく広域的な体制を整備します。

【主な施策・取組】

①広報による啓発・意識向上の推進

- ◆ ポスター掲示や福祉イベント等を通して「静岡県ゆずりあい駐車場制度」や「ヘルプマーク」等の事業について広報・啓発活動を行います。
- ◆ 障害のある人が外出しやすい環境について、一人ひとりが考え、配慮できるようになることによって、全住民が暮らしやすいまちづくりにつながるよう、マナー向上を図ります。

②推進体制の整備

- ◆ 福祉のまちづくりをより広く効果的に浸透させるため、関係団体を含む広域的な体制の整備を図ります。

(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

「静岡県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、道路や公園、公共施設等の生活環境におけるユニバーサルデザインの普及や、道路や施設のバリアフリー化の推進、障害物の撤去の促進を図ります。

【主な施策・取組】

①道路環境の把握・整備

- ◆ 障害のある人が安心・安全に外出することのできるよう、歩道の整備を推進します。
- ◆ 放置自転車や商店の看板等、通行の妨げとなるものについて、道路管理者等と連携して撤去や解消を働きかけ、歩行空間の確保を図ります。

②ユニバーサルデザインの普及・推進

- ◆ 公共施設において、施設の老朽化に伴う建て直しや新たな施設設置を行う際には、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の設置を進めます。

③公共施設・建築物のバリアフリー化の推進

- ◆ 「静岡県ゆずりあい駐車場制度」の普及に努めるとともに、道路や既存の施設において、障害のある人にとっても利用しやすいよう、バリアフリー化を働きかけていきます。
- ◆ オストメイト用トイレの設置や車いすに対応した多機能トイレの設置を推進します。

(3) 公共交通機関等の利便性の向上

外出が困難な障害のある人の日常生活の利便性の向上と社会参加を促進するため、タクシー券等を交付します。また、障害のある人が公共交通機関を利用しやすいよう、鉄道駅舎・バスターミナルの改善、鉄道運賃の割引制度の実施について、関係機関や事業者に対し働きかけをしていきます。

【主な施策・取組】

①タクシー券等の交付

- ◆ 障害のある人の日常生活の利便性向上と社会参加促進を図るため、タクシー券等の交付を行います。

②交通ターミナルのバリアフリー化の促進

- ◆ 鉄道駅舎やバスターミナル等の改善について、事業者に働きかけをし、理解と協力を求めています。

③鉄道運賃の障害者割引制度の実施促進

- ◆ 鉄道会社に対して障害者割引制度の実施について働きかけることで、障害のある人の利用者負担軽減を図ります。

2 防災・防犯体制の整備及び感染症対策の推進

(1) 防災・防犯意識の向上

緊急時に、自主防災組織と各種防災機関が連携し、有効な支援活動を行うことができるよう、日頃から防災・防犯に関する情報を提供するとともに、設備の普及を推進することで、障害のある人及び地域住民の防災・防犯意識の向上を図ります。また、障害のある人の暮らしを支えるサービス事業所に対し、災害に対する備えを講じるよう指導するとともに、適切な支援を行います。

【主な施策・取組】

①防災知識の普及

- ◆ 地域防災計画や防災マップ・防災マニュアルの作成と公開を通して、住民全体への防災知識の普及に努めます。
- ◆ 住民自らが災害への備えや災害発生時における正しい行動を取れるよう、防災講座を開催するとともに、参加促進を図ります。

②防災訓練の参加促進

- ◆ 自主防災組織と協力し、緊急時に障害特性に応じた適切な行動を取ることができるよう、障害のある人の積極的な防災訓練への参加を推進します。

③防災・防犯設備の普及

- ◆ 緊急通報システムの活用をはじめ、障害のある人のいる世帯に対して、防災・防犯設備に関する情報提供や相談の充実を図ります。
- ◆ 聴覚や発話に障害のある人が音声を使用せずに119番通報ができるシステムの周知・推進を図ります。
- ◆ 備蓄品の確保や避難ビル、避難経路の点検等を行い、緊急時に対応可能な体制の構築に努めます。

④事業所に対する災害対策の啓発・推進

- ◆ 障害者施設やサービス提供事業所に対して、災害発生時に備えた対策を講じるよう、備蓄品の確保や避難誘導マニュアルの作成等について呼びかけるとともに、支援します。

(2) 緊急時体制の確立

障害のある人のための災害発生時等の緊急時の対策として、自主防災組織と各種防災機関が連携し、有効な支援活動を行うことができるよう、地域ぐるみの緊急時体制の充実を図ります。また、災害発生時の障害のある人の避難場所となる福祉避難所の整備、周知に努めます。

【主な施策・取組】

①避難行動要支援者名簿の整備

- ◆ 災害発生時に、避難への支援が必要な人へ迅速かつ的確な支援が行えるよう、「避難行動要支援者名簿」を適正に管理更新し、運用します。

②避難行動要支援者の支援体制の確立

- ◆ 避難行動要支援者名簿をもとに、自主防災組織を中心とする地域の組織と協力・連携し、災害時における障害のある人の安全な避難誘導體制を確立します。
- ◆ また、災害発生時の避難所における、医療・福祉サービス等の提供体制の整備を図るとともに、支援を必要とする人が避難所生活において必要とする物資・備品の確保に努めます。

③福祉避難所の整備

- ◆ 障害のある人が安心して避難生活を送ることができるよう、各市町における福祉避難所の整備を推進するとともに、必要な物資・機材や運営人材が確保されるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との調整を図ります。
- ◆ 緊急時に適切に活用されるよう、福祉避難所についての周知を行います。

(3) 感染症対策の推進

インフルエンザやノロウイルス、令和2年以降、全国で感染拡大が続いてきた新型コロナウイルス感染症などの感染症への対応策は引き続き必要不可欠です。日頃から、国のガイドラインを活用した感染防止対策を推進するとともに、感染症が発生した際の適切な対応に向けた体制の整備に努めます。

【主な施策・取組】

①感染防止対策の推進

- ◆ 障害者施設やサービス提供事業所に対して、国が提示しているガイドライン等を活用し、感染防止策と必要な知識の周知・啓発を図ります。
- ◆ 日頃から、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるよう啓発します。

②感染症発生時の対応策の検討・推進

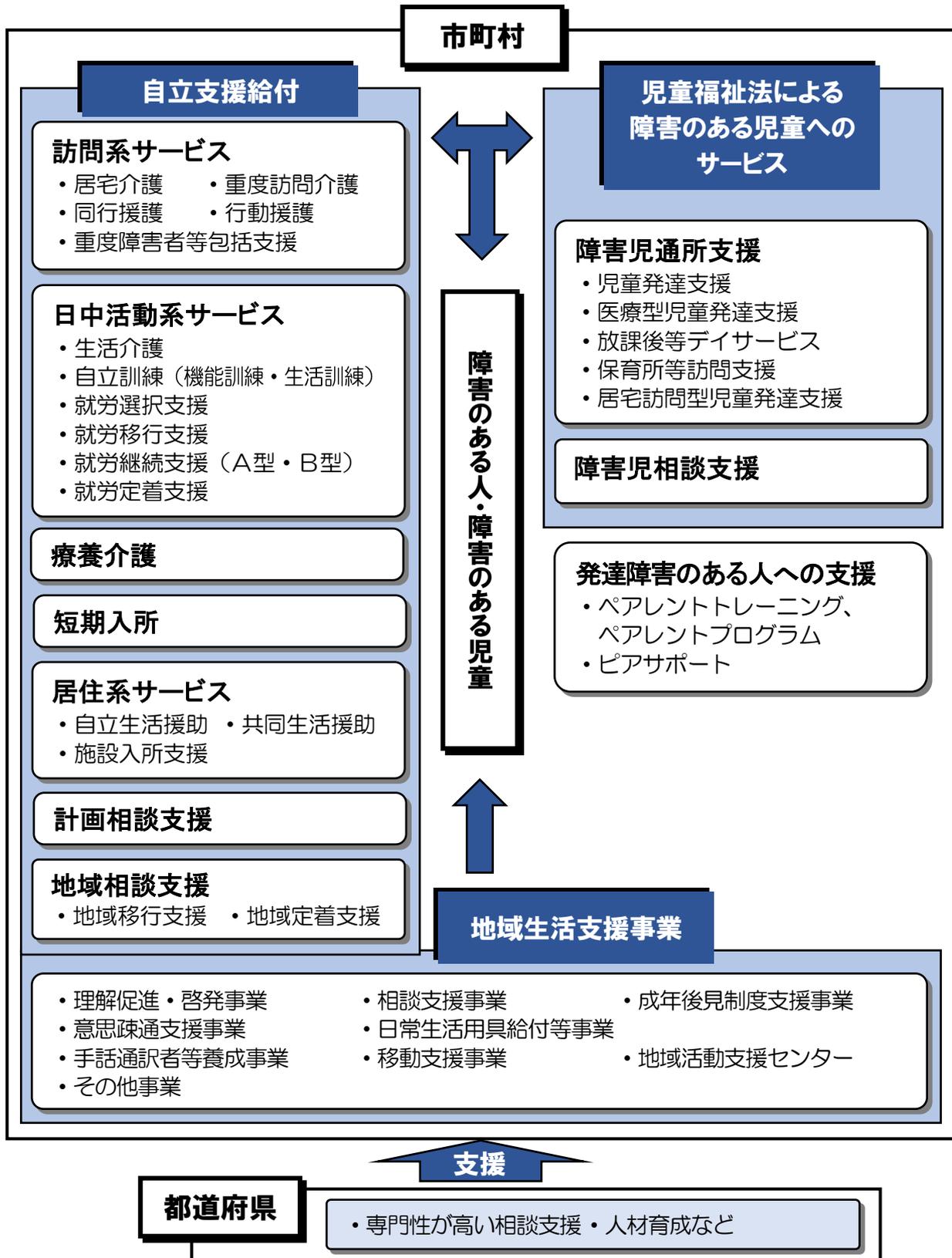
- ◆ 障害者施設やサービス提供事業所に対して、サービス利用者や施設職員に感染者が発生した際は、国が提示しているガイドライン等に沿って、適切な対応をとれるよう周知します。
- ◆ 感染症発生時に代替サービス等の確保が円滑にされるよう、県や他事業所等との相互応援体制の構築を図ります。

第3章 第7期賀茂地区障害福祉計画
・ 第3期賀茂地区障害児福祉計画



第1節 サービスの体系

障害のある人を対象とした、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系は以下の図の通りとなっています。



第2節 令和8年度までに達成を目指す成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数削減見込み及び地域生活移行者数について、国の基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

		年度末入所者数		【目標値】 施設入所者数 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
		令和4年度 (A)	令和8年度 (B)		
地区全体	人	129	122	7	10
下田市	人	39	37	2	4
東伊豆町	人	26	24	2	2
河津町	人	8	7	1	1
南伊豆町	人	21	21	0	1
松崎町	人	10	10	0	0
西伊豆町	人	25	23	2	2

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床から地域生活への移行を推進するための体制構築について、以下の通り目標を設定します。

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

設置済	○	(設定の考え方) 賀茂地区障害者自立支援協議会「地域移行部会」 を保健、医療、福祉関係者による協議の場として 設置済。
設置予定		
設置予定なし		

(2) 市町村の協議の場における活動

①重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
年2回	年2回	年2回	賀茂地区障害者自立支援協議会「地域移行部会」にて、毎年2回必要な協議を実施する。

②重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
年2回	年2回	年2回	賀茂地区障害者自立支援協議会「地域移行部会」にて、毎年2回目標設定及び評価を実施する。

3 地域生活支援拠点等の整備

相談、助言、就労支援等や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の役割を有する地域生活支援拠点のほか、今期新たに定める強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備について、国の基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

(1) 地域生活支援拠点等の確保

設置済	○	(設定の考え方)
設置予定		相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の機能を有する拠点を賀茂地区共同で面的に整備し設置済。
設置予定なし		

■拡充予定の機能

相談：○	緊急時受け入れ・対応：○	体験の機会・場：○
専門的人材の確保・養成：－	地域の体制づくり：○	その他：－

(2) 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称	賀茂地区障害者自立支援協議会		
コーディネーターの配置人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1人	1人	1人
上記検証および検討への年間実施回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2回	2回	2回

(3) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

設置済		(設定の考え方) 令和6年度に賀茂地区共同で支援体制の構築を予定。 (ケース会議への関係機関の参加)
設置予定	○	
設置予定なし		

4 福祉施設から一般就労等への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行等について、国が定める基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

(1) 一般就労への移行者数

令和3年度	地区全体	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
就労移行支援事業所	2	0	1	1	0	0	0
就労継続支援A型事業所	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B型事業所	0	0	0	0	0	0	0
生活介護、自立訓練、その他事業所	0	0	0	0	0	0	0
福祉施設(合計)	2	0	1	1	0	0	0

【目標値】令和8年度	地区全体	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
就労移行支援事業所	1	1	0	0	0	0	0
就労継続支援A型事業所	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B型事業所	2	1	0	0	1	0	0
生活介護、自立訓練、その他事業所	1	1	0	0	0	0	0
福祉施設(合計)	4	3	0	0	1	0	0

(2) 就労移行支援・就労定着支援の利用者

		令和3年度			【目標値】令和8年度		
		一般就労 移行者数 (A)	就労定着支 援事業を利 用した者 (B)	就労定着支 援事業を利 用した者の 割合 (B/A)	一般就労 移行者数 (A)	就労定着支 援事業を利 用した者 (B)	就労定着支 援事業を利 用した者の 割合 (B/A)
地区全体	人	4	0	0.0%	1	1	100.0%
下田市	人	0	0	0.0%	1	1	100.0%
東伊豆町	人	2	0	0.0%	0	0	0.0%
河津町	人	1	0	0.0%	0	0	0.0%
南伊豆町	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
松崎町	人	1	0	0.0%	0	0	0.0%
西伊豆町	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%

(3) 就労移行支援・就労定着支援事業所の就労定着率

		令和4年度			【目標値】令和5年度		
		就労定着支 援事業所数 (A)	うち就労定 着率8割以 上の事業所 の数 (B)	就労定着率8 割以上の事業 所の割合 (B/A)	就労定着支 援事業所数 (A)	うち就労定 着率8割以 上の事業所 の数 (B)	就労定着率8 割以上の事業 所の割合 (B/A)
地区全体	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
下田市	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
東伊豆町	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
河津町	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
南伊豆町	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
松崎町	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
西伊豆町	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%

5 障害児通所支援の地域支援体制等の整備

障害児通所支援の提供体制の整備について、国が定める基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

これまでの計画策定時において、児童発達支援センターの設置方法について協議を重ねてきましたが、設置せずに代替機能を確保する方向で進めることとなり、今期計画においてもその方針は踏襲し、センターを設置しない代わりに、地域に必要な機能を確保することとします。

(1) 児童発達支援センターの設置

設置済		(設定の考え方) 設置予定はありませんが、令和5年度中に機能確保する予定です。訪問(保育所等訪問支援創設)通所(療育支援事業:ひまわり・地域療育支援センター事業創設)相談(一般・特定相談)機能を事業所に委託し、提供体制を確保します。
設置予定		
設置しないが機能確保	○	

(2) 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

構築済	○	(設定の考え方) 令和3年度に賀茂地区で体制を構築済みです。
構築予定		
構築予定なし		

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

確保済		(設定の考え方) 市町単独での確保予定はありません。他圏域、関係機関等との連携を含め機能確保を図ります。
確保予定		
確保予定なし	○	

(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

確保済		(設定の考え方) 児童発達支援事業所を整備せず、放課後等デイサービスは基準該当事業により機能を確保します。
確保予定		
確保予定なし	○	

(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

①医療的ケア児支援のための協議の場の設置

設置済	○	(設定の考え方) 賀茂地区障害者自立支援協議会「児童部会」を協議の場とします。
設置予定		
設置予定なし		

②医療的ケア児等コーディネーターの配置数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方) 賀茂地区共同で、コーディネーターの役割を担うことのできる人材の確保・育成や、資格の取得に必要な研修の受講推奨を図ります。
0人	0人	0人	

6 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保について、国が定める基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

賀茂地区では、相談支援の中核的機関である「基幹相談支援センター」の計画期間内の設置を目指しており、センター設置後は、事例検討会の実施など、機能充実に努めます。

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

①基幹相談支援センターの設置

設置する	○	(設定の考え方) 賀茂地区共同で、基幹相談支援センターの設置を目指します。
設置しない		

②基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
—	—	1人	今期計画期間内に基幹相談支援センターを設置し、年度内に主任相談支援専門員を確保します。

③地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
—	—	年6件	今期計画期間内に基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センター主催の事例検討に圏域内相談支援事業所がすべて参加します。

④地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
—	—	年2件	基幹相談支援センターを中心に、賀茂地区の各事業所に相談支援事業者を育成できるよう研修会を行います。

⑤地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
—	—	年3回	基幹相談支援センターを中心に、賀茂地区の居宅介護支援事業者と地域包括支援センターとの協議の場を設置します。

⑥基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
—	—	年6回	基幹相談支援センターの主催により、賀茂地区内の相談支援事業所が参加して行います。

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の
開発・改善

①協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
を行う取組の実施及び体制確保

実施及び体制確保	○	(設定の考え方) 賀茂地区障害者自立支援協議会(専門部会を含む)にて賀茂地区全体でサービス基盤の充実を協議していきます。
実施及び確保予定なし		

②相談支援事業所の参画による事業検討実施回数

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年3回	年3回	年3回
参加事業者・機関数	11か所	11か所	11か所
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
実施回数	年6回	年6回	年6回

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築について、国が定める基本指針に基づき、以下の通り目標を設定します。

(1) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	(設定の考え方) 令和5年度中に体制を構築します。
--------------------------------	------------------------------

(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

①県が実施する相談支援従事者初任者研修の参加人数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
0名	0名	0名	各業務の担当者間で連携を図り、担当業務以外の研修にも参加が可能な体制づくりを図ります。

②障害支援区分認定調査員研修の参加人数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	(設定の考え方)
各市町1名	各市町1名	各市町1名	各業務の担当者間で連携を図り、担当業務以外の研修にも参加が可能な体制づくりを図ります。

③システム等での審査結果分析・共有等

構築済	○	(設定の考え方) 令和4年度に賀茂地区共同で構築済みであり、賀茂地区障害者自立支援協議会の各部会等で、毎年度2回、各市町担当者及び事業所相談員が集まれる機会に、請求過誤の事例共有等を行います。
構築予定		
構築予定なし		

第3節 自立支援給付の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

【サービスの内容】

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）の人。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する人

- ①区分2以上に該当していること
- ②障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」：「全面的な支援が必要」

「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排尿」：「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排便」：「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

【今後の方向性】

アンケート結果において本サービスに対するニーズが高い状態が続いており、今後も安定したサービス提供体勢の確保が必要と考えられます。

また、利用者数の増加が見込まれる地域もあることから、量の確保とともに、より質の高いサービスの提供ができるよう、サービス事業所の確保に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

訪問系サービス			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	68	70	72	72	73	74
		計画	—	—	—			
	時間	実績	719	470	590	590	598	606
		計画	—	—	—			
下田市	人	29	31	31	31	31	31	
	時間	213	193	193	193	193	193	
東伊豆町	人	16	11	11	11	11	11	
	時間	108	34	130	130	130	130	
河津町	人	4	5	5	5	5	5	
	時間	79	95	114	114	114	114	
南伊豆町	人	1	7	9	9	9	9	
	時間	102	24	32	32	32	32	
松崎町	人	8	7	7	7	7	7	
	時間	71	48	48	48	48	48	
西伊豆町	人	10	9	9	9	10	11	
	時間	146	76	73	73	81	89	

注：地区全体の上段の令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は見込（以下同）

地区全体の下段は第6期障害福祉計画の見込（以下同）

各市町の令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は見込（以下同）

(2) 重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の障害により、常時介護を要する人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者。具体的には、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する人

- ①二肢以上に麻痺等がある人であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている人
- ②障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人

【今後の方向性】

利用対象者は重度の障害を持つ人であるため、対象者は多くありませんが、必要性が高いサービスです。一定の利用者が見込まれることから、安定的かつ、より質の高いサービスの提供を促進します。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

訪問系サービス			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	—	—	—			
	時間	実績	20	20	20	20	20	20
		計画	—	—	—			
下田市	人	0	1	1	1	1	1	
	時間	0	20	20	20	20	20	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	1	0	0	0	0	0	
	時間	10	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	

(3) 同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【対象者】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人

ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する人

①区分2以上に該当していること

②障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」：「全面的な支援が必要」

「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排尿」：「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排便」：「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

【今後の方向性】

介護保険サービスにはない障害福祉固有のサービスで、コロナ禍による外出の自粛が解消されたことで令和4年度には利用の増加がみられました。今後、高齢化の進行に合わせて、65歳以上の視覚障害のある人が介護保険サービスと合わせて利用することが考えられます。

視覚障害のある方に対してサービスの周知を図るとともに、今後のサービス需要を検討し、サービス提供事業所の確保に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

訪問系サービス			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	11	10	12	12	12	13
		計画	—	—	—			
	時間	実績	60	25	55	55	55	56
		計画	—	—	—			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	5	4	6	6	6	6	
	時間	26	6	41	41	41	41	
河津町	人	2	2	2	2	2	2	
	時間	4	4	7	7	7	7	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	2	3	3	3	3	3	
	時間	4	6	6	6	6	6	
西伊豆町	人	2	1	1	1	1	2	
	時間	26	9	1	1	1	2	

(4) 行動援護

【サービスの内容】

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

【対象者】

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である人

【今後の方向性】

行動援護は、利用実績がなく、今後も利用者数は見込まないものとします。

なお、利用者が少ない要因として、サービスの認知度が低いことが考えられます。サービスの周知を図り、今後の需要を検討しながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

訪問系サービス			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	—	—	—	—	—	—
	時間	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	—	—	—	—	—	—
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	

(5) 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

【対象者】

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人

具体的には、障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であつて、以下のいずれかに該当する人

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する人	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（I 類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS（筋萎縮性側索硬化症） ・遷延性意識障害等
	最重度知的障害者（II 類型）	・重症心身障害者等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である人（III 類型）		・強度行動障害等

<Ⅰ 類型>

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること） なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1 群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (4) 認定調査項目「10 群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

<Ⅱ 類型>

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれ

かにチェックされていること) なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

- (4) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障が無い」以外に認定

<Ⅲ 類型>

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である人

【今後の方向性】

重度障害者等包括支援は、利用実績がなく、今後も利用者数は見込まないものとしま
す。なお、利用実績がない理由として、サービス対象者が少ないこと、サービスの認知が
低いことが考えられます。今後は、サービス制度の周知を図り、将来的なサービス需要を
検討し、サービス提供体制の充実を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

訪問系サービス			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	-	-	-			
	時間	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	-	-	-			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービスの内容】

障害者支援施設などで、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する人に対し、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人として次に掲げる人

- ①障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である人
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である人
- ③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する人であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の人は区分3）より低い人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた人

※③の人のうち以下の人については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を行った上で、引き続き、生活介護を利用することができます。

- 1：障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者）
- 2：法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している人
- 3：平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している人

【今後の方向性】

利用の多いサービスであるとともに、利用者数は増加が続いており、この傾向は今後も続くと考えられます。

今後は、サービス需要に対し、確実にサービス提供が図れるよう、提供事業所を確保し、量の確保とともに質の高いサービスの提供を事業者に要請し、提供体制の整備を図ります。

また、強度行動障害を有する者が一定数みられるため、対象者の状況に応じた支援の充実に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

生活介護			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	184	207	215	215	216	217
		計画	220	222	225	(29)	(29)	(29)
	人 日	実績	4,389	3,711	4,217	4,217	4,235	4,253
		計画	4,064	4,082	4,119	(531)	(531)	(531)
下田市	人	57	57	57 (23)	57 (23)	57 (23)	57 (23)	
	人日	1,153	1,138	1,138 (459)	1,138 (459)	1,138 (459)	1,138 (459)	
東伊豆町	人	53	51	53	53	53	53	
	人日	908	658	991	991	991	991	
河津町	人	22	20	20 (4)	20 (4)	20 (4)	20 (4)	
	人日	444	396	420 (65)	420 (65)	420 (65)	420 (65)	
南伊豆町	人	2	28	36	36	36	36	
	人日	779	573	750	750	750	750	
松崎町	人	21	21	21 (2)	21 (2)	21 (2)	21 (2)	
	人日	457	391	391 (7)	391 (7)	391 (7)	391 (7)	
西伊豆町	人	29	30	28	28	29	30	
	人日	648	555	527	527	545	563	

※カッコ内は強度行動障害を有する者

(2) 自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

身体障害を有する障害者に対し、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人で、具体的には次のような例が挙げられます。

- ①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

【今後の方向性】

令和3年度、4年度に利用実績はあったものの、令和5年度には利用者はみられなかったため、今後も利用者数は見込まないものとします。ただし、利用希望者が現れたときは、事業者と連携して適切なサービス提供に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

自立訓練 (機能訓練)			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	3	2	0	0	0	0
		計画	1	1	1			
	人 日	実績	34	34	0	0	0	0
		計画	22	22	22			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	1	0	0	0	0	
	人日	0	19	0	0	0	0	
河津町	人	1	0	0	0	0	0	
	人日	14	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	1	0	0	0	0	0	
	人日	8	0	0	0	0	0	
松崎町	人	1	1	0	0	0	0	
	人日	12	15	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

(3) 自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

知的障害または精神障害を有する障害者に対し、障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられます。

- ①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 等

【今後の方向性】

これまで、年度によって利用者数の増減がみられましたが、今後は安定的な利用がみられた市町での利用を見込むものとします。なお、その他の町で利用希望者が現れたときは、事業者と連携して適切なサービス提供に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

自立訓練 (生活訓練)			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	4	2	4	3	3	3
		計画	6	6	7			
	人 日	実績	73	27	93	73	73	73
		計画	126	137	148			
下田市	人	2	1	1	1	1	1	
	人日	40	3	30	30	30	30	
東伊豆町	人	1	1	1	1	1	1	
	人日	11	3	22	22	22	22	
河津町	人	0	0	1	0	0	0	
	人日	0	0	20	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	1	1	1	1	1	1	
	人日	22	21	21	21	21	21	

(4) 就労選択支援

【サービスの内容】

就労を希望する障害者本人が、就労系障害福祉サービスの利用や一般就労を目指す際に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

【対象者】

就労を希望している障害者で、就労移行支援または就労継続支援の利用を希望する人、就労移行支援又は就労継続支援を利用している人

【今後の方向性】

令和7年10月から施行される制度であり、必要な体制を整備したうえで適切なサービス提供に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

就労選択支援		第6期実績・計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	—	—	—	—	2	2
下田市	人	—	—	—	—	0	1
東伊豆町	人	—	—	—	—	1	0
河津町	人	—	—	—	—	1	0
南伊豆町	人	—	—	—	—	0	0
松崎町	人	—	—	—	—	0	1
西伊豆町	人	—	—	—	—	0	0

(5) 就労移行支援

【サービスの内容】

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人。具体的には次のような例が挙げられます。

- ①就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは、就労先の紹介その他の支援が必要な人
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許または灸師免許を取得することにより、就労を希望する人

【今後の方向性】

コロナ禍において利用状況は減少していますが、令和5年度の利用状況が今後も続くものとしします。なお、本サービスは一般就労への移行を促進するものであるため、サービスの周知と利用促進を図ります。また、今後のサービス需要の動向に応じて、さらなるサービス提供体制の確保について検討します。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

就労移行支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	9	9	5	5	5	5
		計画	7	9	6			
	人日	実績	157	146	72	72	72	72
		計画	153	197	132			
下田市	人	2	2	2	2	2	2	
	人日	19	26	26	26	26	26	
東伊豆町	人	3	2	1	1	1	1	
	人日	41	23	2	2	2	2	
河津町	人	2	0	0	0	0	0	
	人日	38	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	1	2	2	2	2	2	
	人日	22	45	44	44	44	44	
松崎町	人	1	1	0	0	0	0	
	人日	15	20	0	0	0	0	
西伊豆町	人	1	2	0	0	0	0	
	人日	22	32	0	0	0	0	

(6) 就労継続支援（A型）

【サービスの内容】

企業等に就労することが困難な人に対し、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人で、下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）。具体的には次のような例が挙げられます。

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

【今後の方向性】

これまでの利用実績から、令和5年度の利用状況が今後も続くものとします。なお、今後の需要動向に応じて、適切なサービス提供及びサービス提供体制の整備に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

就労継続支援 (A型)			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	3	4	1	1	1	1
		計画	4	4	3			
	人 日	実績	48	61	23	23	23	23
		計画	87	87	87			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	2	3	1	1	1	1	
	人日	23	35	23	23	23	23	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	1	1	0	0	0	0	
	人日	25	26	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

(7) 就労継続支援（B型）

【サービスの内容】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労経験がある人であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された人
- ③ 上記に該当しない人であって、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者

【今後の方向性】

今後も特別支援学校の卒業生等の利用により、これまで続けてきた増加傾向は続くものとしします。

今後もサービスの需要に対応できるよう、サービス提供体制の確保・充実を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

就労継続支援 (B型)			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	93	111	113	114	116	117
		計画	97	97	98			
	人 日	実績	1,686	1,724	1,837	1,849	1,874	1,886
		計画	1,759	1,770	1,800			
下田市	人	36	38	38	38	38	38	
	人日	570	563	563	563	563	563	
東伊豆町	人	15	16	13	13	13	13	
	人日	240	238	252	252	252	252	
河津町	人	4	4	4	4	5	5	
	人日	54	54	55	55	68	68	
南伊豆町	人	1	15	19	19	19	19	
	人日	177	241	315	315	315	315	
松崎町	人	16	15	15	15	15	15	
	人日	273	231	231	231	231	231	
西伊豆町	人	21	23	24	25	26	27	
	人日	372	397	421	433	445	457	

(8) 就労定着支援

【サービスの内容】

就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した人に、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【対象者】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

【今後の方向性】

令和3年度以降利用者がみられますが、賀茂地区外の事業者を利用しています。今後は、賀茂地区内にサービス提供事業者の確保及びサービス提供体制の整備を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

就労定着支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	1	2	2	2	2	2
		計画	0	0	1			
	人日	実績	1	2	2	2	2	2
		計画	0	0	10			
下田市	人	1	2	1	1	1	1	
	人日	1	2	1	1	1	1	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	1	1	1	1	
	人日	0	0	1	1	1	1	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

3 療養介護

【サービスの内容】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障害者であって、常時介護を要する人に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる人

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の人
- ③改正前の児童福祉法第43条に規定する重症心身障害児施設に入居した人または改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した人であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

【今後の方向性】

利用者数が増えている市町があることから、今後は増加するものとします。そのため、サービスの需要に対応できるよう、サービス提供体制の確保・充実を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

療養介護			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	8	8	9	10	11	11
		計画	7	7	6			
下田市	人		4	4	4	4	4	4
東伊豆町	人		2	2	3	3	4	4
河津町	人		1	1	1	1	1	1
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		1	1	1	1	1	1
西伊豆町	人		0	0	0	1	1	1

4 短期入所（ショートステイ）

【サービスの内容】

居宅において、その障害者等の介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

【対象者：福祉型】

- ①障害支援区分が区分1以上である障害者
- ②障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

【対象者：医療型】

遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 等

【今後の方向性】

福祉型短期入所については、コロナ禍の期間でも利用者数が増加してきたことから、今後も利用が増加するものとします。

そのため、今後のサービス需要に対応できるよう、量と質を両立したサービスの提供体制の充実を図ります。また、医療型については、今後サービス需要の動向に応じて、提供体制の整備について検討します。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

福祉型短期入所			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	16	25	31	31	32	33
		計画	33	34	34			
	人 日	実績	238	366	278	278	288	298
		計画	159	163	163			
下田市	人	7	8	8	8	8	8	
	人日	74	89	89	89	89	89	
東伊豆町	人	2	4	4	4	4	4	
	人日	117	191	29	29	29	29	
河津町	人	1	1	3	3	3	3	
	人日	10	20	74	74	74	74	
南伊豆町	人	1	4	5	5	5	5	
	人日	9	4	5	5	5	5	
松崎町	人	2	4	4	4	4	4	
	人日	8	21	21	21	21	21	
西伊豆町	人	3	4	7	7	8	9	
	人日	20	41	60	60	70	80	

【1か月あたり】

医療型短期入所			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	人 日	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

5 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

具体的には、

- ①定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」、「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
- ②定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

【対象者】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、ひとり暮らしを希望する人

【今後の方向性】

令和5年度時点で利用者数は0人のため、本計画期間内の利用者数は見込まないものとします。なお、今後利用を希望する人が現れたときに速やかに対応できるよう、サービスの周知を図るとともに、サービス需要の動向に応じて、提供体制の整備について検討します。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

自立生活援助			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
河津町	人		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

(2) 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

【対象者】

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の人または、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。）

【今後の方向性】

現在、下田市に1か所、東伊豆町に1か所、南伊豆町に2か所整備されています。また、賀茂地区外の施設を利用している方もみられます。利用者数は増減を繰り返していますが、今後は利用者数が増加するものとします。

そのため、現在の施設立地状況を考慮しながら、サービス提供事業所の確保及びサービス提供体制の整備を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

共同生活援助 (グループホーム)			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	79	97	86	89	91	93
		計画	60	60	61			
下田市	人		41	40	29	31	33	35
東伊豆町	人		18	23	20	20	20	20
河津町	人		3	4	5	6	6	6
南伊豆町	人		1	7	9	9	9	9
松崎町	人		9	11	11	11	11	11
西伊豆町	人		7	12	12	12	12	12

(3) 施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- ①生活介護を受けている人であって障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上である人
- ②自立訓練または就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている人であって、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人
- ③生活介護を受けている人であって障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人
なお、以下の人については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を行った上で、引き続き、施設入所支援を利用することができます。
 - 1：法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - 2：法の施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している人
 - 3：平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している人
- ④就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人
なお、以下の人については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を行った上で、引き続き、施設入所支援を利用することができます。
 - 1：法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - 2：法の施行時に旧法施設に入所し、継続して入所している人
 - 3：平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している人

【今後の方向性】

サービス需要の高いサービスであるとともに、今後も同等のサービス需要が継続するものと見込まれます。その一方で、入所者の地域への移行を促進する観点から、地域での生活が可能な人については、地域生活移行を積極的に促進するものとします。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

施設入所支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	124	134	129	130	128	123
		計画	143	142	139			
下田市	人		41	40	39	39	38	37
東伊豆町	人		27	27	26	26	25	25
河津町	人		12	9	8	8	8	7
南伊豆町	人		2	21	22	22	22	21
松崎町	人		13	11	9	10	10	10
西伊豆町	人		29	26	25	25	25	23

6 計画相談支援

【サービスの内容】

指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービス利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

サービス等利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービスの支給決定後、サービス事業者等との連絡調整をしたり、サービスが適切に提供されているか等を定期的に確認したり、必要に応じて計画の見直しを行います（モニタリング）。

【対象者】

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人を対象とします。

なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成で足りると判断される場合は、サービス等利用計画の作成を求めない場合もあります。

【今後の方向性】

利用者数は増加傾向がみられ、今後も増加する見込みです。

障害福祉サービスの利用にあたっては、障害のある人が必要とするサービスを適切に提供することが求められます。そのため、障害のある人のサービス需要を的確に捉え、意向に沿った、きめ細かな利用計画の立案が図れるよう、サービス提供体制の整備・充実を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【年度ごとの対象者数の合計】

計画相談支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	430	430	438	444	444	444
		計画	425	427	428			
下田市	人		139	140	148	153	153	153
東伊豆町	人		80	83	83	83	83	83
河津町	人		35	32	36	37	37	37
南伊豆町	人		53	50	50	50	50	50
松崎町	人		57	58	52	52	52	52
西伊豆町	人		66	67	69	69	69	69

7 地域相談支援

(1) 地域移行支援

【サービスの内容】

障害者支援施設等に入所している人または、精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や、必要な支援を行います。具体的には次のような支援を行います。

- ①住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ②地域生活への移行のための外出時の同行
- ③障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用
- ④体験宿泊
- ⑤地域移行支援計画の作成

【対象者】

次の人のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人

- ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している人（※1）
- ②精神科病院に入院している精神障害のある人（※2）
- ③救護施設または更生施設に入所している障害のある人
- ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害のある人（※3）
- ⑤更生保護施設に入所している障害のある人または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害のある人

※1…児童福祉施設に入所する18歳以上の人、障害者支援施設等に入所する15歳以上の人も対象。

※2…直近の入院期間が1年以上の人が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が1年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする人や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる人も対象となります。

※3…指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される人が対象です。

【今後の方向性】

一時的に利用した例もみられますが、今後は利用者数を見込まないものとします。なお、利用希望者が現れたときは、賀茂地区外の事業所と連携して取り組むものとします。

現在、賀茂地区には本サービスを提供する事業所がないことから、サービス需要の動向を見ながら、提供体制の整備について検討します。

【サービスの実績と見込量】

【年度ごとの対象者数の合計】

地域移行支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	1	1	2	0	0	0
		計画	0	0	0			
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		1	1	0	0	0	0
河津町	人		0	0	1	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	1	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

(2) 地域定着支援

【サービスの内容】

単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【対象者】

次の人のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる人

- ①居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある人
- ②居宅において家族と同居している障害のある人であっても、その家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人（※1、※2）

※1…障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人のほか、家族との同居からひとり暮らしに移行した人や、地域生活が不安定な人等も対象になります。

※2…共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。

【今後の方向性】

これまで利用実績がないことから、今後も利用者数を見込まないものとします。

現在、賀茂地区には本サービスを提供する事業所がないことから、サービス需要の動向を見ながら、提供体制の整備について検討します。

【サービスの実績と見込量】

【年度ごとの対象者数の合計】

地域定着支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0	0	0
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
河津町	人		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

第4節 障害のある児童へのサービスの見込み

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

【サービスの内容・対象者】

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【今後の方向性】

令和5年度は、すべての市町で利用がみられたことから、今後も一定の利用がみられるものとしてします。

利用実績とニーズ増加の見通しを念頭に、賀茂地区内サービス提供体制の充実について検討します。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

児童発達支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	3	3	20	21	20	20
		計画	2	2	1			
	人日	実績	70	27	94	102	84	84
		計画	18	19	15			
下田市	人	1	1	9	9	9	9	
	人日	1	3	23	23	23	23	
東伊豆町	人	2	2	1	1	1	1	
	人日	69	24	1	1	1	1	
河津町	人	0	0	1	1	1	1	
	人日	0	0	10	10	10	10	
南伊豆町	人	0	0	3	4	4	4	
	人日	0	0	24	32	32	32	
松崎町	人	0	0	3	3	4	4	
	人日	0	0	6	6	8	8	
西伊豆町	人	0	0	3	3	1	1	
	人日	0	0	30	30	10	10	

注：地区全体の上段の令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は見込（以下同）

地区全体の下段は第6期障害福祉計画の見込（以下同）

各市町の令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は見込（以下同）

(2) 医療型児童発達支援

【サービスの内容・対象者】

肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能の障害）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは、独立行政法人国立病院機構もしくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって、厚生労働大臣が指定する医療機関に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

【今後の方向性】

これまで利用実績がないことから、今後も利用者数は見込まないものとします。

なお現在、賀茂地区には本サービスを提供する事業所がないことから、利用希望者が現れたときは、賀茂地区外の事業者と連携して適切なサービス提供に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

医療型児童発達支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0	0	0
	人 日	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0	0	0
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

(3) 放課後等デイサービス

【サービスの内容・対象者】

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障害のある児童が対象となります。

【今後の方向性】

事業者の増加とともに利用者数も増加し、この傾向は今後も続くものとします。

なお、今後も本サービスへの需要が見込まれることから、サービス提供体制の充実を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

放課後等 デイサービス			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	6	7	28	30	31	33
		計画	5	5	5			
	人 日	実績	303	88	131	152	158	174
		計画	68	68	60			
下田市	人	1	5	18	18	18	18	
	人日	8	56	44	44	44	44	
東伊豆町	人	4	1	1	1	1	1	
	人日	277	10	7	7	7	7	
河津町	人	1	1	3	4	4	4	
	人日	18	22	45	60	60	60	
南伊豆町	人	0	0	1	1	1	1	
	人日	0	0	5	5	5	5	
松崎町	人	0	0	5	6	7	8	
	人日	0	0	30	36	42	48	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	1	
	人日	0	0	0	0	0	10	

(4) 保育所等訪問支援

【サービスの内容・対象者】

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童が対象となります。

【今後の方向性】

現在、賀茂地区には本サービスを提供する事業所がないことから、賀茂地区外の事業者と連携するとともに、サービス需要の動向を見ながら、賀茂地区内の提供体制の整備について検討します。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

保育所等訪問支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	2	2	5	5	5	5
		計画	5	8	10			
	人日	実績	2	2	14	14	14	14
		計画	10	16	20			
下田市	人	1	1	2	2	2	2	
	人日	1	1	8	8	8	8	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	1	1	2	2	2	2	
	人日	1	1	4	4	4	4	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	1	1	1	1	
	人日	0	0	2	2	2	2	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

(5) 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの内容・対象者】

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児を対象に、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【今後の方向性】

これまで利用実績がないことから、今後も利用者数は見込まないものとします。

なお現在、賀茂地区には本サービスを提供する事業所がないことから、利用希望者が現れたときは、賀茂地区外の事業者と連携して適切なサービス提供に努めます。

【サービスの実績と見込量】

【1か月あたり】

居宅訪問型 児童発達支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	人日	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
下田市	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	人日	0	0	0	0	0	0	

2 障害児相談支援

【サービスの内容・対象者】

障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

障害児通所支援を利用するすべての障害児が対象になります。

【今後の方向性】

令和5年度に利用者数が大幅に増えており、今後は同程度の利用が続くものとします。

そのため、サービスの需要に対応できるサービス提供体制の充実を図ります。また、障害のある児童の適切なサービス利用が図れるよう、障害児支援利用計画作成、モニタリング体制の充実を促進し、定期的に整備状況の確認を行います。

【サービスの実績と見込量】

【年度ごとの対象者数の合計】

障害児相談支援			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	9	26	45	46	44	44
		計画	12	15	16			
下田市	人		4	19	27	27	27	27
東伊豆町	人		1	1	2	2	2	2
河津町	人		4	4	4	4	4	4
南伊豆町	人		0	0	4	5	5	5
松崎町	人		0	2	5	5	5	5
西伊豆町	人		0	0	3	3	1	1

3 発達障害のある人への支援

(1) パARENTトレーニング、パARENTプログラム等の支援プログラム

【取組の内容・対象者】

発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを持つ保護者等が、子どもの発達障害の特性について理解するとともに、必要な知識や方法を習得して適切な対応をとることができるよう、子どもとの適切な関わり方についての指導・支援を行います。

これらの指導・支援の実施にあたっては、その役割を担うパARENTメンター（障害のある子ども等の子育て経験のある親で、その経験を生かし、子どもが障害の診断を受けて間もない親などに対し、助言や相談を行う者）の確保が必要となります。

【今後の方向性】

需要の動向を見ながら、提供体制の整備について検討します。

【実績と見込量】

【年度あたり】

パARENTトレーニング、パARENTプログラム等受講者数			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	4	4	4			
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
河津町	人		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

【年度あたり】

パARENTメンター数			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
河津町	人		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

(2) ピアサポートの活動

【取組の内容・対象者】

障害のある当事者が自らの経験を活かして、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流等を図ったりする活動を行います。

【今後の方向性】

需要の動向を見ながら、実施体制の整備について検討します。

【実績と見込量】

【年度あたり】

ピアサポートの活動 参加者数			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	人	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
下田市	人		0	0	0	0	0	0
東伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
河津町	人		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	人		0	0	0	0	0	0
松崎町	人		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	人		0	0	0	0	0	0

第5節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進・啓発事業

【サービスの内容・対象者】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。具体的には地域住民を対象に、①教室等開催（障害者等の理解を深める教室）、②事業所訪問（地域住民の障害福祉サービス事業所訪問）、③イベント開催（講演会や障害者との交流イベント等）、④広報活動（パンフレット、ホームページ等の広報活動）、⑤その他を行います。

【今後の方向性】

賀茂地区内の各市町が連携を図り、社会福祉協議会や福祉団体が開催するイベント、キャンペーン事業を支援し、地域住民の障害や障害のある人への理解促進、啓発を図っていきます。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

理解促進・啓発事業	第6期実績			第7期計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
下田市	実施	実施	実施	実施	実施	実施
東伊豆町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
河津町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
南伊豆町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
松崎町	実施	実施	実施	実施	実施	実施
西伊豆町	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 相談支援事業

【サービスの内容・対象者】

市町村は、障害者等の福祉に関する各種の問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

具体的には、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、②社会資源を利用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利の擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介などを行います。

【今後の方向性】

相談件数の多様化、複雑化が想定されることから、相談内容に対し、必要な情報を的確に提供します。また、障害福祉サービスの情報提供を行い、支援に結びつけられるよう関係機関と連携を図り、情報提供体制の整備を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

相談支援事業			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	実績	3	3	3	3	3	3
		計画	3	3	3			
相談件数	件	実績	7,569	5,431	4,100	4,100	4,100	4,100
		計画	4,400	4,400	4,400			
地域自立支援協議会	か所	実績	1	1	2	1	1	2
		計画	1	1	1			
基幹相談支援センター	か所	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			

注：上段の令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は見込
下段は第6期障害福祉計画の見込

(3) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容・対象者】

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用に係る費用のすべてまたは一部を支給することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。成年後見制度の利用を希望するが、申し立てを行う親族がいない場合などは、市町村長が代わって申し立てを行います。

なお、対象者は、住民税が非課税であり成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な状況にある人や生活保護を受けている人などです。

【今後の方向性】

今後もサービス需要が想定されることから、サービス提供体制の整備を図るとともに、本サービスを必要としている人の利用を促進します。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

成年後見制度 利用支援事業			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	件	実績	3	7	7	7	7	7
		計画	5	5	6			
下田市	件		3	6	7	7	7	7
東伊豆町	件		0	1	0	0	0	0
河津町	件		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	件		0	0	0	0	0	0
松崎町	件		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	件		0	0	0	0	0	0

注：地区全体の上段の令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は見込（以下同）

地区全体の下段は第6期障害福祉計画の見込（以下同）

各市町の令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は見込（以下同）

(4) 意思疎通支援事業

【サービスの内容・対象者】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等を対象に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

○手話通訳者派遣事業

官公庁の手続や行事、医療機関の受診などで聴覚障害者が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

○手話通訳者設置事業（賀茂地区では未実施）

聴覚障害者等が、手続や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所、町役場の窓口等に配置する事業です。

○要約筆記者派遣事業（賀茂地区では未実施）

手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害者が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。

【今後の方向性】

障害のある人が社会参加をしていく上で、必要不可欠のサービスであり、これまでと同様に今後も手話通訳のサービス需要があることが見込まれます。その一方で、手話通訳者の育成・確保は単独市町では難しいため、賀茂地区共同での育成及び派遣体制の整備を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

意思疎通支援事業			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	回	実績	56	85	86	86	86	86
		計画	57	57	57			
下田市	回		15	14	15	15	15	15
東伊豆町	回		0	0	0	0	0	0
河津町	回		15	38	38	38	38	38
南伊豆町	回		20	28	28	28	28	28
松崎町	回		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	回		6	5	5	5	5	5

(5) 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容・対象者】

在宅の障害者等に対し、日常生活用具を給付または、貸与すること等により、日常生活がより円滑に行われるように便宜を図ります。障害に応じた用具（各種目の対象要件に該当する人を対象）として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストマ装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付を行います。

【今後の方向性】

障害のある人の在宅での生活を継続支援するにあたって必要な事業であるため、制度の周知を行い、利用促進を図ります。

【サービスの実績と見込量】

①介護・訓練支援用具

【年度あたり】

介護・訓練支援用具			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	件	実績	5	2	2	2	2	2
		計画	7	7	7			
下田市	件		1	0	1	1	1	1
東伊豆町	件		1	1	0	0	0	0
河津町	件		0	1	0	0	0	0
南伊豆町	件		3	0	1	1	1	1
松崎町	件		0	0	0	0	0	0
西伊豆町	件		0	0	0	0	0	0

②自立生活支援用具

【年度あたり】

自立生活支援用具			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	件	実績	11	7	12	12	12	12
		計画	6	6	6			
下田市	件		4	0	0	0	0	0
東伊豆町	件		2	6	9	9	9	9
河津町	件		1	0	0	0	0	0
南伊豆町	件		2	1	2	2	2	2
松崎町	件		2	0	1	1	1	1
西伊豆町	件		0	0	0	0	0	0

③在宅療養等支援用具

【年度あたり】

在宅療養等支援用具			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	件	実績	12	8	10	10	10	10
		計画	6	7	7			
下田市	件		2	4	5	5	5	5
東伊豆町	件		6	2	3	3	3	3
河津町	件		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	件		1	0	0	0	0	0
松崎町	件		2	0	0	0	0	0
西伊豆町	件		1	2	2	2	2	2

④情報・意思疎通支援用具

【年度あたり】

情報・ 意思疎通支援用具			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	件	実績	16	12	13	13	13	13
		計画	11	11	11			
下田市	件		2	6	5	5	5	5
東伊豆町	件		2	0	0	0	0	0
河津町	件		6	0	0	0	0	0
南伊豆町	件		1	1	2	2	2	2
松崎町	件		3	4	4	4	4	4
西伊豆町	件		2	1	2	2	2	2

⑤排せつ管理支援用具

【年度あたり】

排せつ管理支援用具			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	件	実績	1,827	1,794	1,764	1,764	1,764	1,764
		計画	1,876	1,938	2,002			
下田市	件		606	623	660	660	660	660
東伊豆町	件		364	362	319	319	319	319
河津町	件		184	187	187	187	187	187
南伊豆町	件		153	112	67	67	67	67
松崎町	件		222	229	245	245	245	245
西伊豆町	件		298	281	286	286	286	286

⑥居宅生活動作補助用具

【年度あたり】

居宅生活 動作補助用具			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	件	実績	5	2	3	3	3	3
		計画	5	7	7			
下田市	件		0	1	1	1	1	1
東伊豆町	件		2	1	2	2	2	2
河津町	件		0	0	0	0	0	0
南伊豆町	件		1	0	0	0	0	0
松崎町	件		1	0	0	0	0	0
西伊豆町	件		1	0	0	0	0	0

(6) 手話通訳者等養成事業（手話奉仕員養成研修事業）

【サービスの内容・対象者】

ろう者が安心して生活できる社会を実現するために、広く地域住民を対象に、ろう者や手話に対する理解促進及び手話の普及に努めるとともに、手話通訳者を養成するために、手話奉仕員養成講座を実施します。

【今後の方向性】

ろう者や手話への理解を深めるための啓発活動を推進します。また、賀茂地区共同で手話奉仕員養成講座等を開催し、手話通訳者の養成を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

手話通訳者等養成事業 (手話奉仕員養成研修事業)			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地区全体	回	実績	113	126	175	175	175	175
		計画	42	37	37			
下田市	回		25	21	36	36	36	36
東伊豆町	回		15	21	33	33	33	33
河津町	回		20	20	20	20	20	20
南伊豆町	回		25	21	20	20	20	20
松崎町	回		0	22	29	29	29	29
西伊豆町	回		28	21	37	37	37	37

(7) 移動支援事業

【サービスの内容・対象者】

屋外での移動に著しい困難を伴う全身性障害者等や、知的障害者等、またはひとりでの外出が困難な精神障害者などが社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加による外出の際の移動について支援します。

ただし、同様の支援が障害者総合支援法の障害福祉サービスにおいて利用できる場合または介護保険法による訪問介護において利用できる場合は、これらのサービスが優先されます。なお、対象者は障害者等であって、市町村が移動の支援が必要と認めた人です。

【今後の方向性】

屋外での移動が困難な障害のある人にとって必要不可欠なサービスです。サービス供給体制の整備とともに周知を図り、本サービスを必要としている人の利用を促進します。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

移動支援事業			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	21	18	16	16	16	16
		計画	44	46	49			
	時間	実績	334.5	326.5	312	312	312	312
		計画	623	655	699			
	実事業所数	実績	10	9	7	7	7	7
		計画	14	14	14			
下田市	人	12	12	11	11	11	11	
	時間	261	277	283	283	283	283	
	実事業所数	4	4	3	3	3	3	
東伊豆町	人	6	4	3	3	3	3	
	時間	19.5	44.5	24	24	24	24	
	実事業所数	3	3	2	2	2	2	
河津町	人	2	2	2	2	2	2	
	時間	7	5	5	5	5	5	
	実事業所数	2	2	2	2	2	2	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
	実事業所数	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	1	0	0	0	0	0	
	時間	47	0	0	0	0	0	
	実事業所数	1	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
	実事業所数	0	0	0	0	0	0	

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容・対象者】

障害者等が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通して、自立と社会との交流促進を図るとともに、家庭における介護の負担の軽減を図ります。

基礎的事業と機能強化事業に分けられ、

- ①基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等を実施します。
- ②機能強化事業として、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

【今後の方向性】

障害者の地域生活の場、社会参加の場として重要な役割を果たすことから、賀茂地区共同での運営を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

地域活動支援センター 機能強化事業			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用登録者数	人	実績	124	123	123	123	123	123
		計画	90	90	90			
I型	か所	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス

【サービスの内容・対象者】

家庭において、入浴することが困難な身体障害者を対象に、入浴サービスを行います。看護師または准看護師もしくは介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、もって心身の健康増進及び、介護者の負担軽減を図ります。

【今後の方向性】

同等のサービス需要が今後も見込まれることから、これまでのサービス提供体制の維持及び促進を図るとともに、サービスの周知を図り、本サービスを必要とする人の利用促進を図ります。

【サービスの実績と見込量】

【年度あたり】

訪問入浴サービス			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	1	1	2	2	2	2
		計画	2	2	2			
	時間	実績	104	105	125	155	155	155
		計画	135	135	135			
下田市	人	0	0	1	1	1	1	
	時間	0	0	20	50	50	50	
東伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
河津町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
松崎町	人	0	0	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	人	1	1	1	1	1	1	
	時間	104	105	105	105	105	105	

(2) 日中一時支援事業

【サービスの内容・対象者】

障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などの支援を行います。

【今後の方向性】

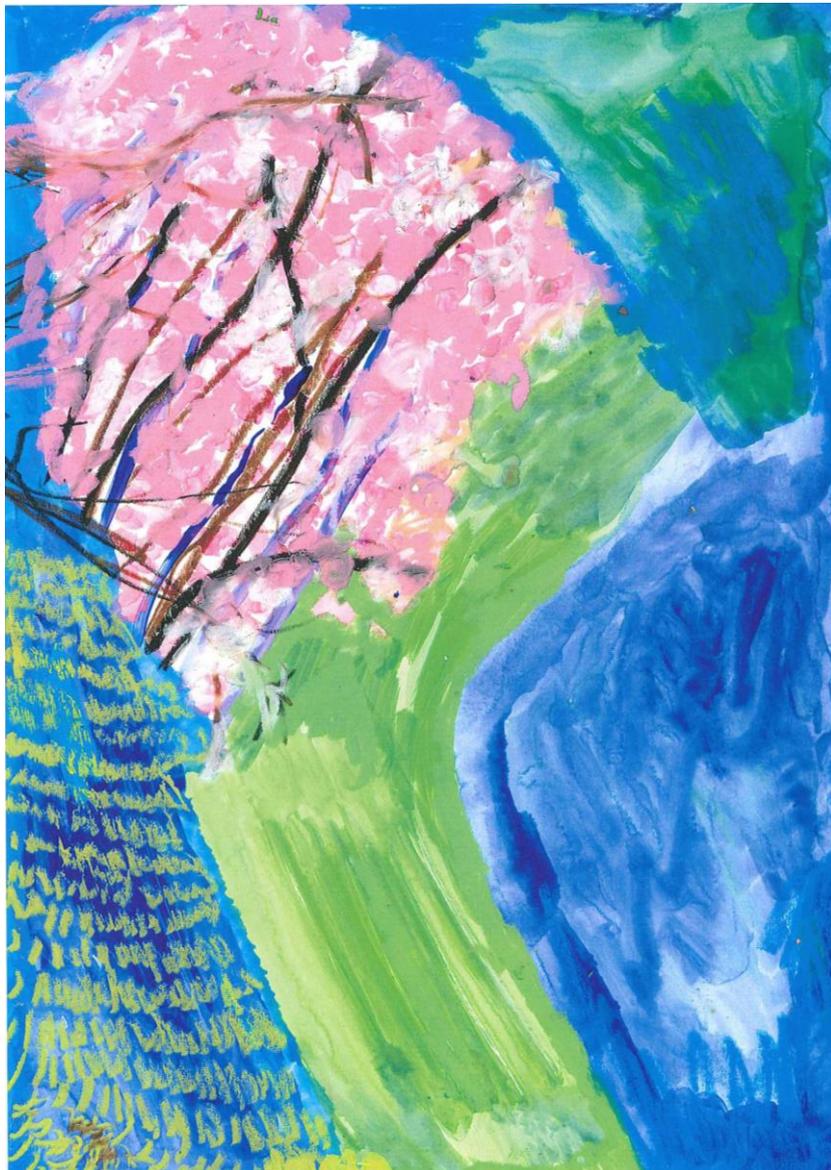
サービスの実績は緩やかな増加傾向にあり、今後は令和5年度の利用状況が続くものとします。これまでのサービス供給体制の充実及びサービス利用の促進を図り、障害のある人及びその家族の負担軽減を図ります。

【サービスの実績と見込量】

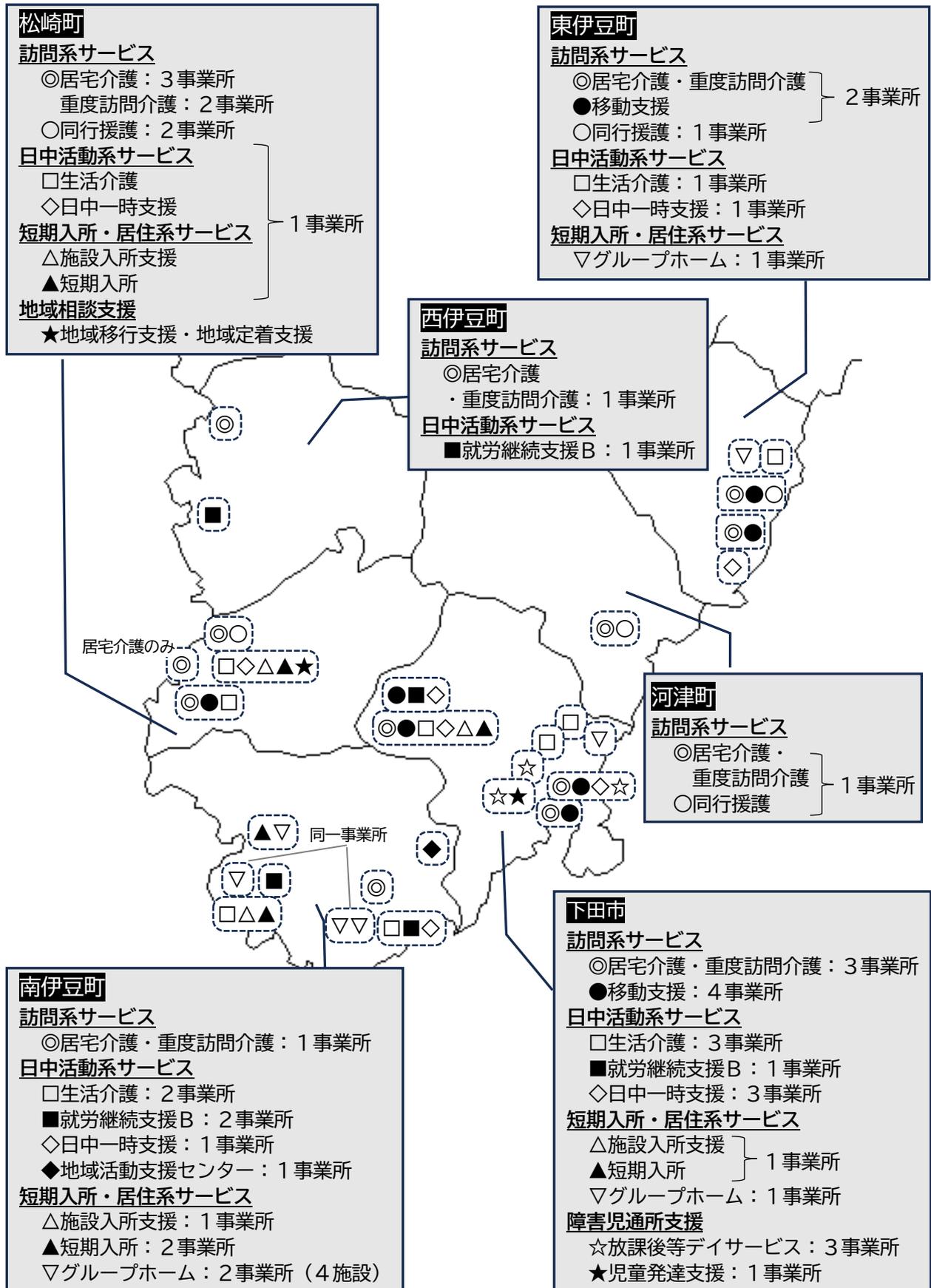
【年度あたり】

日中一時支援事業			第6期実績・計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地区全体	人	実績	23	31	33	40	44	48
		計画	37	39	42			
	回	実績	584	654	740	779	865	895
		計画	1,573	1,643	1,728			
	実事業所数	実績	15	15	16	17	18	18
		計画	17	18	18			
下田市	人	10	14	15	16	17	18	
	回	319	327	372	397	422	446	
	実事業所数	4	4	4	4	4	4	
東伊豆町	人	4	5	5	5	5	6	
	回	7	8	8	8	8	10	
	実事業所数	4	4	4	4	4	4	
河津町	人	0	0	0	4	5	6	
	回	0	0	0	12	15	18	
	実事業所数	2	2	2	2	2	2	
南伊豆町	人	4	5	5	5	6	6	
	回	151	162	173	173	208	208	
	実事業所数	3	3	3	3	3	3	
松崎町	人	5	7	8	8	9	9	
	回	107	157	187	187	210	210	
	実事業所数	1	1	1	2	2	2	
西伊豆町	人	0	0	0	2	2	3	
	回	0	0	0	2	2	3	
	実事業所数	1	1	2	2	3	3	

資料編



1 障害福祉サービス事業所位置図



2 市町別障害福祉サービス事業所設置数、利用状況（令和4年度）

種別	市町別施設数（か所）						利用割合（％）		
	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	賀茂地区内	賀茂地区外	
障害福祉サービス	1 訪問系サービス								
	(1) 居宅介護	3	2	1	1	3	1	99.3	0.7
	(2) 重度訪問介護	3	2	1	1	2	1	25.0	75.0
	(3) 同行援護		1	1		2		100.0	0.0
	(4) 行動援護							—	—
	(5) 重度障害者等包括支援							—	—
	2 日中活動系サービス								
	(1) 生活介護	3	1		2	1		79.5	20.5
	(2) 自立訓練（機能訓練）							0.0	100.0
	(3) 自立訓練（生活訓練）							0.0	100.0
	(4) 就労選択支援							—	—
	(5) 就労移行支援							0.0	100.0
	(6) 就労継続支援（A型）							0.0	100.0
	(7) 就労継続支援（B型）	1			2		1	85.5	14.5
	(8) 就労定着支援							0.0	100.0
	3 療養介護							0.0	100.0
	4 短期入所（ショートステイ）	1			2	1		97.6	2.4
	5 居住系サービス								
	(1) 自立生活援助							—	—
	(2) 共同生活援助（グループホーム）	1	1		2			53.7	46.3
	(3) 施設入所支援	1			1	1		66.2	33.8
6 計画相談支援	2			2	1		79.6	20.4	
7 地域相談支援									
(1) 地域移行支援					1		0.0	100.0	
(2) 地域定着支援					1		—	—	
障害児福祉サービス	1 障害児通所支援								
	(1) 児童発達支援	1						100.0	0.0
	(2) 医療型児童発達支援							—	—
	(3) 放課後等デイサービス	3						86.7	13.3
	(4) 保育所等訪問支援							0.0	100.0
	(5) 居宅訪問型児童発達支援							—	—
地域生活支援事業	移動支援事業	4	2			1		88.9	11.1
	日中一時支援事業	3	1		1	1		97.1	2.9

3 用語解説

あ行

○アウトリーチ

「手を指しのぼす」という意味で、福祉や医療における、地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに、専門家が出向いて支援するサービスのこと。

○アセスメント

「評価」「査定」の意味で用いられることが多く、「対象が周囲に及ぼす影響の評価をすること」「開発が環境に与える影響の程度や範囲、また対策について、事前に予測・評価すること」などを指す。

○医療的ケア

吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動又は手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障害、摂食障害などがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。

○エンパワメント

「能力をつける」、「権限を与える」という意味で、人が社会生活の上で抱える課題や問題を主体的に解決する力や、生活の意欲を高めようとする力を増強、もしくは回復させること。

○オストメイト用トイレ

人工肛門や人工膀胱保有者の方（オストメイト）が、排せつ物等の処理をしやすくする機能を備えたトイレ。

か行

○介護保険制度

40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、その保険料や税を財源に、介護が必要と認定されたときには、原則1割負担で介護保険サービスを利用できる制度。被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付を行う。介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支え合う。

○ガイドヘルパー

視覚障害のある人及び脳性麻痺者等、全身性障害のある人等の移動を支援する人。

○学習障害 (LD=Learning Disabilities)

基本的には、全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。

○グループホーム (共同生活援助)

障害者総合支援法で共同生活援助という。地域社会の中にある住宅 (アパート、マンション、一戸建てなど) において障害のある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

○権利擁護

自己の権利を表明することが困難または不十分な知的障害、精神障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

○合理的配慮

障害のある方の人権が障害のない方と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。典型的な例として、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられる。平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。

○コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

さ行

○サービス等利用計画

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

○支援用具

日常生活用具の種類のひとつであり、点字器や人工喉頭などの障害のある人 (児) の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具のこと。

○静岡県ゆずりあい駐車場制度

車いす使用者駐車場（車いすマークの駐車場）の利用対象者（歩行が困難な身体障害者、高齢者や妊産婦等）に対し利用証を交付し、施設利用時に専用の案内表示がある駐車場に利用証を掲示し駐車させることにより、車いす使用者用駐車場の適正利用の促進と、「福祉のまちづくり」に対する県民の理解を深める取組のこと。平成25年2月1日より全県実施。

○指定特定相談支援事業者

平成24年4月の法の改正により、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業者を特定相談支援事業者という。障害福祉サービス等を申請した障害のある人及び障害のある児童について、サービス等利用計画の作成、サービス支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

○児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

○児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。

○社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、様々な社会福祉事業を実施している。

○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上的の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。

○重症心身障害

障害の種別に関わらず、2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。

○重度心身障害

障害の程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上を指す。（同じ重度心身障害という表現を使っている場合でも、サービスによって障害の等級が異なる場合がある。）

○手話

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の一手法で、手の型・位置・動きを組み合わせて意味を表すもの。

○手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

○障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は年金が支給されるもの。

○障害支援区分

障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すもの。介護給付における障害支援区分の認定は、2次判定を経て、障害支援区分や有効期間について認定等を行う。区分は、1から6までの6段階となっている。平成26年3月31日までは、障害程度区分という名称であった。

○障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

○障害者権利条約

障害（肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚障害などの身体障害、知的障害及び精神障害など）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。

○障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定し、平成28年4月1日から施行。

○障害者支援施設

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。

○障害者週間

平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして、12 月 3 日～12 月 9 日までの期間が設定された。

○障害者自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりにあたって、関係機関が情報を共有し、地域が抱える課題の解決に向け協議を行うために設置された組織。賀茂地区においては 1 市 5 町が共同で設置している。

○障害者自立支援法（平成 18 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念に則り、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて、自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

○障害者総合支援法（平成 25 年 4 月 1 日～）

応益負担を原則とする障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする法律。平成 25 年 4 月から施行された。

○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年 5 月～）

全ての障害者が、必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることから、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項等を定めた法律。令和 4 年 5 月 19 日から施行された。

○障害者優先調達推進法（平成 25 年 4 月 1 日～）

国や自治体が障害者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律。障害者の自立に向けた生活支援を目的とし、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

○障害福祉サービス

障害者総合支援法第 88 条に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免や JR 運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。

○精神科病院

精神保健福祉法に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また、保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば指定病院になることができる。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇が受けられる。

○精神保健福祉士

平成9年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などのために、判断能力が十分ではない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを、家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

○相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う人。

た行

○短期入所（ショートステイ）

障害のある人（児）、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。

○地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。対象者は、創作的活動や生産活動を希望する人など。

○地域生活支援事業

市町村が地域の実情に合わせて、自立支援給付以外に障害のある人の地域における生活を支える様々なサービス。

○地域相談支援

①いろいろなサービスを必要とする、②長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある、③家族やまわりの人から支援が得られず孤立している、などの理由がある人を対象に、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービス等利用計画を作成支援するサービスのこと。

○注意欠陥・多動性障害（ADHD）

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障害があるとされている。勉強や仕事等に細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴がみられる。

○点字

視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。

○点訳

印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）といい、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

○特別支援学校

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授ける特別支援学校として位置づけられたもの。

○特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。従来の障害の程度等に応じて、特別な場で指導を行う「特殊教育」からの転換が図られている。

な行

○内部障害

身体障害のうち、人体の内部の器官に障害があるもの。種別としては、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱または直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害がある。

○難病

原因が不明で治療法が確立していない、長期療養を必要とする希少な疾病。令和3年11月現在、特定疾患等医療給付制度の対象となる疾病は、指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は861疾病となっている。また、障害福祉サービス等の対象となる疾病は361疾病となっている。

○日常生活用具

障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定による障害者または障害児の日常生活上の便宜を図るための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を指す。

○ノーマライゼーション

ノーマライゼーション（Normalization）とは、障害のある人と健常者が区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

は行

○排せつ管理支援用具

日常生活用具の種類のひとつであり、ストマ用装具などの障害のある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品のこと。

○発達障害

幼少期の発達過程によって獲得される認知、言語、社会性、運動などの機能が不十分な状態を「発達障害」と呼ぶ。広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがある。

○ハード面

物事において、施設や設備、道具等、形のあるもの。

○バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置したりするなどといったハード面だけではなく、近年ではすべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

○ピアカウンセリング（ピア活動）

障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。

○PDCAサイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

○避難行動要支援者名簿

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者（障害のある人や高齢者等）の名簿の作成が、市町村に義務づけられることになった。避難支援や安否確認のため避難支援者（消防署や警察署、民生委員児童委員等）に提供し、活用するもの。

○福祉施設

各種の法律により、社会福祉のためにつくられた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤（一部施設は常勤）の医師や看護師、指導員、保育士などがいる。

○福祉的就労

障害などの理由により企業で働けない人のために、障害施設などで働く場を提供すること。

○補装具

身体障害のある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは損なわれた身体機能を補完・代替する用具。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いす、つえ、義眼、補聴器など。

○訪問系サービス

利用者の自宅での快適な療養・生活を目指し、医療度の高い介護サービスから、入浴・排せつ等の生活に即した介護サービス、そして自立生活に向けた生活支援サービスまで訪問して行うサービスのこと。

○ホームヘルパー（訪問介護員）

障害のある人などの家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事などの介護、②調理、洗濯、掃除などの家事、③生活などに関する相談、助言、④外出時における移動の介護などを行う職種のこと。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

○モニタリング

個別支援計画の見直し・評価のこと。一定期間ごとに計画の目標、達成状況の評価、達成されない原因の分析・理由、今後の対応（支援内容・方法の変更、見直しなど）を行う。

や行

○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

○要約筆記

聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝えるもの。一般的には OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の話の内容を透明なフィルムに書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年では、パソコンで入力した画面をプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障害のある人のために筆記を行う人のこと。

ら行

○ライフステージ

人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

○理学療法士

身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えたりする人のこと。国家資格である。

○リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。

また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

○療育

心身に障害のある児童に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。

○療育手帳

平成3年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳の実施」に基づいて、都道府県知事が発行するもの。知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、その障害程度を判定し、都道府県知事が交付するもの。

4 賀茂地区障害者自立支援協議会設置要綱及び構成員名簿

(目的)

第1条 賀茂地区（下田市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町及び賀茂郡西伊豆町の1市5町をいう。）に居住する障害者（障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第2条第1号に規定する「障害者」をいう。以下この要綱において同じ。）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、賀茂地区障害者自立支援協議会（以下「賀茂地区協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 賀茂地区協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 賀茂地区における障害福祉施策の総合的展開に係る検討及び調整
- (2) 賀茂地区内の障害福祉サービス及び困難事例への対応に係る総合的調整
- (3) 賀茂地区障害者計画及び賀茂地区障害福祉計画の作成並びに推進に係る調整
- (4) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性に係る運営評価
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 賀茂地区協議会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 賀茂地区協議会に会長を置き、互選により賀茂地区の障害福祉主管課長の職にある者をもって充てる。
- 3 賀茂地区協議会に副会長を置き、互選により賀茂地区の障害福祉主管課長の職にある者及び静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課長をもって充てる。
- 4 会長は、賀茂地区協議会を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 賀茂地区協議会に運営会議、事務局会議及び必要に応じ専門部会を置くことができ、その内容は別に定める。

(会議)

第4条 賀茂地区協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 賀茂地区協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、これを開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員でない者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- 4 構成員は、代理人を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 賀茂地区協議会に事務局を置き、静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課にお

いて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

賀茂地区障害者自立支援協議会構成員

分野	所属	職名
相談支援	地域生活支援センター すまいる	施設長
	相談支援事業所 すぎのこ相談室	室長
	南伊豆地域生活支援センター ふれあい	施設長
	相談支援事業所 こだま	施設長
	相談支援事業所 オリブ	施設長
教育	県立伊豆の国特別支援学校 伊豆下田分校	副校長(教頭)
	県立伊豆の国特別支援学校 伊豆松崎分校	副校長(教頭)
	県立東部特別支援学校 伊豆高原分校	副校長(教頭)
就労	下田公共職業安定所	上席職業指導官
	賀茂障害者就業・生活支援センター・わ	センター長
医療	河津浜病院	院長
	ふれあい南伊豆ホスピタル	院長
市町	下田市福祉事務所	所長
	東伊豆町住民福祉課	課長
	河津町福祉介護課	課長
	南伊豆町福祉介護課	課長
	松崎町健康福祉課	課長
	西伊豆町健康福祉課	課長
県健康福祉センター	静岡県賀茂健康福祉センター	福祉部長
	静岡県賀茂児童相談所	児童相談所長
静岡県	静岡県健康福祉部障害者政策課	課長
		圏域SV
		圏域SV
	静岡県健康福祉部障害福祉課	課長

5 障害者計画等策定・推進協議会規約及び推進協議会・運営委員会名簿

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を共同して策定し、当該計画等に基づく施策の実施に関する事務の連絡調整を行うことにより、賀茂地区における広域的な障害福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会という。

(構成市町)

第3条 協議会は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下「関係市町」という。）で構成する。

(担任する事務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 障害者計画等の策定に関する事務
- (2) 障害者計画等の実施についての関係機関との連携、調整及び情報交換に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者計画等を策定し、及びこれに基づく施策を推進するために必要な事務

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する関係市町の市町庁舎内に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、関係市町の長をもってこれを組織する。

- 2 協議会の運営は、関係市町の障害福祉行政主管課長（以下「委員」という。）が行う。

(役員)

第7条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- 2 会長及び副会長は、関係市町の長が協議して定めた市町長をもって充てる。
- 3 役員は、非常勤とする。

- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることを妨げない。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

第3章 協議会の会議

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員によりこれを行う。

- 2 会議は、会長が招集する。この場合において、会長は、会議の場所、日時及び会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長の属する関係市町の委員をもって充てる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議の議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(幹事会)

第10条 協議会の事務の管理及び執行に関する事項で、会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係市町の障害福祉行政主管係長をもってこれを組織する。
- 3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、会長の属する関係市町の障害福祉行政主管課に置く。

第4章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第12条 協議会の担任する事務に要する経費は、関係市町の負担金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項の規定により関係市町が負担すべき負担金（以下「負担金」という。）の額は、均等割及び予算の属する年度の前年の10月1日現在における障害者手帳所持者の割合により、次に掲げる基準の定めるところによる。

- (1) 均等割 4割
- (2) 障害者手帳所持者割 6割

- 3 関係市町は、前項の規定による負担金を、事務局を置く市町に交付しなければならない。
- 4 負担金の交付の時期については、会議で定める。

(歳入歳出予算)

第 13 条 協議会の歳入歳出予算は、前条第 3 項の規定により交付される負担金その他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をもってその歳出とする。

- 2 前項の規定による予算は、事務局を置く市町の一般会計に計上するものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第 14 条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

- 2 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。
- 3 第 1 項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに関係市町に送付しなければならない。

(出納員)

第 15 条 協議会に出納員を置き、会長の属する関係市町の会計管理者をもって充てる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

(決算報告)

第 16 条 協議会に関する決算は、予算を執行した市町（以下「予算執行市町」という。）において処理するものとする。

- 2 予算執行市町の長は、協議会に関する決算を予算執行市町の議会の認定に付したときは、速やかに、当該決算を予算執行市町以外の市町の長に報告しなければならない。

(契約)

第 17 条 協議会の予算の執行に伴う請書又は契約書の作成を必要とする契約は、会議を経なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第 18 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続及び会長の属する関係市町の財務に関する手続の例による。

第 5 章 補則

(解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合には、関係市町が、その協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

- 2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係市町の長においてこれを監査委員の監査に付し、その意見を徴しなければならない。

(補則)

第 20 条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除くほか、協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、協議会に関し必要な手続きその他の行為は、この規約の施行の前においても行うことができる。

(任期の特例)

- 2 第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、初回の役員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(読替規定)

- 3 この規約施行後最初に開かれる協機会の招集等に関しては、第 9 条第 2 項中「会長」とあるのは「西伊豆町長」と読み替えるものとする。
- 4 平成 18 年度における障害者手帳所持者割については、第 12 条第 2 項中「予算の属する年度の前年の 10 月 1 日」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日」と読み替えるものとする。
- 5 平成 18 年度に係る協議会の歳入歳出予算に関しては、第 14 条中「年度開始前に」とあるのは「この規約施行後速やかに」と読み替えるものとする。

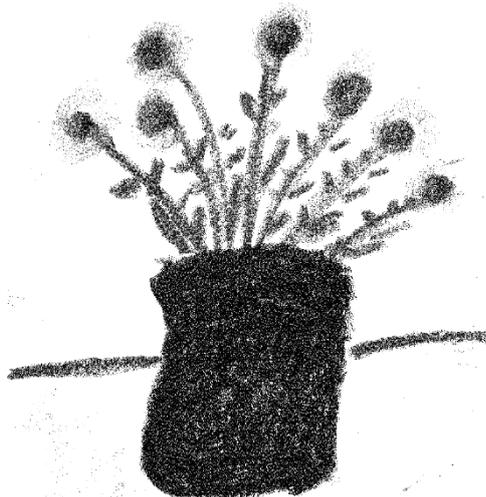
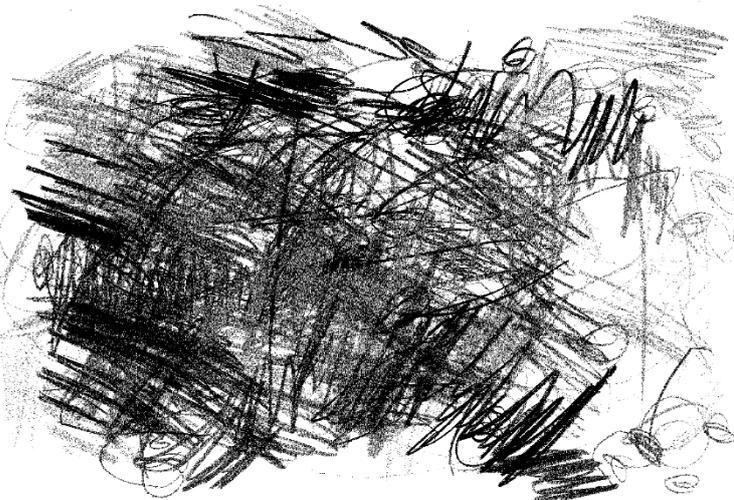
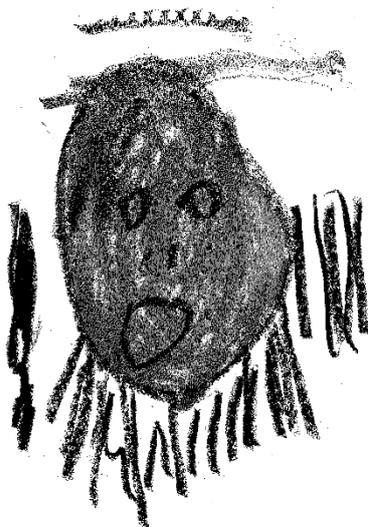
賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会

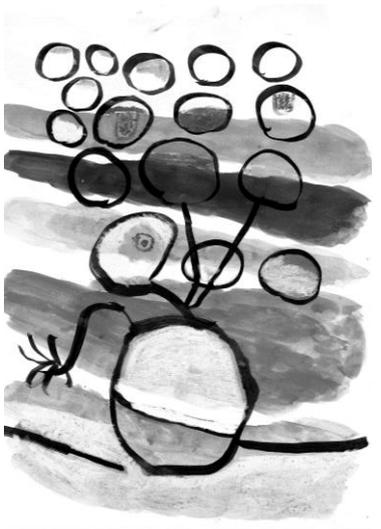
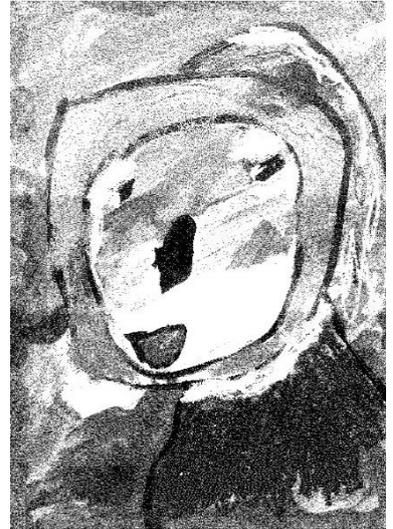
市町名	役職名	氏名	備考
下田市	下田市長	松木 正一郎	会長
東伊豆町	東伊豆町長	岩井 茂樹	
河津町	河津町長	岸 重宏	副会長
南伊豆町	南伊豆町長	岡部 克仁	
松崎町	松崎町長	深澤 準弥	
西伊豆町	西伊豆町長	星野 淨晋	

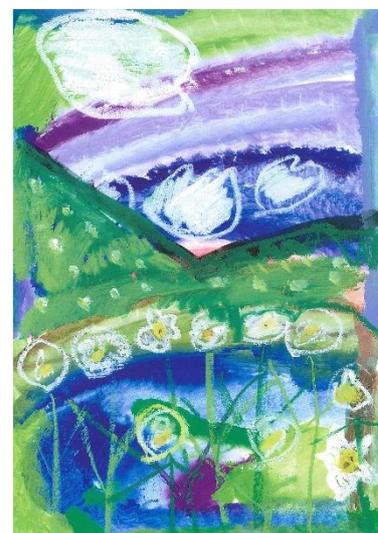
賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会運営委員会

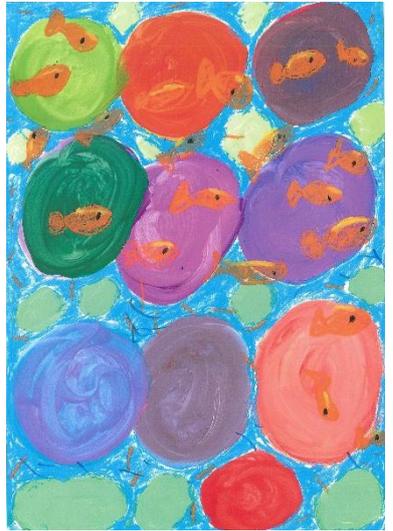
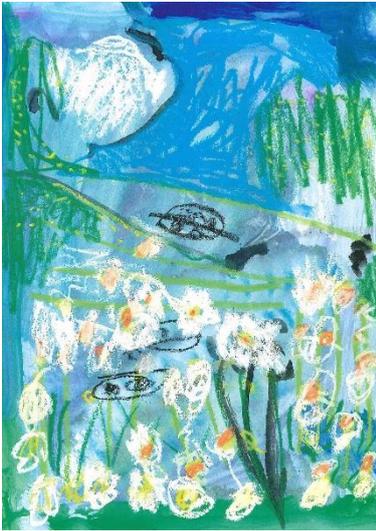
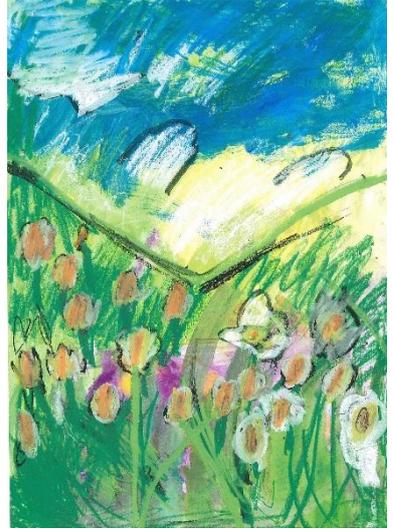
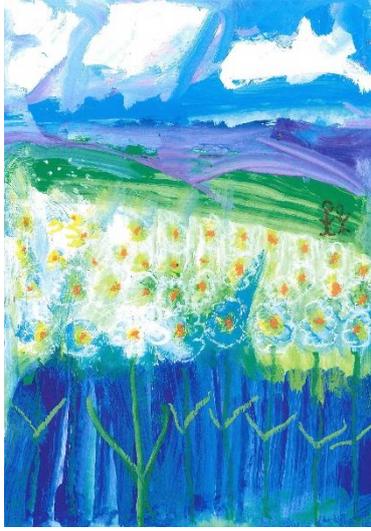
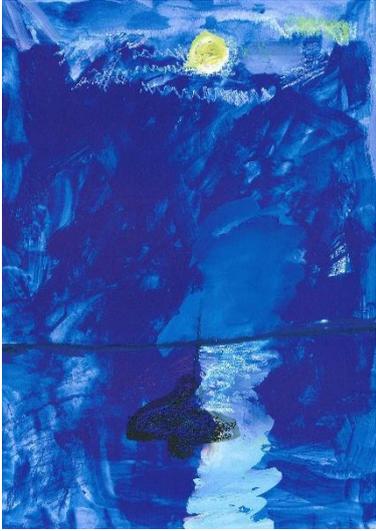
市町名	役職名	氏名	備考
下田市	福祉事務所長	芹沢 直人	委員長
東伊豆町	住民福祉課長	鈴木 尚和	
河津町	福祉介護課長	土屋 勉	副委員長
南伊豆町	福祉介護課長	高橋 健一	
松崎町	健康福祉課長	鈴木 悟	
西伊豆町	健康福祉課長	渡邊 貴浩	

6 障害者（児）絵画ギャラリー









第 5 次 賀茂地区障害者計画

第 7 期 賀茂地区障害福祉計画

第 3 期 賀茂地区障害児福祉計画

発行日 令和6年3月

企画・編集 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会
下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町

